

令和 5 年第 4 回定例会

# 長柄町議会会議録

令和 5 年 12 月 7 日 開会

令和 5 年 12 月 8 日 閉会

長柄町議会

## 令和5年長柄町議会第4回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第1号（12月7日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○一般質問	9

鶴岡喜豊君	9
-------	---

1. 住宅新築補助金交付要綱・空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱・住宅リフォーム補助金の共通の目的及び補助金等の内容について伺います。
2. 台風13号の大雨による町道・農道等の災害復旧工事の契約に基づく業者への振り分け、請負額、工事内容について伺います。
3. 日吉小学校区の令和4年度の出生数は4人だが、日吉小学校の在り方についてどのように考えているか伺います。
4. ハラスメントの防止・相談等に執行部はどのような対策・体制を取っているか伺います。

本吉敏子君	30
-------	----

1. Wi-Fi環境について
2. あんしん生活情報誌について
3. 妊娠期から産後、育児まで切れ目ない支援について

三枝新一君	45
-------	----

1. 蛍光灯照明器具及び蛍光灯の製造禁止の対応について	
2. ふるさと納税の寄付金の利用について	
3. I T稲作農業について	
宮 坂 陽一郎 君	60
1. 災害時の対応等に関して	
2. 第5次総合計画の見直しに関して	
3. 農業政策に関して	
4. 旧水上小の工事進捗状況に関して	
5. 福祉行政に関して	
6. 議会議事録の公開に関して	
7. 環境行政に関して	
8. スクールバスに関して	
9. 校医等の業務内容に関して	
10. 町役場の住民対応に関して	
佐久間 繁 英 君	79
1. 町民の利便性と町の活性化について	
2. 町内の河川整備について	
○散会の宣告	87
第 2 号 (12月8日)	
○議事日程	89
○出席議員	89
○欠席議員	90
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	90
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	90
○開議の宣告	91
○諸般の報告	91
○一般質問	91
高 橋 智恵子 君	92
1. 長柄町の農業の将来・展望について	

2. 観光協会の取り組みについて	
3. 学校教育の取り組みについて	
岡部弘安君	103
1. 長柄町の農業の在り方について	
2. エアコンの取付の無い自治会集会に対して、酷暑の中、介護予防推進活動ができな かったり、又、避難所としても使われる自治会集会所へ希望によりエアコンの取付 時に補助をしていただけないか伺います。	
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
○議案第4号の上程、説明、採決	127
○議案第5号～議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
○令和4年度決算認定について（委員長報告）	146
○議会基本条例策定特別委員会委員の指名	151
○日程の追加	152
○閉会中の継続調査の申し出	153
○閉議及び閉会の宣告	153
○署名議員	155

令和5年長柄町議会第4回定例会を次のとおり招集する。

令和5年10月31日

長柄町長 月岡清孝

1 期 日 令和5年12月7日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	金 坂 光 章 君	2 番	宮 坂 陽一郎 君
3 番	佐久間 繁 英 君	4 番	神 崎 清 美 君
5 番	高 橋 智恵子 君	6 番	岡 部 弘 安 君
7 番	鶴 岡 喜 豊 君	8 番	池 沢 俊 雄 君
9 番	本 吉 敏 子 君	10 番	古 坂 勇 人 君
11 番	三 枝 新 一 君	12 番	柴 田 孝 君

不応招議員（なし）

## 令和5年長柄町議会第4回定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和5年12月7日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告(議長の報告)  
日程第 4 一般質問

---

### 出席議員(12名)

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 金坂光章君  | 2番  | 宮坂陽一郎君 |
| 3番  | 佐久間繁英君 | 4番  | 神崎清美君  |
| 5番  | 高橋智恵子君 | 6番  | 岡部弘安君  |
| 7番  | 鶴岡喜豊君  | 8番  | 池沢俊雄君  |
| 9番  | 本吉敏子君  | 10番 | 古坂勇人君  |
| 11番 | 三枝新一君  | 12番 | 柴田孝君   |

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |                     |       |                 |        |
|---------------------|-------|-----------------|--------|
| 町長                  | 月岡清孝君 | 総務課長            | 内藤文雄君  |
| 企画財政課長              | 白井浩君  | 税務住民課長          | 山越康弘君  |
| 健康福祉課長              | 森田孝一君 | 建設環境課長          | 若菜聖史君  |
| 産業振興課長              | 小泉義彦君 | 会計管理者           | 小川久美子君 |
| こども園長               | 川嶋静雄君 | 教育長             | 石川和之君  |
| 学校教育課長<br>兼給食センター所長 | 西周信幸君 | 生涯学習課長<br>兼公民館長 | 石井和子君  |
| 選挙管理<br>委員会書記長      | 内藤文雄君 | 農業委員会<br>事務局長   | 小泉義彦君  |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 幹 宏

議会書記 貝塚 匡

議会書記 那須 悠 太

---



開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（柴田 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきご苦労さまです。

傍聴の皆様方にはご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和5年長柄町議会第4回定例会を開会いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（柴田 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

5番 高 橋 智恵子 君

6番 岡 部 弘 安 君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（柴田 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日7日から8日までの2日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から8日までの2日間に決定をいたしました。

---

## ◎諸般の報告

○議長（柴田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、監査委員から提出された例月出納検査結果報告書、また、当職が10月中に茨城県取手市及び神奈川県葉山町に行政視察を行った報告書については、いずれも印刷してお手元にお配りしますので、ご了承ください。

ここで、当職から、令和5年第3回定例会の鶴岡喜豊議員の一般質問の質疑中における発言取消しの要求と、議事録にて当該質疑が削除された状態で公開された件で報告があります。

鶴岡喜豊議員の一般質問における一部発言が個人情報に係る発言として、当職が発言の取消しを求め、その後の議事録調製の際に、会議規則第119条、また昭和33年3月10日自治省行政課長通知の例により、議事録から削除して公開しましたが、その後、本件経緯を調査・検証したところ、議員の発言は個人情報には当たらないと判断しました。

議員の発言の取消しを求めた件、並びに議事録から当該発言を削除して公開した件について撤回しましたことをご報告いたします。

今後の議事運営に当たりましては、慎重に判断してまいります。よろしく皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、ホームページに公開されている議事録は、既に削除前の原本をベースにしたものに差し替えてございますので、併せてご報告いたします。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議員、本吉敏子君から広域議会に関して報告がありますので発言を許可します。

本吉敏子君。

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（本吉敏子君） 皆様、おはようございます。9番、本吉敏子です。

お時間をいただき長生郡市広域市町村圏組合決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

令和5年第2回議会定例会に上程された認定案第1号 令和4年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算、認定案第2号 令和4年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算、認定案第3号 令和4年度長生郡市広域市町村圏組合水

道事業会計決算及び認定案第4号 令和4年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計決算の認定案4件につきましては、8月25日の本会議において9名の委員で構成される決算審査特別委員会が設置され、その審査を付託されました。

本委員会は、本会議にて設置された後、直ちに第1回特別委員会を開催し、袴田忍委員長、鈴木敏文副委員長が選任され、9月26日第2回特別委員会が開催され、付託された認定案4件について当局から管理者ほか関係職員の出席を求め、監査委員の決算審査意見書や当局から提出のあった審査資料を基に慎重に審査いたしました。その経過と結果についてご報告をさせていただきます。

最初に、管理者に対する総括質疑の概略を申し上げます。

認定案第4号、病院事業会計決算で、「B棟の改築延期や医師不足などがある中、職員の努力により徐々によい方向に向かっていると感じているが、管理者としてはどのように考えているか」との質疑があり、「令和4年度も新型コロナ対応に関わる国・県からの補助金による黒字決算となったが、基本的には赤字体質は避けられないというのが今の状況だと思う。当院、当医療を圏域においても医師不足による医療過疎と医師の働き方改革が大きな問題だが、今後も過度な投資をせず医師のモチベーションを上げ赤字削減に努めたい」との答弁がありました。

次に、事務担当部局に対し会計ごとに審査を行いました。

認定案第1号、令和4年度一般会計歳入歳出決算において、歳出から質疑が行われ、「4款衛生費、2項清掃費では、総合評価技術審査会の委員の構成と会議の内容は」との質疑に対し、「新最終処分場浸出水処理施設建設工事に関わる技術審査会設置要綱の規定により、委員は学識経験者2名とそのほか管理者が必要と認める者3名の計5名で構成しており、プラントの安定稼働や処理性能などについて意見をいただくとともに、落札者決定基準等について審議いただいた」との答弁がありました。

5款消防費では、「先般の大雨により多くの浸水被害が発生したが、今後、水害や水難事故に対応するボートや救助用備品を整備する考えは。また、水難事故に対応できる救助隊をつくる考えはあるのか」との質疑に対し、「どのような災害でも当消防本部で完結したく、今後もいろいろな資機材の購入を十分検討していきたい。また、令和4年7月に水難救助隊検討委員会設置要綱の策定と、具体的な対応方針を検討する作業部会を設置した。水難救助隊の養成には時間がかかること、また資機材購入や資格取得には高額な費用が必要となるので、人材育成と併せ前向きに検討しているところである」との答弁がありました。

次に、認定案第2号、令和4年度特別会計火葬場・斎場事業歳入歳出決算については、売店業務についての質疑があり、「以前は長南町商工会に清掃管理業務を委託しており、その業務の一環として売店を委託していたが、令和3年3月に閉店した。なお、会食時の飲物などは仕出し業者が用意しており、支障なく会食が執り行われているので、売店再開は考えていないが、今後も利用者の利便性を調査してまいりたい」との答弁がありました。

次に、認定案第3号、令和4年度水道事業会計決算について、歳入歳出一括して質疑が行われ、「末端給水事業体の統合・広域化のための事務局はどのような体制か。また、統合に関し、現在の進捗状況は」との質疑に対し、「山武郡市広域水道企業団内に設置された統合検討班に各事業体から1名ずつ派遣し、4名で検討に当たっている。現在は、基本計画の素案の取りまとめと、13市町村の首長を委員とする統合協議会を設置することの是非について意向確認するための準備をしている」との答弁がありました。

最後に、認定案第4号、令和4年度病院事業会計決算について、歳入歳出一括して質疑が行われ、「令和4年度は4名の医師が退職し、3名が採用となったが、皮膚科の先生がいなくなり困っているとの住民の声がある。今後、採用の見通しはあるのか」との質疑があり、「皮膚科医師については、自身で開業され退職となった。千葉大にも派遣のお願いをしているが、すぐには難しい状況である」との答弁がありました。

また、「B棟の基本実施設計が終了したが、当初からの変更点はあるのか」との質疑に対し、「隣接する住民より日照についての要望があったので、該当する部分の建物を縮小する設計変更をした。今後は、駐車場の位置等について比較検討し、令和7年度から工事着工を目指している」との答弁がありました。

以上が各会計決算における主な質疑応答の概要であります。

本委員会は、以上のような内容を踏まえ、付託された認定案4件全てが採決の結果、委員全員の賛成をもって、いずれも認定することに決しました。詳しい概要は、議員の皆様のお手元にお配りさせていただきましたので、見ていただきたいと思います。

以上で長生郡市広域市町村圏組合決算審査特別委員会の報告を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（柴田 孝君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また通告外のごことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、質問、答弁を含めて60分以内で終わるようご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により順次発言を許します。

---

◇ 鶴 岡 喜 豊 君

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 皆さん、おはようございます。7番、鶴岡喜豊です。傍聴人の皆様には、師走の忙しい中、議会の傍聴に足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、3つの補助金要綱の内容を質問するために例規集を確認している中、去年の第4回議会定例会において一般質問をしました私道の舗装工事の補助金の交付要綱の内容が材料代支給から交付金支給に訂正されており、補助金の交付申請が容易になったと思います。

しかし、まだまだ私は位置指定道路の道路整備、宅地造成の環境整備だと考えて、私道でも町で舗装工事をするべきだと考えています。

また、前回の第3回議会定例会の一般質問で、町民の知る権利とは正しい情報を配信することだと説明しましたが、台風13号による被災者の水道料金の減免を、ほかの市町村はホームページで配信しておりましたけれども、また、茂原市では減免申請の様式をダウンロードできるようになっていました。しかし、長柄町のホームページは、台風13号に関する情報という表題はありましたが、水道料金の減免の情報は掲載されておらず、町民は知ることができず、執行部は何をしているのか、私はちょっと憤りを感じております。9月の一般質問が生かされておらずに大変残念だと思います。

前振りの最後といたしまして、9月第3回議会定例会において、私の主張を認めていただきありがとうございます。

それでは、執行部のよかった点と悪い点を指摘したところで、議長の許可をいただきまし

たので、通告に従い質問をさせていただきます。

最初に、私は住宅新築補助金交付要綱、空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱、住宅リフォーム補助金交付要綱の目的は、趣旨の第1条に掲載されている移住定住の促進だと考えていますが、執行部の考えを伺います。

また、一般質問で通告しました補助金の内容についてはこの後に伺いますので、目的の答弁のみお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） おはようございます。

鶴岡議員の質問にお答えします。

住宅新築補助金ですが、交付要綱第1条の趣旨には、本町への定住促進に資するとともに、地域経済対策として町内産業の活性化及び雇用の促進を図るため、町に定住する意思を持って新築住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するとなっており、片や空き家バンク登録促進事業補助金では、長柄町における空き家の有効活用を通じて、長柄町空き家情報登録制度に登録された物件を売却し、賃貸し、購入し、または賃借する者を支援することにより、空き家バンク制度の利用の活性化を図り、空き家を活用した長柄町への移住及び定住の促進に資するため、予算の範囲内で補助金を交付するとしており、ご質問の共通の目的といたしましては、移住定住促進が主なものとなっております。

一方で住宅リフォーム補助金は、その趣旨として、町民の生活環境の向上及び定住促進に資するとともに、地域経済対策として町内産業の活性化及び雇用の創出を図るため、町内施工業者により住宅リフォーム工事を行ったものに対し、予算の範囲内で補助金を交付するとしており、こちらは既に住まわれている方が住み続けることを目的として助成するものです。

次に、補助金内容といたしまして、まず住宅新築補助金は、補助基本額20万円と加算措置が4種類各10万円ずつで、補助上限額は60万円となっております。

空き家バンク登録促進事業補助金は、空き家改修事業で上限額100万円、空き家家財道具等片づけ事業で上限額20万円、空き家利用者応援事業で上限額10万円です。住宅リフォーム補助金は、上限額20万円となっております。

これらいずれも補助対象経費及びその率がそれぞれに定められております。ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） どうもありがとうございました。

ちょっと確認でもあるんですけども、住宅のリフォーム第1条趣旨に、定住促進を資する者という文言があるんですけども、要は私にしてみれば、空き家バンクも住宅のリフォーム、新築も全て長柄町に移住定住のために移住、新築する経費の補助だと考えていますけれども、執行部はちょっと町長がいろいろ言っていましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

大きな捉え方として言えば、議員のおっしゃるとおりだと思います。

具体的に申し上げますと、全て外から移り住んでいただく方のみの制度でもなくて、新築住宅の補助では、例えば家の建て替えや、いわゆる分家や別家なども対象となるので、今既に町民として住まわれている方たちの住み続けるという意味で言うと定住施策、これは文言の定義の話になってしまうと思いますけれども、定住施策ということで、移住定住と切り分けた形でというのが我々の立場の答弁でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 執行部の考えは今伺ったとおりで、私はどっちかという、3つの要綱とも移住定住促進のため、要はリフォームして長柄町から出ていかないための補助だと考えております。

そこで、家を建てたこと、この3つの要綱の内容についてこれから質問していきたいと思っておりますけれども、その前に家を建築したことのある内藤課長に伺いますけれども、空き家を購入してリフォームするのと、家を新築するの、どちらが経費がかかると思われますか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

今の質問の内容ですけれども、家の大きさや工事の方法により様々だと思います。費用がかかるリフォームもあれば、今ハウスメーカーがかなり安く建てていることもありますので、一概には何とも申し上げられませんが、新築のほうが経費はかかると、そういうケースが多いと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 傍聴人の方もたくさんいますので、そんな逃げるような答弁しないで、新築は2,000万円、3,000万円、ウン千万円かかるでしょう。リフォームは高くても1,000万円、下手すると二、三百万円、それがリフォームでしょう。当然新築のほうがかかると思いますよ。はっきり言ってくださいよ。そんな大きさによって違うだとか、どうのこうの逃げ言葉をつけないで、これから答弁ははっきりとお願いしたいと思います。

当然で、私も家の新築のほうが経費がかかると思っています。しかし、この補助金の交付額は、経費のかからない空き家バンクのリフォーム、経費の3分の2に相当する額、請負型で100万円、附帯条件を加算すると最高130万円まで補助金が交付されます。

しかし新築は、町長も言いましたけれども、20万円、附帯いろいろ足しても最高額60万円、経費のかかる新築のほうが70万円も安いんですよ。おかしいと思いませんか。私はおかしいと思って今日質問しているんですけども、どうして経費のかからないリフォームのほうが補助金の交付額が高くて、経費のかかる新築のほうが経費が安いのか。不公平だと思いませんか。不公平だと考えないのか、まず伺います。

そして、どうして経費のかからない新築のほうが、交付金が、補助金が少ないのか。その2点伺います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

事業の背景なども含めましてご答弁をさせていただきたいと思えます。多少、少しだけ長くなると思えますけれども、よろしく願いいたします。

〔「短くお願いします」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（白井 浩君） はい。

新築住宅の補助金を開始したのは平成28年当時でございます、他の自治体よりも比較的早いほうでございます。加算額を含めて60万円は、現在県内の自治体の中でもほぼ中位程度の位置にあるというふうに認識しております。この当時は、持家を持って長柄町に定住していただくための支援、人口減少に対応する施策として創設したものでございます。

空き家バンク事業は、その前の平成26年から開始してはいたけれども、バンクとして開始していたというところで、助成事業といたしましては、平成30年から空き家の改修事業を開始いたしました。人口減少は変わらぬ大きな問題であるものの、加えて近年急激に増えてまいりました空き家の問題が大きな社会問題として取り上げられまして、本町におきましても、環境、景観、そして防犯など様々な面から空き家問題を早急に対応すべき重要な課題と



位置づけました。

時を同じく、長柄町では、大学連携型生涯活躍のまち構想を地方創生の総合施策と位置づけまして、都市住民の移住定住の推進を本格化いたしました。市民目線で空き家ニーズが高まっている背景といたしましては、テレビ番組などの影響はもちろんですが、田舎暮らしが注目をされ始めまして、凶らずもテレワークなどの普及などから、どこでも働けるようになり、またネット販売の普及で田舎のデメリット部分が減って、都市部との差が多少なくなってきたとも評されております。加えて、おうち時間が増えて、広い家を求める傾向が強くなってきたことなども挙げられるかと思えます。これは窓口や移住定住コーディネーターから実際に聞こえてきていることでございます。

地方移住の選択肢として、経済的な面から圧倒的に空き家を求めるものが多く、不動産業者などによるリノベーション済みの物件よりも、自分好みにカスタマイズする改修型のニーズが現在高くなってきております。そこに自治体、町ですね、自治体からの補助金がかかることにより改修費用を抑えられることなどから、多くの物件契約につながっているものと承知しております。

一方で新築では、よく耳にすることといたしまして、地方移住は夢だったし、子育て期間の田舎暮らしを求めているものの、人生の中で大きな買物となる新築のマイホームを買い、一生そのまち、その場所に住む覚悟はまだないなどが聞かれております。一旦その地域の仲間入り、様子見といった志向も多いように思われます。

このような需要の関係から、千葉県内の自治体において、空き家バンク、空き家改修などの事業に係る助成制度が、新築に対するものと比べてもかなり多いことは数字でも出ております。

我々自治体が政策として新たな事業をつくる際には、当然その背景や目的がございます。本件で申し上げますと、空き家を活用して、空き家を減らして、なおかつ移住を促進し、人を増やすことで、様々な複数のこの町の、長柄町の問題解決につなげていくことができる。予算の範囲内ですけれども、新築についてもできる範囲で行っているものでございます。

新築の補助が低いイコール不公平という、そういうご質問だというふうに存じ上げておりますけれども、新築の補助金は他の市町村に比べて決して劣るものではございません。中には、全国には何百万円という額を助成している自治体も確かにございます。多分、県内では、先ほど申し上げたように中位程度ではないかというふうに思っております、本町の空き家

バンク事業が逆に他に比べてかなり手厚くなっているもので、逆にそのようなことから、議員の今のご指摘につながっているものではないかというふうに理解をしております。

あれもこれも景気よくできれば一番それがいいんですけれども、限られた予算の中で張りをつけつつ、人口増施策の一つとして行っているものでございます。長柄町といたしましては、現在は外からの移住希望者と町内の空き家を処分、維持にお困りの方々をより多くマッチングして、空き家に係る町の諸問題の解決と人口増を同時に図っていく施策を、いわゆる一押しで行っているものでございまして、そのようなことからご理解を賜りたい、そういう答弁とさせていただきたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） ちょっと長過ぎてよく理解できませんでしたので、後で議事録を読んでよく検討させてもらいます。

ほかにちょっと疑問に思ったことがあるんですけれども、例えば空き家バンクの補助金の加算に登記費用5万円が交付されますけれども、執行部は新築は登記しないと考えているんでしょうか。びしっと答えてくださいね。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） かかることを承知しております。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） かかることを承知しているならば、空き家バンクは登記費用を見て、新築はどうして登記費用の補助を見ないんですか。それこそ不公平じゃないですか。それこそ、見ない理由を教えてください。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 先ほども答弁で申し上げましたけれども、空き家バンクの登録とバンクを通じてのマッチングが少しでも進むようにということで、町の物件に決めたい、長柄町に住みたいというふうに考えてもらえるようにということで、その名のおり登録促進事業として補助しているものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 補助金とか交付要綱の中身云々は、最終的に町長に判断するように質問したいと思います。

次に質問したいことは、ちょっと私耳に挟んだんですけれども、町外に住んでいた子供を

長柄町に呼び戻し、移住定住のために親が家を建てた場合、その建てた家に子供が住んでも補助金の対象にならないということを聞いたんですけれども、これはちょっと私、おかしいんじゃないかと思って質問しているんですけれども、執行部の考えを伺います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

役場に来られた方に対しては、要綱に照らし合わせて、対象にならないということをご説明しております。

補助金の交付要綱には、町に定住する意思を持って新築住宅を取得する者又は自己の居住の用に供するためというふううたっております。自分が自分の家を建てる際に受ける補助金という位置づけでございます。家を建てたらとにかく町から補助金が出るという制度ではございません。ご理解いただきたいと思っております。

議員の言われている家の建築主は本人ではなく、あくまでもその親ということで、当事者以外に交付するものではございません。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 8年前、私、分家に補助金を持って、当選した初めての9月の一般質問でやったんですよ。要は、呼び戻せないならば、出ていくのを防ぐために、弟が、次男、三男がいた場合、畑や田んぼあるからそれを埋めて家を建てたら、それに補助金をということ、分家に補助金をという名目をうたったんですけれども、要は、分家の補助金も、外に出ないようにするのも、外に出ていた子供に帰ってきてもらうのも、私は一緒だと思うんですよ、移住定住。親が建てて、子供来なさいよ。家を建てたから帰ってきてくれよと、そういう切な親の願い、そういうものは移住定住に私は対応させても、補助金の対象にしてもいいんじゃないかと思っておりますけれども、これは町長に考えを聞きます。町長、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 先ほど白井課長のほうから答弁ございました。ですが、本当に鶴岡議員が先ほども言っているように不公平とか、いろいろそのお気持ちも十分それも理解はしております。

今後、本当に私のほうも調査研究、また検討して行って、総合的にそちらのほうは判断していきたいと、今考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 私の主張を、町長は答弁で要綱を少し見直すということで、すぐに材料支給代から交付金支給のように変えたわけでございます。さすが若い町長、すぐやってくれるなど感心していたわけで、最初前振りで褒めたつもりでいるんですけども、今回のこの要綱、また最後に質問したいと思いますけれども、ぜひ今町長が答弁したように、総合的に判断してやっていただきたいと思います。

次に、新築住宅の補助金要綱など、地元の業者が施工ならば10万円という加算項目があるんですけども、私は長柄町の建設業者、針東の……、名前出しちゃいけないですよ。1社ぐらいしか知らないんですけども、執行部は棟梁と言われる、今でも家を建てる大工さん並びに家を建設する建設業者、どのくらい把握していますか。

また、令和4年度、1年間に建築工事届、確認申請等は何件申請があつて、地元の業者が施工したのは何件あるか、パーセンテージを伺います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

事前にその辺質問するよということ言われていたので、データのほうを取り寄せてみました。税情報と経済センサスなどの統計資料から独自に集計したデータとなりますので、多少の前後はあるかもしれません。ご容赦いただきたいと思います。

個人か法人かというところで、まず最初に見たんですけども、町内に……

[発言する者あり]

○企画財政課長（白井 浩君） 法人もございますけれども、個人は23人といいますか23者が行っております。ごめんなさい。法人が23社でございました。すみません。個人の事業主は53名ほどいるかと思えます。合わせて96事業者程度承知しております。これは、あくまでも建築業及びそれに関連する者、関連する者ということで、今回抽出してございまして、それと加えて、並びに土木事業、土木工事業を抽出したものでございます。

ちなみに、建築か土木かというところでいいますと、建築業とそれに関連する者といたしましては、かなり幅が広くて、今回建築業、大工、電気、塗装、左官、内装、設備、管工事などで78事業者でございました。その他、土木事業者で18者となります。ともに合計は96という数字になるかと思えます。

以上でございます。

そして、令和4年度の1年間の建築工事届、確認申請、これ建設環境課のほうなんですけれども、データのほうを聞いてまいりまして、手元にございますので私のほうからお答えしちゃいます。

工事届は18件ございました。そのうち町内事業者の施工は2件でございます。確認申請は2件ございましたが、うち町内事業者はゼロ件でございました。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 業者のほうが23社ですか。その辺ちょっと疑問が残りますけれども、後で議事録をよく見させていただきたいと思います。

ちょっと今、確認申請なり、建築工事届、18件のうち町内2件、確認2件のうちゼロ件。このように町内の建設業者でなく、ほとんどの人がそれぞれ、長柄町に戻ってくるとき、ハウスメーカーと契約して建設するのが実情です。補助金要綱がその実情に合っていなければ、当然直すべきだと私は考えますけれども、その辺執行部の考えはいかがでしょうか。数字が出ているじゃないですか。18件で2件しかやっていないと。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

議員のおっしゃることもよく私も分かります。ただ一方で、今申し上げたように、96の事業者さんが町内にあって、日々研さんしてやっておられるという実態もございまして、施策の立て方としては、ともに救われるようにというのが本当だったんですけども、最初といたしましては、町内事業者をまず手厚くして、これから好循環に、町の中の経済の好循環に持っていこうとか、そういうこともあったというところかと思えます。

確かに繰り返しになりますが、残念ながら実態としては議員のおっしゃるとおりで、少なく、そのようなことになっておりました。

この事業の趣旨に書いてあることは、議員も基本的にはご理解をいただいている上で、利用者側の立場からきつと、もっと基本額増やせないのかとか、こういう制度を改めないのかとかいうことを言ってくれていると思うんですけども、当初の制度設計からちょうど8年ほどが経過していることから、今日のこの一連のご質問も踏まえつつ、今後、町長からもありましたけれども、総合的に検討は進めなきゃいけないというふうに思っております。

何だって、一旦つくったものはご質問受けようが何しようがやらないよとか、そういうことじゃもちろんございませぬので、ご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 次に、リフォームのほうの補助金について伺いたいと思いますけれども、住宅リフォームについては、地域経済対策として町内施工業者により住宅のリフォームを、工事を行った者に対して補助金を交付するとなっていますけれども、町内に外壁の修繕の塗装業者、屋根瓦の修繕を行う全日本瓦工事業連盟に加入している業者、長柄町にいますか、執行部は把握しているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今おっしゃられた全日本瓦工事業連盟に加入されている事業者はございません。私も言われて初めて調べたんですけれども、ちなみに長生郡でも一宮町の事業者1者のみの登録となっているように見受けられました。これは一般社団法人で任意の団体でございますので、多分そういう業を営む者はこれに入らねばならないという趣旨のものではないのかなというふうに、これを見て思ったところでございます。

答弁としましては、以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） それだったら、長柄町にいる施工業者じゃなくちゃいけないというふうに書かれていて、そういう屋根の修理、修繕する人、業者が長柄町はいなくなっちゃって、補助金、リフォームというか、修繕しても補助金が出ないじゃないですか、全体的に見直すという考えが、町長なり、白井課長なり、ちょこちょこ出ていますから期待していますけれども。

次に、私伺いますけれども、時間がなくなってきちゃうんですけれども、例えば空き家バンク、これも住宅リフォームですよ。バンクで家を買って。住宅もリフォーム、当然今ある家をリフォームする。それについて、空き家バンクはセルフリノベーションについては限度額20万円まで交付されるんですよ。今ある家をセルフリノベーションした場合、補助金が、加算額がゼロ円なんです。その辺、また全体的に見て見直すからって答弁になるかもしれないんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

このセルフリノベーションって元からあったものじゃなくて、途中から入ってきたんです

けれども、空き家バンクの方にこれらを加えたのは、まさに移住の希望者や相談者、そして既にバンクで移住された、町民となった元利用者の方など複数の方から、私は違う手法でここに来たけれども、それがあつたら助かるなどのご意見が実際にございまして、自分で造る楽しみがあるからいいと、窓口やメールなど生の声が複数上がってまいりました。それを制度に組み入れ、反映したというのが、今回のこの経緯でございます。

住宅リフォームの関係で、今のところそのような声はこちらには一切聞こえてきておりません。業者さんをお願いするというのが、ほぼ100%の形かなというふうに思っております。それなりのニーズがあれば、同じように検討するに値するというふうには思っております。そういう答弁になると思うということでしたけれども、あればということ考えております。

同じように、ブロック塀の改修を制度化したのも同様の経緯でございましたので、それらで要綱等を改めるという考え方について、口ばかりじゃなくてというところで分かっていただけとありがたいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 今住んでいる家をリフォームするところとか、住んでいる人からそういうリノベーションの話が出ないという話だったんですけども、裏を返せば、補助金が出ない、言っても無駄、行政に声が届かない、そういうイメージがあるんじゃないですか。六千何百人、子供がいるから大人4,000人とか。器用な人いますよ、自分でやろうとする、もっともっと効率よくしようとしてリフォームしようと考えている人。そういう人は当然長柄町にいます。ただ長柄町、補助金、議員さんに聞いても、それは出ないよと、地元の業者に頼まなきゃ出ないよと。そうなっちゃったら、もう申請もしない云々じゃないんですか。要綱が変われば声が届くとか、議員さんからも声が届くんじゃないですか。自分でリフォームしても補助金が出ますよということであれば。いかがですか。

それも、また最後に直すとか云々って答弁になると思いますから、時間がなくなっちゃうからやめます。

最後のまとめ、補助金のまとめになっちゃうんですけども、3つの補助金要綱をよく見比べていただきたいと思います。経費のかからない空き家バンクの補助金の交付額が高額で、経費のかかる住宅新築の補助金の交付額が少額です。また、登記費用の加算対象も不公平で、同じリフォームでも空き家バンクと住宅リフォームでは加算の対象の内容が違い、3つの補助金要綱の補助金額、加算額、内容が同じ建設物、建物でも一定の基準がなくばらばらです。

これが、議長にもらいましたけれども、一般質問の監査機能だと思うんですよ。執行部の条例、要綱の運営、事業の執行について、その状況や効果などの評価をし、なすべきことを適切にしているかチェックするのが議会だと思います。

私は、絶対にこの3つ見直しをしなければいけないと考えていますが、町長の考えを伺います。まとめですね。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議員の言っておられる不公平かどうかは一旦おかせていただきまして、支援額が等しくないなどですね、ご指摘のとおり、企画財政課長答弁がありました。何に注力するか。何を推進するのかによって、制度設計の中身が決まることということが、AにあってBにないものがあるというものも、私も理解はしております。

今回、議員からのご意見を伺いまして、そういう見方もあること、そういう捉え方をされる向きもあること、今後参考にしてまいります。

先ほども答弁させていただきましたが、本当にこちらのほう調査研究させていただきます、総合的に判断させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） どうか、よろしくお願ひしたいと思います。監査機能ということで、一般質問、建物についてしました。

次に、災害について質問したいと思います。

執行部より報告のあった台風13号の大雨による被害は、町道122か所、農道・林道31か所と聞いていますが、復旧工事の業者への振り分け、請負額、工事内容等を伺います。

○議長（柴田 孝君） 町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 台風13号の大雨による災害復旧工事についてお答えします。

まずは、このたびの大雨により被災されました方々に対してお見舞いを申し上げるとともに、一日も早く以前のような日常が取り戻せますようにお祈り申し上げます。

さて、9月8日の夜半から降り始めた雨は、午前中を中心に非常に強い雨となり、刑部にあります千葉県観測点では、8日零時から9日17時までの総雨量が370ミリに達し、本町では床上・床下浸水、土砂の崩落により住家の一部損壊を含め、96件の住家被害がございました。

このような状況の中、建設環境課が所管します生活道路や普通河川などの公共土木施設で



135か所、産業振興課が所管します農道や林道及び農業用排水路の農業用施設などで65か所、合わせまして現段階で200か所の被害が確認されています。

復旧工事は、町内を3地区に分け、町内の建設業者に主な工種の単価をお示しした上で単価契約を締結し、出来高精算払いとしています。通行に支障のある箇所から優先的に施工させていただき、道路の路肩やのり面、河川や農業用排水路ののり面等については、順次工事を行っていただくようお願いしているところであります。

いずれにいたしましても、広範囲かつ多数の被害であったため、町民の皆様におかれましては、ご心配及びご不便をおかけすることとなっておりますが、いましばらくお時間をいただきたいと存じますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 単価契約にして出来高払いと。これは、当然災害の復旧、一日も早い原状回復を望むために単価契約、設計を組んで云々じゃなくて単価契約、出来高払いにしたかと思うんですけども、例えば鶺谷東部自治会、私の自治会なんですけれども、被災のあった町道は2路線あります。9月8日にご承知のように被災し、青年館の前の道路は9月中に復旧しました。もう一つの道路は、2か月もたって11月にやっと復旧しました。一日も早い原状復旧が大前提のはずが、どうしてこうなったのか。

また、道路使用許可の条件は守らず、作業はノーヘル、会社名の表示もなく、連絡先も分からず、休みを挟んだときは作業機械は置きっ放し、安全対策はなく、今度はいつ工事を行うか分からず、地元では不安でした。鶺谷東部の2路線の請け負った施工業者は、それぞれ違うのか伺います。また、施工業者は、町に指名参加願を出している業者なのか伺います。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

同じ業者でございまして、町に指名参加願いを提出してございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 同じ業者で、こんなに工事に差があった復旧に、2か月も間が空いた理由というのは分かるでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

今回、通行に支障のある優先的に施工すべき場所以外につきましては、施工業者にその工

程につきまして委ねてございますので、承知してございません。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 2路線とも同じ業者で、2路線とも被災の内容はのり面崩壊ということで同じだったんですよ。青年館の前の道路からもう一つの道路、200メートルぐらいしか離れていないんですけれども、普通青年館の前、1日で工事が終了したんですね。私の常識で考えれば、次の日か何か200メートル先、よその地区に行くんじゃなくて、続けて工程管理上やると思うんですよ。原状回復をすぐ行うためにですね。それを、そんなに遅れたのは、業者に任せてあるからだという答弁でしたけれども、私にしてみれば、じゃ、執行部の工程管理はどうなっているんだとか、その辺現場管理はどうなっているんだとか、そういうことを言いたくなっちゃうんですけれども、工程管理はどうなっているんでしょうか。業者任せで現場も、確かに現場来ていませんでしたよね。私も通り道だからあれでしたけれども、執行部は全然現場に来ていなかったと思うんですけれどもね、ノーヘルだということも分からないでしょう。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

建設環境課長、若菜聖史君。

○健康福祉課長（森田孝一君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、現地のほうには当方、最初被災直後に赴き、現場の確認のみで、その後は業者のほうにそれぞれ先ほど申し上げましたとおり委ねてございます。ですので、工程や現地の施工状況につきましては、町のほうで確認はしてございません。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 企画財政課長に、白井課長に聞きますけれども、指名参加願を出している業者だからもう安心だ、現場は見なくてもいいと、そんなところでいいんですか、執行部は。現場確認というのは、私は現場第一でやっていたけれども、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

私も教わりながら一緒にやった一人でございます。

議員のおっしゃるとおりのところは認めざるを得ないと思います。というのは、現場を確認すべきだというふうに思います。ただし、今回のようなというか、4年前もそうですけれ

ども、災害時の対応といたしましては、幾分その辺をご理解いただきながら、業者、もっと言うと、町土建組合のほうに全権的にお願いをした中で、ご協力いただきながら一日も早い復旧をとということで、昼夜とまでは言いませんが、随分朝早くから夕方までとということでやってくれている業者も現にございますので、その辺お酌み取りいただければと思います。

ご指摘の点については、答弁書に残りますので改めて申し上げますが、町もきちんと管理をして、業者の施工管理等に顔を出してやるべきだというふうに、私も承知しております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） ちょっと災害の話とずれて議長から注意を受けちゃうかもしれないんですけども、許してください。

私は、たばこを吸っている作業員が写っている写真を現場写真として役場に提出されたとき、注意というよりも怒りました、何だこれはということで。

執行部は何かあると、地元の業者の育成、育成と騒いでいますけれども、地元業者の育成、何をしているか伺いたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

まずは、ただいまのご指摘につきましては、町民に疑念を抱かせるような姿勢で町事業に携わっていたことにつきまして、非常に残念だというふうに私も思っております。そのような中で監督指導ができておらず、その点につきましてはおわび申し上げます。

ご質問のそういった形の指導でございますけれども、まずは町内の業者も、私が奉職した頃に比べて、千葉県の仕事を受注するなど数々の仕事を経験してございます。それに加えて、各社世代交代も進んでおります。そういった中で積極的に町事業に関わっていただき、さらなる技術、それから社会貢献、これらをぜひ数多く積んでいただくことが何よりも会社を大きくする、さらにはその方々、働いている方々の能力を上げるものになるかと思っております。

それらを踏まえまして、町といたしましては、地元業者の育成というような形でお話しさせていただいておりますけれども、そういった趣旨において、まずは受注機会の拡大ということから始めたいということから、度々地元業者の育成というような言葉を使わせていただいております。何とぞご理解をお願いします。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 育成ということで県の受注もするようになったと、そういう答弁がちょこっとありましたけれども、私にしてみれば、県の受注するようになったの1社じゃないですか。私の鶯谷東部の現場、道路使用許可の条件は守らない、ノーヘルで仕事をするなんて冗談じゃないですよ。全然育っていませんよね。私のときよりもレベルは下がっているというように思います。この件については、また後でしっかりと業者のほうに指導、育成していただきたいと思います。

ちょっと次に入りますけれども、このように復旧工事が2か月も遅れちゃったら、現場でどのような不具合が生じると執行部は考えているか伺います。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

残念ながら現在も復旧事業自体は完了しておりませんので、それぞれの現場でご迷惑をおかけしているかと存じます。加えまして、町民の方々からしますと、いつ直すんだということで不安は募るばかりかと思えます。

発災当初は生活道路を中心に復旧してまいりましたが、現在は来年の耕作に支障が出ないよう、農地・農業用施設に重点を置き復旧を進めておるところでございます。何とぞご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 田んぼと施設、田んぼについて何か不具合が生じないようにして考えているということですが、それは9月8日なら9月8日に発生して、すぐに現場復旧した場合のことなんですよ。私今言いましたけれども、自分の自治会で、もう一方のほうは9月にやって、もう一方のほうは11月だったと。11月にやったおかげで、営農組合がかべたできなかったんですよ。その分だけ、土砂崩れが残った分だけ5メートルか10メートル近くですか、距離にして80メートル、70メートル、そのくらいのやつ残っているんですけども、そういうことが起きるんですよ。なおかつ地元では、私の耳に届いたのは、役場はお金がないからこっちの道路の復旧はやらないんだよと。要は、執行部に対して、そういう不信感を抱く町民もいるわけなんですよ。

どうしてこのようなことになったのか。そして、私にしてみれば、その不利益が生じた分、執行部は捻出してくれるんですか。トラクターをまた回送したり、またそこで運転したり、その日に来てやっちゃえば全部一気に終わったんですよ。それが終わらなかった分について、

トラクターの回送費、運転手の費用、1日かからないと思いますけれども、時間単位にしても。それ執行部は捻出してくれるんですか。それとも、そのような工程を組んだ業者が弁償で費用、また回送してくる費用とか、業者が払ってくれるんですか。その辺はいかかがですか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

今、議員のご質問の件につきましては、確かにその現場を見ますと、そういうことが、そういう考えが発生するかと思います。しかしながら、本町、多数の被害が出てございまして、一方でまだ終わらない地区も当然ございます。そういった方々につきましては、大変申し訳ございませんが、いまだお待ちいただいている状況でございます。

そういう状況でございますので、確かにご不便をおかけしたことは事実でございますけれども、そういった補償等はできませんし、一方でお待ちいただいている方がいる方もご理解いただきまして、耕作されている方につきましてもご理解いただければというふうに思うところです。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 今の若菜課長の答弁で、ほかの現場でまだ終わっていないところもあるから、鶉谷も、その田んぼも少し我慢してくれと。了解いたしました。

それでは、被災して3か月、今日でたちましたよね。まだ復旧していない場所、工事検査まで終わっていない場所、それぞれどのくらいあるのか伺います。産業振興課も林道・農道があるみたいですから、それぞれの所管において、どのくらい終わっていないところが何路線あるのか教えてもらいたと思います。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ただいまのご質問につきましては、あらかじめお伺いしてございましたので、産業振興課もというお話ございましたけれども、私のほうで取りまとめさせていただいておりますので、それぞれ答弁させていただければと思います。

まず、先ほど来申し上げておりますとおり、現場のほうは全てが終わってございません。ですので、検査が終了しておる業者もございません。

進捗状況といたしましては、請負件数や現場の難易度によりまして、その進捗に差が出て

きてございます。個別の公表は控えさせていただきますけれども、まず当課が所管いたします公共土木施設で進捗率65%、残りの工事が47か所ございます。それから、産業振興課が所管いたします農業用施設などでございますけれども、こちらにつきましては、進捗率54%、残りの工事が30か所ございます。全体では進捗率61.5%で、残りの工事は77か所となっております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 単純に考えて、9、10、11、12、1、2、3、3か月と4か月ですか。それでまだ54%ですか。54%も終わっていないと。3月まで終わるんですか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

まず、ちょっと比較をさせていただくようなことで言い訳みたいな話でまず申し訳ございませんが、4年前の令和元年度の大雨でございますけれども、こちらの際には約300件の被害がございました。当時は、長柄町が集中的に雨が降ったということで、その規模も違うと言えばそれまでなんです、その際には4社プラス下請業者に入らせていただきまして、おおむね1年半を要したというふうに聞いてございます。今回につきましては、業者等に進捗を聞き取る際に、完了の見込みをその都度確認しておるところでございます。

町といたしましても、何とか年度内に全ての工事が終わるようにということでお願い申し上げているところでございますが、現場仕事でございますので、天候であったり、そういった不慮の不測の事態というものもございます。ですので、そのあたりは何とぞご理解をいただきたいところでございますが、町といたしましても何とか年度内に工事を完了したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 業者が動かないことには執行部が幾らハツパかけても無理かもしれませんが、ハツパをかけなければ、もっと業者は何もやらないと思いますので、年度内に終わるように頑張っていたきたいと思います。

ただ、令和元年と今回比較するのも云々だと思いますけれども、じゃ、例えば今回構造物云々でのり面を直すとか、そういう大がかりな工事というのはあるんですか。うちのほうの現場を見た場合、ただのり面の復旧、それだけなんですけれども、大がかりな工事というのは。公共災害以外ですよ。町単ですよ。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

先ほど申し上げました残工事等の中には構造物を施工する予定の箇所は含んでございません。構造物を入れる箇所は2か所ほどございまして、今ご紹介のありましたように公共土木施設災害ということで1件、それから過去に被災した箇所でございますけれども、その箇所でブロック積みを少し積む箇所がございますので、その2か所が構造物を予定しておりますけれども、繰り返しになります、先ほど進捗等の答弁に申し上げました件数には含んでございませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 時間が残り1分41秒になってしまいましたので、日吉小学校の在り方とハラスメントについては3月にしたいと思います。

これ災害の最後の質問にしたいと思っておりますけれども、今回の災害の対応に関する執行部のそれぞれの担当部署ですね。反省点と課題があれば、それぞれの担当部署の意見を聞きたいと思っております。内藤課長からお願いしたいと思っております。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） 総務課のほう防災担当ということで、今回防災無線のほうで避難指示、また垂直避難の呼びかけを行いました。それらに関しましては、適切な時期に災害対策本部も立ち上げられまして、放送もその場面に合った放送ができたと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 担当課が避難の云々をやったことじゃなくて、担当課で問題点と課題があったかどうかを私は聞いているんですよ。自分たちが避難命令出したとか、そういう云々したこと、やったことを聞いているんじゃないんですよ。問題点なり課題が残らなかったかと。残らなければ、私の課はきちっとしていたしましたので問題点も課題も何もありませんと答えてくださいよ。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

前回、令和元年に大災害を受けた反省点を生かして、今回は指示等、先ほども言いました

けれども適切に出せたということで、大問題、大きな課題は今のところございません。

以上です。

〔「ありがとうございました。次」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

〔「予算がなくなったときとか何かありませんか」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（白井 浩君） はい。

予算につきましては、議会のほう速やかに専決を承認いただきまして、今やっております。また今回、補正で戻す関係もございまして、ありがとうございました。ということで、予算についてはございません。

先ほど指摘のございました工事の検査の関係が私どものほうの所管になります。議員のご指摘のあったような事案が本当にあったということでございますので、それを念頭に置きまして検査のほうに当たる所存でございます。当然、指摘のあったことを踏まえて、私のほうから業者のほうには指導を強くしてまいります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。簡潔にお願いします。

税務住民課長、山越康弘君。

○税務住民課長（山越康弘君） お答えいたします。

令和元年のときの大雨と規模が違いますけれども、前回の経験を生かしまして、今回は被災された住家の認定、迅速にできたと思います。3連休を使って県の職員ですとか、習志野市、野田市の職員に派遣いただいて迅速に行えたと思います。

それに基づいて、被災者のリストづくり、また減免その他、補助、助成のアナウンス、また明日ご審議いただきますけれども、台風13号も、大雨により被災を受けた方々の減免の条例づくり、そちらについても迅速に行えたと思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 健康福祉課でございますけれども、特に課題があったというところはございません。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。



○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

発災直後からパトロールを行ったわけですが、おかげさまで人が出る  
ことなく、雨によって、冠水によって十分なパトロールはできなかったわけですが、  
人が人もなく、発災直後は確認することができました。

しかしながら、本日のご質問にありましたとおり、発災後の本来行うべきこと、そういっ  
たことがおろそかになっていたというご指摘を踏まえまして、そこが自分たちが十分分ら  
なかったところといたしまして、本日こういう形で確認できたというところが反省点として  
挙げられるのかなというところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

建設環境課同様、発災直後のパトロールのほうはさせていただいておりますが、工事云々  
というところでありますと、建設環境課同様、発災後の直後の現場確認等の不十分さとか、  
事業者の連携というところがいま一つ欠けていたところがあるというところでご答弁させて  
いただきます。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） 学校教育課でございます。

現在大きな課題はございません。長柄小のグラウンド横ののり面工事につきましても、現  
在順調に作業が進んでおります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 生涯学習課長、石井和子君。

○生涯学習課長兼公民館長（石井和子君） お答えいたします。

生涯学習課では、史跡長柄横穴群災害がありました。今後は適切に復旧に取り組んでまい  
りたいと思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） どうも時間オーバーしちゃってすみませんでございました。質問につ  
いては少し気をつけてまいりたいと思います。件数を減らすとかですね。

どうもいろいろとありがとうございました。質問を終わりにします。

○議長（柴田 孝君） 以上で鶴岡喜豊君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

---

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 皆様、こんにちは。9番、本吉敏子でございます。よろしくお願いいたします。

傍聴人の皆様、師走のお忙しい中、早朝よりご苦労さまでございます。ありがとうございます。

今年も12月に入り、慌ただしく毎日が過ぎ、あっという間に今年も終わってしまいそうです。この1年を振り返ってみますと、長く苦しかったコロナ禍をようやく乗り越え、再生に向けた歩みを始めようとしています。原油価格の上昇、高止まりや円安、食料品の相次ぐ値上げなど、昨年来からの物価高騰はまだまだ国民生活や事業活動に深刻な影響を与えています。

町では、地方創生臨時交付金を活用して、きめ細やかな事業を実施してきましたが、このたび原油価格、物価の高騰により影響を受けている町民の家計を応援し、地域経済の回復を図るため、長柄町地域応援券が全町民のお手元に届いております。

私も月岡町長に5月1日付で、物価高騰から町民生活を守るための緊急要望書を提出させていただきました。町民の皆様はとても喜ばれております。ありがとうございます。

今後も物価高騰対策のために積み増された住民支援、地方交付金の活用に向けた自治体の取組が重要となってきますので、よろしくお願いいたします。

最後に時節柄、慌ただしくなりますと、詐欺が多くなってきます。また、健康には十分に

ご留意をいただき、よき新年を迎え、来年はよき1年となりますようお願いしております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1 項目め、W i - F i 環境についてお伺いいたします。

長引くコロナ禍も重なり、行政のデジタル化を加速させる必要が生じております。本町では、社会構造が大きく変わっていく中で、その変化に対応できる町づくりが必要となり、自治体のデジタル化を推進する中で、災害に強く、地域活性化のツールとしても有効な手段として、自治体によるW i - F i 環境の整備を行う必要があります。

また、自治体がW i - F i を整備する目的として大きく次の3つを挙げております。1、住民サービスの向上、行政事務の効率化、2、防災減災対策、3、観光の振興です。

1 番目の住民へのサービスの向上という面からも、無料W i - F i は多様な活用をされております。庁舎や公民館といった公共施設に無料W i - F i は、各種申請、窓口業務への活用、さらには健康ポイント事業など様々な効果があります。

2 番目の防災減災への対応策における無料W i - F i 導入の大きなメリットとして、災害発生時であっても効果的な通信を行うということです。災害の詳細状況を把握できると同時に、各地域に応じた柔軟な対応も可能になります。また、災害発生時においては、電話がつながりにくくなるリスクも想定してあります。こうしたときこそインターネットを介して、情報を住民に提供するということはとても意義のあることです。

3 番目の観光の効果としては、自治体が無料W i - F i を導入することで、ポータルサイトや提供するアプリを効果的に活用することができれば、地域の観光情報などを提供する、また観光客が人気スポットなどを正確に把握する手助けにもなります。

そこでお伺いいたします。

町内9か所の避難所がありますが、避難所のW i - F i 環境の整備状況についてお伺いしたいと思います。

2 点目、庁舎内のW i - F i 環境についてお伺いいたします。

1 回目の質問は終了させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願ひします。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 本吉議員の質問にお答えします。

W i - F i 環境についての1 点目、避難所の整備状況についてですが、現在、町の指定避

難所は9か所を指定しております。そのうち事前に準備が可能な台風などの風水害の際には、地域的な観点から、緊急的に長柄中学校及び日吉小学校の体育館を避難所として開設しているところです。

去る9月8日の台風の際には、日吉小学校の体育館が工事中でありましたので、長柄中学校と福祉センターの2か所に職員を配置し、避難所を開設いたしました。長柄中学校及び日吉小学校の体育館のWi-Fi環境は、ICTで整備した機器を再設定することにより、教室以外での利用も可能となることから、災害が予見される場合は、事前の設定、確認作業を行い、Wi-Fi環境を確保いたします。

また、福祉センターでは、災害時にWi-Fi環境が整っておりませんでした。改めてプロバイダーに確認したところ、活用できることが確認できましたので、速やかに利用者に周知してまいります。

災害発生時における避難所での情報収集は、避難者や職員には重要と考えるので、今後も環境整備に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

2点目の役場庁舎内のWi-Fi環境についてですが、庁舎内では職員事務用の回線と来庁者用の2つの回線を運用しております。職員用は、業務の秘密性を保持することや、個人情報管理も重要であることから、セキュリティ対策を講じているところです。来庁者用の回線については、住民の方の利用頻度の高い一階部分での利用を想定し、自販機メーカーとの契約により、1時間での再設定は必要ではありますが、必要な環境は確保されていると考えております。

今後は、来庁者のニーズを捉えながら、庁舎全体での利用を目指し検討してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 答弁ありがとうございます。

最初に、台風13号のときに避難所のWi-Fiの状況ということで、先ほども町長からお話がありました。今回は福祉センターと長柄中学校の体育館ということでありましたが、確かに福祉センターのほうにはたくさんの方が避難されておられました。

その中で、災害の状況というのがたまたま避難所に関しまして、福祉センターに関しましては、テレビがありました。テレビがあったので、そのテレビにくぎづけになりながら、皆さんは情報を確認していたというのが現実でありましたけれども、前向きな答弁でありましたので、皆さんもWi-Fiが使えないということで、少し雨が弱まったときには、庁舎の

ほうに来て、自動販売機の前で一生懸命Wi-Fiをつなぎながらやっていたというのが目につきました。ですので、ぜひ中学校に関しましても、再設定をしていかなければいけないということでありましたので、何かあってからではなくて、もう災害が起こり、また避難所となる場合は、事前に準備をしっかりとさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いたします。

それで、庁舎内のWi-Fi環境についても、今後、職員用に関しましては、国の指導によりセキュリティの対策のインターネットが分離しているということで、なかなか大変なんだということでもお聞きしていますが、来庁者用の自動販売機が1階のところに2か所ありまして、その自動販売機を使うということで、奥のトイレのほうはWi-Fiがありませんので、その辺も考えていただきたいなというふうに思います。

質問として、我が国の全世帯におけるスマートフォンの保有割合が、今や8割を超えてと言われております。時間や場所を選ばず、また瞬時に様々な情報にアクセスできるスマートフォンは、もはや私たちの暮らしには欠かせないものとなってきております。

現在、本市からリアルタイムでの情報発信は、町ホームページをはじめ、またSNS、エリアメール、特に刻一刻と状況が変化する災害時にはリアルタイムの情報が取得できるスマートフォンでの情報収集は有効だと考えております。

また、近年では特に観光地のある地域においては、インバウンドや観光客を誘引する、また回遊性を高めて地域全体の活性化につなげるため、公衆無線のLANを活用する自治体が増えております。

さらに、現在、国が進めているデジタル田園都市構想におきましても、スマートフォン等からマイナンバーカードを利用した行政手続のオンライン化が進められておりますが、今後ますますスマートフォンが普及し、それに合わせて公衆無線LANのニーズも高まっていくものと考えております。本町といたしましても、公衆無線LANはデジタル化を利用した地域の課題解決に魅力向上を図るためのデジタルインフラとして、今後も必要に応じて整備していくべきだと考えます。先ほど町長から、今後は推進をしていくような答弁をいただいたと思いますが、これから、例えば現在、議会もインターネット中継の導入を検討しておりますが、その場合のWi-Fi状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

ただいまの議員さんのご質問でございますが、町長の第1回目の答弁で申し上げたとおり、時代はスマホの時代でありますし、これからのデジタル化社会も含めまして、来庁者のニーズを伺いますと、そういうふうなこともこれから一段と必要になっていくと考えられますので、前向きに検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほう賜りたいと存じます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、NTT東日本とデジタルトランスフォーメーションの推進に関する連携協定をされています。フリーWi-Fiを活用されている自治体もあるようです。また、ルーターの無料貸出しについても推進できるようお願ひしてみたらということで考えていますが、その辺は町としてはどのように考えているかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今のNTTとの連携協定の関係ということですので、私のほうからということで、議員もご承知のとおり、今回の連携協定の項目の中の一つに、行政サービスに関することというのがございます。

ご指摘いただきましたルーターの貸出しですが、その辺の話を具体的にNTTとは執行っておりませんが、今後、本日のご意見を参考といたしまして、他市町村、他の自治体との連携の内容も踏まえまして、協議を進めてまいりたいと思ひます。よろしくどうぞお願ひいたします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ぜひ相談していただきたいなと思ひます。

あと、国の補助を使って実施する方法というのもあると思ひますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

国の制度を使ってWi-Fiの整備に向けて進んでほしいということでございますので、この辺も併せて、どういう場合が対象になるのか、どこまで対象になるのか、そういうことも含めてこれから研究していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 総務省から、所管する公衆無線LANの環境の整備の支援事業だとか、

防災の観点から避難所だとか避難場所、庁舎等の防災拠点の、被災場所として想定される災害対応の強化に臨まれるということで、公的拠点でも対象としているものがありますので、ぜひ調べていただき利用していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

あと、観光の効果として、自治体が無料W i - F i を導入することでポータルサイトや提供するアプリを効果的に活用することができれば、地域の観光情報などを提供する、また観光客が人気スポットなどを正確に把握する手助けにもなると思いますが、町内のどこでもW i - F i 環境が整備されていれば、観光の面でも観光客が増えるのではないかというふうに考えますが、その辺の整備する考えだとか、町としての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今現在行っております生涯活躍のまちのメニューの中にそういうものがあるのかどうか、また今後デジタル田園都市国家構想への移行に当たって、そのようなものがどういうものがメニューとして示されるのか、その辺も踏まえて、より有利な形で、町民、来町観光者などの利便性が図れるのであれば、検討はすべきだというふうに私も思っておりますということで、今後の課題ということでご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 先ほど鶴岡議員のときにもお話がありましたけれども、テレワークですとか移住定住で来られる方、また、テレワークが、コロナ禍になりましてということで、W i - F i の環境がきちんとしていっていると、そこを目指して来られる方もたくさんいらっしゃると思いますので、前向きなご答弁もいただきましたので、今後さらに観光、防災減災、住人サービスの向上に向けてぜひ進めていただきたいというふうにお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2項目めのあんしん生活情報誌についてお伺いしたいと思います。

町内の65歳以上の住民の割合は11月現在で全体の43.8%となり、10人に4人以上が高齢者という状況の中、これからもっと高齢化が進み、高齢者のお独り暮らし世帯や、高齢者のみの世帯も増える見込みです。この地域で安心して暮らし続けられるよう生活に役立つ情報を集め、町民の皆様の便利帳としてご利用できるようにまとめ、また地域の商店の活性化にも

つなげられればと考えております。

そこで、高齢者やその他でお困り事を抱えている住民の皆様が少しでも生活の手助けが必要となったときに役立つものとして、食料品の配達や介護保険外で使えるサービス、医療機関や薬局などの内容または連絡先などを掲載した情報誌を提案いたしますが、見解をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） あんしん生活情報誌についてお答えします。

ご提案の暮らしに関連したサービスの情報誌について、他町村で作成している内容を確認させていただきました。暮らしに特化している情報誌として大変参考になりました。

ご提案の趣旨については理解しているところであり、現在作成中のシニア向けのサポート関係の一覧に加えて、生活情報に関する一覧を作成し、各戸に配布してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。ぜひ、シニア向けのということでお話がありました。楽しみにしていきたいなと思います。

現在作成してある福祉サービスの一覧もありますが、もう少し詳しく分かるようにしていただきたいと思います。また、ホームページにも分かるような情報を掲載していただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 以前採用させていただきました福祉サービス一覧、それを参考に、シニア向け、または今回の生活情報についての内容をまとめたものを、できましたらまたホームページに掲載して、取得できたりするような形で周知のほうもさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ぜひ分かりやすい、また皆さんが喜んでいただけるような便利帳を、生活情報誌を作っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3項目めにいきたいと思います。3項目め、妊娠期から産後、育児まで切れ目



ない支援についてお伺いいたします。

今年の4月1日に子ども家庭庁が発足し、政府は、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする子どもまんなか社会を目指す子ども基本法が成立しました。子育て支援をめぐる具体的な事業はそれぞれの地域の事情を踏まえ、基礎自治体が担っていくこととなりますが、国の施策を踏まえて、来年の4月に向けた自治体の準備とその後の展開の手腕が問われることになってきています。

そこでお伺いいたします。

本町では、令和3年1月に妊娠から子育てまで、切れ目のない支援を行うため、役場庁舎1階に長柄町子育て世代包括支援センター「ながらっ子」を開設されました。そこで、子育て世代包括支援センター「ながらっ子」が設置されて3年目を迎えようとしておりますが、現状をお伺いしたいと思います。

2点目として、出産後の母子に対して、心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業を実施する自治体が大きく広がっております。子ども家庭庁によると、2022年度の同事業実施自治体は1,462で、全市町村の約84%に上っております。2021年度施行された改正母子保健法で、産後ケアの実施が自治体の努力義務にもなったこともありますが、産後ケア事業は本町でも、出産後育児に不安がある方は産婦人科にて育児指導などを受けられます。

背景にあるのは、産後鬱の問題の深刻化、出産後の女性は育児疲れや睡眠不足から、心身が不調に陥りやすく、産後鬱により虐待にもつながるケースが少なくありません。そこで、本町の産後ケア事業についてお伺いいたします。

次、3点目は、現在、長柄子ども園では産前に、3歳未満が通園していても第2子以降の産後の場合は特別な理由がない場合は一旦退園しないといけないような利用しづらい状況となっております。育児退園についてお伺いいたします。

最後に、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等です。虐待までいかなくても、母親は特に仕事と子育ての過重労働で疲弊し、丁寧な育児ができない状況となっております。

これらのことを踏まえて、子育て世代に対する包括的な支援のための体制強化が必要です。本町における令和6年4月を目指して、子ども家庭庁設置に向けて町の計画をお伺いしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 妊娠期から産後、育児まで切れ目ない支援についてお答えします。

1点目の子育て世代包括支援センター「ながらっ子」の現状について、2点目の産後ケア事業について併せてお答えいたします。

子育て世代包括支援センターは、妊娠から子育てまで切れ目ない支援を目的とする総合窓口相談になります。本町では、従前より1つの課内で完結できるような組織となっております。現状としましては、出産子育て応援ギフトや子育て支援金が始まったことにより、面談やアンケートを実施することで、より細かい説明や相談ができるようになりました。

次に、産後ケア事業は、産婦人科で育児指導などを受けられる制度ですが、郡市内ではケアを受けられる施設が少ないことが問題となっているところです。郡市内の担当者の間でも問題として提起し、継続的に課題として取り組んでいるところです。この3年間、本町の利用実績はございませんでした。この制度を利用しやすくするように取り組んでまいりたいと存じます。

3点目の育休退園についてですが、3歳未満の在園児については、保護者が妊娠し、就労の要件で在園中に育児休業を取得された場合、原則、産後8週間を経過した月の末日まで通園可能となっております、その後退園していただくこととしています。

ただし、育児休業取得中であっても利用継続が可能な事由もございます。例えば、出生児や母親の疾病、家庭における保育環境など、幾つかの事由がございます。全ての園児が退園するわけではございません。ご家庭の事情を事前に相談する機会を設け、丁寧な説明を行っているところです。改めてご家庭の事情を個別に相談させていただければと思います。ご理解のほどよろしく願いいたします。

4点目のこども家庭センター設置に向けての計画についてですが、こども家庭センターは、子育て世代包括支援センターの組織を見直し、母子保健機能、児童福祉機能を一体的に行う組織となります。この後提案いたしますが、機構改革により、今まで健康福祉課の福祉係で行っていた子育て支援の業務を1つの係に位置づけた上で、その係で対応してまいりたいと考えております。

令和6年4月からの努力義務となっておりますので、組織の見直しを行い、早期の設置に向け準備したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） それでは再質問をさせていただきます。

子育て世代包括支援センターの「ながらっ子」を設置されて3年目ということで、随時いろいろな面談をされてきているようです。その中で、何か問題点だとか、差支えがないようでしたら、どういうことが相談だとかあったのか、ちょっとお伺いできればと思います。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 初めての出産の方については、そのノウハウについて不安があるというところで、そういう相談が一番多い、あと、その後の接し方、身内のサポート等がない方、その方についてのどうしたらいいのかというようなご相談が多かったということで認識しております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 初めての出産の方は、特に不安であると思います。その中で、サポートがない場合だとか、どうしたらいいのかということだとか、質問があるということで伺いました。

その中で、産後ケア事業に対しても実績がないということでありました。取り組んでいないのには何か問題等があるのか、また十分にその内容等が分からないのかどうかということもありますので、その辺はどのように理解しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 産後ケア事業につきましては、その方、面談において事業の説明は詳しくさせていただいております。その中で、相談があった際に利用したいという方もいらっしゃったんですが、最終的には事業を利用するまでには至らなかったというところで、そのご家庭の判断というところでの利用がなかったというところがございますので、説明自体は丁寧にこれからもさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） それでは、また本町では出生後に出生時産婦訪問ということで、こんにちは赤ちゃん事業で、生後28日まで赤ちゃんとその母親に、随時保健師が全家庭を訪問されております。育児や健康に関する相談に応じていただいておりますけれども、例えば専門的な母乳の相談など、また相談だとか指導だとかというのは、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） その件につきましては、今まで産後ケアのほうで、アウトリーチということで、訪問型助産師等のそれをしていなかったんですけれども、令和6年からその事業を始めるというところで、そういう問題について解決していきたいというふうに考えております。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） アウトリーチで助産師さんの訪問ということで、本当に心強いなというふうに思いますので、ぜひとも、出生する方もなかなか増えないとか少ないと思いますけれども、丁寧な対応をお願いしたいなと思います。

次に、長柄こども園の退園ということでお話をさせていただきました。これは、ちょっと本当に妊娠から子育てまで切れ目のない支援として、日々の子育てを伴走型で支えるという意味で、本来なら2人目を出産すれば、1人目以上に手がかかり、また出産後の女性は育児疲れや睡眠不足から心身が不調に陥りやすく、産後鬱になるケースも少なくないと思います。ましてサポートしてくれる人が近くにいなければ大変だと思いますし、相談していただければよいという問題ではないかなというふうに思います。

その中で、相談すれば退園しなくてもいいですよということでありましたけれども、実際、今まで何人ぐらいの方が退園されなかったのか、されなかったというかオーケーであったのかお伺いできればと思います。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 直近で申しますと、令和3年が5組でございます。5組、退園せずにそのままこども園のほうに預けていただいている。令和4年度が4名でございます。令和5年度、10月まででございますけれども、2名というところで、退園せずにそのまま継続してこども園に通っていただいている方はいらっしゃいます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） そうしましたら、退園しなくてもいいのかなということも考えられるんですけれども、退園されたという方は何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） それでは、令和3年度が2名、令和4年度が2名、令和5年度につきましては1名というところでの退園はございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） そうしましたら、退園をさせなくてもいいのかなというふうにも思うんですが、その辺はどうなのでしょう、お伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） こども園のほうの事情もございます。今、お子さんで支援が必要な方というのが大分増えているというところで、保育士のほうの人数が十分に足りていないと、ぎりぎりのところでやっておりますので、その辺が解決できれば皆様のご期待というか、退園せずにというところはできるのかなというふうには考えておりますけれども、現行こういう形でお伺いしたいというふうには考えております。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 今後、国も、この退園をさせないというか、誰でも通園ということであると思いますが、その辺はどのように感じていますでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 国のほうの誰でも通園制度というところは、今、モデル事業として31自治体ほどが検証として行っているというところで、情報は持っておりますけれども、今年12月に中間、3月にその結果の公表があるというところで、その辺を見極めた上で検討していきたいというふうには考えております。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） こども家庭庁は、親の働き方を問わずに時間単位ということで、対象となる自治体を選定し、早ければ年度内に始めるということでも言われていると思いますが、試験的に運用していくということで、本町もそれには一応手挙げをしているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） この参加団体のほうには手を挙げてはおりません。これに対しては、提供体制の整備であったり、対象となる人数の把握、関わる保育士の体制等いろいろ、国のほうの発表があった後、それらも踏まえて検討していくという形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） こども園長、川嶋静雄君。

○こども園長（川嶋静雄君） それでは、先ほど課長のほうから説明があったとおり、今後その内容を十分検討しながら、本町でもそれが活用できるのか、子供のためになるのか、また

保護者のためになるのかということを考えながら検討を進めていきたいと思いますが、議会ということで、この場で私の個人的な意見を述べていかどうかというのがなかなか難しいところでもありますけれども、国の制度が育児休暇を3年に延長されたり、これから誰でも通園制度というようなことも言われていますけれども、現場のほうから申しますと、例えばいきなり子供さんを急に今日預けるということになっても、そのお子さんの特質、アレルギーの問題だとか、そういうものを把握しなければ安心してこちらも預かれないし、恐らく親御さんも預けられないと思うんですね。

それとあと、育児休暇とかそういうものがなぜできているかということを見ると、やはり母子ともに健康であれば、子供さんと母親が接する時間がやはり多くあったほうが子供さんのためになるのではないかなと、そういうものも恐らく入っているのではないかと思われま

す。いろいろなことを考えた上で、この子育てについては十分検討していく必要があるのかなというふうに私自身は考えております。いずれにしても、子供さんのこと、それから保護者の、お母さんのことを考えながら、何が一番いいのか検討を進めていければいいなというふうには考えております。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。園長先生が、こども園でも先生がいらっしやらないということで本当に苦戦しているということも伺っております。大変な状況の中ですが、園長先生のほうから子供さん、また家庭の保護者に寄り添ってということもありましたので、今後もまたぜひお願いしたいなと思います。

今、本当にこども園の脇にあります子育て支援センターもたくさんの方が利用されております。それだけ需要というか、たくさんあるのではないかなというふうに思いますので、今後もぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

あと、現在、高齢者等の外出支援タクシーの利用助成事業の中に、産後2か月までの妊産婦さんの助成がされていると思います。何名ぐらいの方が利用されているのかお伺いしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 記憶にあるところで1名の申請はございました。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） それだけ利用しない方が、自分でできるというようなことなのか分かりませんが、これも利用されたかどうかというのはまだ分からないということですよ。このこともまた、子育て支援ハンドブックの中にも書かれておりますけれども、また周知もしていただきたいというふうに思います。

あと、子育ての手助けをしてほしい方と手伝いができる方が会員となって地域の中で育児のボランティア活動を行うファミリーサポートセンターということで、長柄町もサポートセンターの設置についてということで、総合計画の中には載っておりますけれども、このことについてお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） ファミリーサポートセンターにつきましては、健診時や面談時の際に、まずはニーズのほうの把握に努めたいと考えております。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ニーズは結構あるのではないかなと思いますので、ぜひ調査をしていただきたいというふうに思います。

国はこれから、また乳幼児健診では、病気など子供の心身の異常の早期発見につながるだけでなく、保護者が育児の悩みを相談し、また必要な支援に結びつけられる機会となる健診の対象を、政府は補正予算がありました。補正予算に出されたわけですがけれども、1か月児と5歳児に拡大する事業が盛り込まれたと思いますけれども、本町の今後の取組についてはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 1か月児と5歳児の健診についてでございますけれども、これはまだ義務ということになっておりませんで、本町としましては、令和7年度から実施できるように、今、医師会とこれから協議をしていくというところで考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） いろいろな病気が早期発見につながるように、また令和7年度からということでありましたので、よろしくお伺いしたいと思います。

また、政府は2024年から子育て家庭を訪れて、料理だとか掃除といった家事を支援する制度を新設する方針が発表されました。子供の親が、自身の親の助けを得られないという、また育児負担が重い場合だとか、手を差し伸べたり、また孤立化を防いだりする見解が述べら

れております。

自治体独自の児童福祉事業として、訪問家事だとか、または先ほど言いましたけれども、育児支援事業が増える中、児童福祉法改正の中で、訪問家事支援事業を開始することになりました。訪問家事支援事業を効果的に定着させていくためには、自治体に産後ドゥーラ、家事支援などの担い手をどう育成していくかということが鍵になるということでありまして、本町としては産後ドゥーラについてのことはどのように考えているのかお伺いしたいと思っております。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） いわゆる都市部のほうでは、もうこの辺は先行して実施しているということは認識しております。うちのほうはまだまだこれからというところで遅れているわけなんですけれども、その辺は今後検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。ぜひまた検討していただきたいと思っております。

先日、長生地域で7市町村一斉に子育てしやすい環境づくりに向け、ベビーファースト宣言がされました。新聞にも載っていたと思っておりますが、長柄町もまた子育て世代を応援しますとの宣言もされておりますので、産後の母親の孤立、孤独を防ぎながら、また安心して育児できる手助けをし、産後鬱の予防にもつなげ、産後ケア事業の拡充だとか、またサポートの強化をこれからも取り組んでいただければと思います。

町長の決断、また後押しで、さらなる子育て世代への支援の充実に取り組んでいただければと思います。ありがとうございます。

○議長（柴田 孝君） 以上で本吉敏子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時20分といたします。

休憩 午後12時19分

再開 午後 1時20分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。



---

◇ 三 枝 新 一 君

○議長（柴田 孝君） 11番、三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 皆様、こんにちは。傍聴の皆様、暮れのお忙しい中、第4回定例会にお出かけいただきありがとうございます。

年のたつのも早いもので、寒い寒いと言っていた冬から、いつの間にか暑い夏が来まして、酷暑の夏が過ぎ、また暖かいときが続き、いつの間にか師走が到来しております。ロシアとウクライナの戦争が、1年半経過しても、先の見えない真っ暗な状態が続いております。

近頃、イスラエルとハマスの戦争、これも残忍な戦争の結果が日々報道されておりますけれども、困ったものでございますね。また、近日、ミャンマーの内戦がまた勃発したというような暗い話も報道されております。地球上に紛争がなくなるのはいつになることか、大変なことになっております。紛争が早く終息し、平和な毎日が来ることを願わずにはられません。

国内ではコロナ禍も3年を過ぎ、コロナ前の状況に戻りつつありますが、経済状況では、先ほど本吉議員もおっしゃっていましたが、物価高による庶民の生活に影響が出ております。政府の対応に期待する日々でございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一問一答で質問に入らせていただきます。

1項目め、蛍光灯照明器具及び蛍光灯の製造禁止の対応について。

水俣病の原因である水銀を包括的に規制する国際ルール、水俣条約の締約国会議が11月3日までスイス・ジュネーブで開かれ、直管蛍光灯の製造と輸出入を2027年末で禁止するという事で合意したという記事が載っておりました。円型の蛍光灯については2025年に同等の事を行うということになっておるらしいです。

今までポピュラーな蛍光灯が近い将来使用できなくなる。そこで3点お伺いします。

まず1点目ですが、何点かございます。イからニまで言わせてもらいます。下記公共施設の蛍光灯使用割合を伺う。イ、役場本庁舎、ロ、こども園、ハ、長柄小、日吉小、長柄中の各学校、ニ、防犯灯。

②蛍光灯からLED照明に変更する予定はあるのか。現在行っているかを伺います。

③予定はある及び行っている場合のスケジュールを伺います。

④予定はある及び行っている場合、どのような交換方法を考えているか伺う。球の種類ですよね、直管が丸なのか、そういうものを含めたことです。

以上4点、よろしく申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 三枝議員の質問にお答えします。

1点目の蛍光灯や水銀灯の製造や輸出入の制限されることに伴う公共施設における対応ですが、まず役場庁舎については、議場及び駐車場のLED化は済んでいるものの、事務所内は蛍光灯照明であるため、全体的な蛍光灯の使用割合は95%以上であります。こども園も同様であり、95%以上蛍光灯照明が使用されております。小中学校については、体育館や一部の教室でLED化が済んでいるものの、長柄小学校で92%、日吉小学校で88%、長柄中学校で78%の割合で蛍光灯照明が使用されています。

最後に防犯灯ですが、今まで継続的に球切れや新規設置の際にLED化を推進した結果、90%以上でLED化が完了している状況で、残り約10%が蛍光灯照明となっています。

2点目、3点目のLED化の予定とスケジュールについてですが、令和6年度に長柄中学校の特別教室が計画されております。そのほかの施設についても、条約で定める期限を目途にして計画的にLED化を推進してまいりたいと考えています。

4点目の蛍光灯照明の交換方法については、議員ご指摘のとおり、蛍光管のみを交換する場合には、安定器の配線工事が必要となることや、エネルギー効率の良い製品を選定し、省エネ効果を得るためには器具全体の交換が望ましいため、一体的な交換を前提に進めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） ありがとうございます。

今の答弁を聞きまして、大分まだ進んでいないのかなというふうに思っております。

ちなみに、私も知らなかったんですけども、蛍光灯、この管の中に入っているものが水銀ということは、私もこれは新聞を読んで調べさせていただいた中で知ったわけなんですけれども、結構水銀についてはいろいろ公害等で問題になっておりますので、世界的にそういう動きになってきているんだというふうに思っております。

それで、今、町長のほうから答弁ありましたように、4項目の中の防犯灯、これについては結構LED化が進んでいるというふうにおっしゃいましたけれども、なぜ本庁舎、あるいは

は校舎関係が進んでいないのか、その辺を教えてくださいませんか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えします。

この条約のことも私の認識足らずでよく分からなかったところも事実でございますが、役場においては、照明もさることながら空調設備も老朽化してきております。そういうこともございまして、空調設備についても実施計画のほうで先に進めるというようなことで、全体的な計画をしているところです。2027年ということ、令和9年末ということが条約の期限になっておりますので、それを見据えて計画的に整理してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 一応、課長さんの話ですと優先順位があるというふうな話だと思うんですけども、ちなみに、電気の歴史というんですか、物を燃やして、その光からスタートして、照明ですよ。それから、多分エジソンだと思ったんですけども、フィラメントの電球だと思うんですよ。そこからこういう電灯系に移行してきていると思うんですけども、蛍光灯に使用されている時間、歴史というものが結構古いと思うんですよ。LEDはここ何年かで結構来ていますけれども。

それで、これは2027年に製造中止あるいは輸入禁止というふうな処置を取られるみたいなんですけれども、ただ在庫がありますので、すぐ云々ということではないんですけれども、ここ一、二年で町の予算関係でも、結構光熱費が上がってきています。補正でも取って補填しているんですけども、原料が上がったからしょうがないということだけでは多分済まされないと思うんですよ。その辺は重々執行部のほうでもお考えだと思うんですけども、このままいったらとてもじゃないですけども、毎年毎年1,000万円以上の補正を組んで、光熱費を補填していくという形を取らざるを得ないと思うんですけども、なぜ早くLEDという、今進歩したいいものができておるんですけども、そういうものに替えられないのか。あるいは、変えるつもりはあっても、諸事情でできないのか。今、課長のお話ございましたけれども、これは今議場を見ていると、電灯なんかは、ほとんど蛍光灯です。これ。丸いんですけどもね。通路もそうです、中の。

ですので、これは直管型の蛍光灯というのは、先ほど町長が言っていましたけれども、一体型、これが交換する場合は一番いい。効率的にいいわけですよ。そうしますと、例えば消

費電力が3分の1とか、よくて5分の1、5分の1までいかないのかな、4分の1ぐらいは最低減るわけですからね。ただ、これには設備投資が必要だという、逆のことが出てくるんです。

それ以外にも、蛍光灯の種類によるんですけれども、丸い電球タイプ、LEDの電球タイプ、そういうものも結構今いいものが出ています。この議場の中のダウンライトというんですけれども、こういう埋込式のもの、これは今ほとんど蛍光灯ですよ。いやいや、こっち。ここじゃないですよ。こっち。ダウンライトですかね。これはペンダントですから形式が違いますのでね。私も気にして見ているんですけれども、通路とかおトイレの中も全部縦型の円いタイプの何本かまとめて曲がっているタイプの蛍光灯になっているんですけれども、これなんかは今は結構安くなってまして、単品1,000円前後で買えるんですよ。円いですがね。そういうものに変えていくという、そういう発想というのはなかったですかね。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、今現状が使えておったものですから、すぐに替えるという発想はありませんでした。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 大体私も考えないですけれども、実は私は街灯のことで、四、五年前ですけれども、一般質問させてもらった件があるんですよ、このLEDの件につきまして。そのときに、内藤課長の直接担当ではなかったんですけれども、当時の課長さんが、切れたら替えるんだというお話をされたので私は記憶に残っているんですけれども、確かにもったいないです、見た感じはもったいないです。ただし、もったいないけれども、先行きを考えながらやっていった場合、例えば蛍光灯の場合は40ワットですと、LEDの電気に替えれば20ワットとかね、それも変えられるわけですよ。そうすると当然消費電力も落っこってくるわけですよ。1円のもの0.5円になれば、計算していくと当然3本、4本という金になりますので、そういう発想していつてもらったほうが私はいいと思うんですよ。そうじゃないと、今あるものが、確かに自分なんか思うんですけれども、駄目だったら替えればいいと。そういう発想は確かにあります。ありますけれども、こういう、例えば公の、特に学校なんかの場合は、結構ルクスの明るさを求められたり、いろいろ条件が来ると思うんですね。

そうしたら、蛍光灯より現状の消費電力の低いLEDのものに替えるというふうなことは考えたことないでしょうかね。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

先ほどからのやり取りで、私も先ほど申し上げましたけれども、議員さんと同じで壊れるまで使おうというような考えでまいりましたけれども、現段階になりますと、非常に年々効率のいい照明器具もできておりますので、この条例の期限令和9年までには、計画的に交換してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） ありがとうございます。

できるだけ早めにチェンジするなりして、これは大きく考えますと、今はやりのSDGsですか、あれにも絡んでくる問題だと思うんですね。炭素化とかいろいろ問題はありますけれども、ですから、やれることはやっていきましょうよ、早めに、手を打ってかじっていくという形を取っていったらどうかと。私は、言葉は悪いですけども、そういうふうに思っていますので、今、課長のほうの答えで私は十分だと思いますけれども、取りあえずそういう形で、電気の光熱費の高騰を抑えるためにも一つの方法だと思いますので、これからぜひそういう方向に進んでくれればというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは1項目めを終わります。

次に、2項目めに入りたいと思います。2項目め、ふるさと納税の寄附金の利用についてでございます。

ここ数年、コロナ禍にもかかわらず、本町のふるさと納税の寄附金が増加の一途をたどっているということで、私もうれしく思っておるんですけども、ただその中で、その内容、納税の約5割、4割ぐらいが町に落ちるといような話も聞いておるんですけども、その内容についてどういうものに使われているか分からなかったものですから、その辺をお聞きしたいと思いますので、①から伺います。各年の寄附の使用可能であった金額を伺います。

2点目、各年の活用希望メニュー、これは8つあるんですね、「町長に任せる」からずっといきまして、その中にどういうものに使われてきているのかというふうに伺います。

3点目は、これはいろいろ語弊あるかもしれませんが、結構今、高齢者に対する輸



出支援タクシー云々、路線バス云々、日吉小云々、災害云々と、これは例えばメニューの中の1から8があるんですけども、これがどこに該当するか教えてください。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） ありがとうございます。お答えいたします。

大きくは、ご存じの町長にお任せ、これが一番多くて、寄附のときに方向性を寄附者に示していただくんですが、そのうちの74%の方が町長にお任せということにさせていただいているという状況でございます。そのほかに、教育文化の充実が6%、保健福祉の充実が5%、国際交流事業が5%……

〔「ごめんなさい、今あった使われたものはどこに該当するんですか。それだけで結構です」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（白井 浩君） すみません、何年度でお答えしたらいいでしょうか。

〔「令和2年度です」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（白井 浩君） 令和2年度は高齢者の外出支援ですので、これは町長にお任せという判断でやらせていただいたというふうに思っております。路線バスもお任せの中でやらせていただいているもの、もしくは基盤の整備に該当するかと思います。あと日吉小学校の校舎、体育館のトイレ改修、これは教育文化の充実、災害復旧についても町長にお任せのほうの部分で出させていただきます、合計620万円という形になろうかと思います。

大変曖昧な部分を、町長にお任せの部分でということでご答弁になってしまって申し訳ないんですが、そのような形でお願いいたします。失礼いたします。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） ありがとうございます。私の質問もちょっとあやふやな点があったかと思いますが、申し訳ありません。

今課長おっしゃっているように、せっかく8つあるメニューなんですけれども、最後は中学生なんかの海外研修だと思ったんです、間違ったらごめんなさい。そういうものに使うということになっているんですけども、ほとんどリンクする問題が結構多いと思うんですね。ですから、町長さんに任せておいて間違いないんじゃないかなという形で、そういう結果になったと思うんです。

それで、令和元年からお聞きしてあるんですけども、その中で、大ざっぱですけども、使える金額を合計しますと約1億3,000万円ぐらいの累計の金額になると思うんですよ。その金額で、現状例えば約千何百万円あるんですね。そのほかにいろいろ使えると思うんです。

けれども、ちなみに例えば今回寄附してもらった、町長にお任せが70%ということなんでしょうけれども、それを決めて使う場合、その目的としまして、例えばこれだけあるんだから、今回はこれとこれを重点にしようとか、そういう考え方というのは何を基本にして考えているか、その辺をお聞かせください。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

基準というか、財政の計画を毎年の予算の出と入りで考えていく中で、不足する部分が正直なところ毎年ございまして、これまでは財政調整基金等でやっていたというところなんです。このふるさと納税というのが始まってから、目的を持って寄附者に明示しているということもありますので、そのひもづけの中で使える部分について全額を使用したりすることはもちろんないんですけれども、そのようなことで判断をして、町長と相談した中で毎年額を確定しているというところでございます。

先ほどちらっとあった国際交流事業等についてのものもあったと思うんですけどもというところにつきましては、今年度予定をしておりました、中止になってしまいましたけれども、そのとおりだと思います。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） ありがとうございます。寄附を、町長にお任せして、もろもろを考えながらやっている、当然そういうことだと思いますけれども、別にこれに使いなさい、あれに使いなさいということは私の口からは言いませんけれども、町長さんが判断してやっておられることですので、信用しておりますので、よろしくお願いします。

それで、一つ気になったのが、令和4年度の実績がホームページに載っております、さっき寄附金についてはざっと9,000万円ちょっとだとうたっておるんですけれども、そこにふるさと応援基金残高と、当然ふるさと納税から来ているお金だと思うんですけれども、9,800万円この時点であったというお話なんですね。課長もちょこっと今おっしゃいましたけれども、今年のお子さんの海外云々で使うという予算もあったと思うんです。その中で、一応2,200万円を切り崩してこっちに使うんだよというふうなことが書かれておるんですけれども、今までの推移からしますと、例えば令和2年度では620万円、令和3年、令和4年では500万円、500万円。トータルで1,600万円ぐらいですけれども、この金が何でこの年に2倍近くでしようかね。2倍はいついていないか、1.5倍ぐらいか、それぐらいの金額になっ



ちゃったのか、その辺をお聞かせください。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） ありがとうございます。

今年度につきましては、先に答えを申し上げますと、小中学校の給食費の無償化事業に1,400万円ほど充てさせていただいてございまして、それががっつんと大きく伸びているという内容となります。

ちなみに、今年度令和5年度は、路線バスの利用者の支援事業に200万円、タクシーの利用助成事業に280万円、先ほど申し上げました中学生の国際交流事業、中止になりましたけれども、予定といたしましては200万円、奨学金の返還支援事業で120万円、こども園と小中学校の給食費無償化、先ほど小中学校と言いましたね、すみません。こども園の分も含めまして、小中学校給食費無償化事業に1,400万円、合計2,200万円、以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） ありがとうございました。

その中で、私の勉強不足だったらごめんなさい。給食費無償化のお金をこちらに出しておるんですけども、当初、私の認識ですと、多分国のほうから援助があつてやれた時期もあると思うんですけども、それが継続しているのかというふうに思ったんですけども、当然これは、無償化を続けていくのであれば、ずっと約1,400万円ぐらいのお金が必要になってくるわけですけども、これをふるさと納税で賄っていくということであるのであれば、この先順調に納税金額が増えている、これは非常にいいことなんですけれども、これをもうちょっと上げるような方法を取っていつでもできるだけプールしておく。基金ですか、当然そうでしょうけれども、そういうふうに考えていった場合、何をしなきゃいけないのかと。特にそういうお考えが、これはしたほうがいいかなという考えをもし持っておられたらお聞かせ願いたいんです。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

議員さんご心配いただいているとおり、ふるさと納税はほかでもがっつんと2分の1に翌年減っちゃったとか、それは寄附者の動きですので、こればかりは強制権はありませんので、非常に波がある、上下があるということもありますので、気をつけて運用していかなきゃいけないというところもあろうかと思えます。そういう意味でも、少しでも寄附額を伸ばすようにと、これまでの議会の中でも励ましといいますか、そういうふうなご意見をいただいて

いるところをごさいますて、るるこれまで申し上げますとおり、現在の寄附額、今年約1億円によろやくいくかもしれないということで、補正予算のほうも出させていただきますところなんです、そのうちの毎年大体同じぐらい、8割ぐらいがゴルフ場リソルの利用券、いわゆる体験型のほうを占めておりまして、農家さんが自分が出せるときに出来る野菜を、道の駅を通してそこからとか、様々な加工品もほかにも多々ありますけれども、大体、残念ながら安定して1.5割強とかそのぐらいなんです。

なので、この体験型のほうを何とかもう少し、農業に至ってもそうなんですけれども、農業の体験型、また、ゴルフ場の寄附しやすい形、例えばですけれども、ゴルフ場のカウンターのところで1万円寄附したら3,000円分のチケットがそこで出てきて、もうそこでふるさと納税が出来上がるような形、そういうのがもう先進例であるようでごさいますので、今担当のほうでは、その辺を新年度、春は間に合うかどうか分かりませんが、来年度中にそういう形が取れないかということで、研究を今行っているところで、少しでも寄附しやすい、したいと思う機会が増えるようなことを取り組んだ上で伸ばしていければというふうに思っております。

お米とか、例えば近隣の名前は申し上げますが、近隣の町村でも、市村でも、随分伸びているところもごさいますけれども、やはり何といても海の手のほうであったりとか、圃場が非常に広くて、長柄町のコシヒカリの収量の1.5倍ぐらいがたんと出てくるような、そういうところもありますので、当然単価的にも落ちるということで、1万円の寄附に対して、あちらさんが10キロのコシヒカリを送るところ、うちのほうでは6キロぐらいしか出せない。そうすると、インターネット上でやっている人たちにすると、どうしても10キロのほうを選んじゃいますので、お米は伸びるということはなかなかない。その分おいしいお米ですよということをアピールしているんですけれども、どうしても納税のほうにはなっていない。

この辺を踏まえた上で、今申し上げた体験型のほうに少し注力していきながら伸ばしていければと考えているところでごさいます。ご理解いただきたいと存じます。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） ありがとうございます。ゴルフ場利用者が大半を占めているというのは前々からお聞きしておりますけれども、いかんせん、そういうレジャー関係ですので、浮き沈みがあることはもう致し方ないですけれども、だからこそ代わるものを早く何か見つける。今課長がおっしゃったそういう方法も一つかもしれません。

それで、本年、前もお聞きしたと思うんですけれども、100万円を用意して新しいものを

考えますよというような話も出ていたと思うんですけれども、ちょっと離れちゃうのかな。議長のお叱りを受けるかもしれませんが、その100万円で、この前聞いたときには、木工製品と、クッキーとか、米粉を使ったというようなものを考えておるといってお話があって、その辺今どうなっているかお聞きできればありがたいんですけれどもね。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

特産品に関しましては、試供的に、お名前言ってあれです、太陽さんですとか、あと町内のパティシエールさんだとか、そういうところで新たなそういうものにチャレンジした商品はあるようでございますが、今ふるさと納税品としてそれが出ているという状況では、現在のところまだ至っておりません。

米粉も、ご指摘もございましたように、つい最近になってはやったものではもちろんないので、そこに何か付加価値をつけるような形で、プレーヤーとなる方たちが大勢いて、長柄町に行くと米粉の商品が非常にいっぱい、バリエーション豊かにあるねなんていう形になればというところも思っておりますが、現段階としてはまだそこに至っていないという状況でございます。お願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） そうですね。即実になってくるものはなかなかないと思いますけれども、でも、地味にあるかもしれませんけれども、努力していくと、やっていくんだという考えを持っていただきたいと思います。

これが参考になるかどうか分かりませんが、新聞にふるさと納税についてあったんですけれども、それを例えば企業とかそういう面に持っていくんじゃなくて、アンケートを学校、生徒、中学生とかそういう方にとってやっているところもあるみたいなんですよね。私がこの前お話をしたときにも言ったと思うんですけれども、そういうものを例えば、山武市だと思ったんですけれども、山武市の市役所の方たちがPRに一役買っているという話もしたと思うんですけれども、ですから、あまり例えば民間企業に任せるんじゃないということではなくて、例えばそういう発想も変えてやってみたら面白いものが出てくるのかなというふうに思いますので、その辺よろしく願いいたします。できるだけ寄附をやって、今、町長の方針で給食費無償化に約1,400万円ぐらいかかっていると。最低限これはぜひ納税のほうでカバーしていただきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

ですので、今せっかくその計算からいいますと、9,000万円あって2,000万円使う、あと7,000万円が残っている、これを全部使えとは言いません。ですので、さっきの内藤課長が言った電灯とか、そういうものにも一緒に使っていただきながら、プールに考えてやってもらいたいなど。そうしますと、結局せっかく寄附していただいたお金が多分私は生きてくると思うんですよね。皆さんのためにも、町長さんもいいほうへいくと思いますので、その辺考えていただきまして、よろしく願いいたします。私のほうから、一応ふるさと納税についてはこれで打ち切りたいと思います。

それでは次、3点目にいきたいと思います。3項目め、IT稲作農業についてでございます。

近年、私は今、農業新聞を取らせていただいて読んでおるんですけども、結構IT、スマート農業という文章が結構出てきています。その中で、当然本町も、この前町長の所信で言っていましたけれども、ITを組んでやっていったらという文言は載っております。ですけども、その辺で進めていく上でどうしたらいいものかということで、一応3点ばかり伺いたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

まず1点目は、IT稲作農業は、機械導入等に多額な資金が必要となるが、そのことに対してどのようなお考えを持っておられるか伺います。

2点目、IT稲作農業による農作機械の新規導入は不可欠と思うが、現状の耕作規模に合っているか伺う。括弧書きしますけれども、本町では2反歩か3反歩の耕地規模、田んぼ1枚の耕地規模は、それが主だと思うんですけども、それに合っているのかどうかということをお聞きします。

3点目、IT稲作農業に適さない中小稲作農業従事者に対して、補助等は考えているのか。というのは、現在私どもの本町では、大型化すればITはいいと思うんですけども、中小企業はお金もないでしょうし、大型機械を入れても無理だということを踏まえまして、この辺をお答えください。よろしく願いします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） IT稲作農業についてお答えします。

以前の三枝議員の質問に対する答弁と重複する部分がございますが、生産性の高い農業を実現するため、政府は食料・農業・農村政策の新たな展開方向として、スマート農業などによる生産性の向上を掲げ、国が開発目標を定め、産学官連携を強化する方針を示しています。

また、国では先端技術を生産現場に導入し、経営効果を明らかにするため、スマート農業の実証プロジェクトを2019年から実施し、現在全国217地区でロボット技術やICT技術の活用を実証中であります。このプロジェクトの中間報告によりますと、スマート農業は農業者の労働時間の短縮にはつながるものの、導入に際しての費用が大きいなど課題も明らかになってきております。

近年、我が国農業が抱える構造的な問題である高齢化の進展に本町も直面しており、65歳以上の高齢者かつ経営耕地面積が1ヘクタール未満の小規模農家が大部分を占めていることから、費用対効果という点を鑑みても、現時点で小規模農家へのスマート農機の導入を推奨するまでには至らないのではないかと史料するところです。

言うまでもなく、本町の農業の根底を支えているのは小規模農家であり、農業生産の持続性や農地がもたらす多面的機能の維持に大きな役割を果たしています。そうした小規模農家の方々に対しての有効的な支援策につきまして、関係機関と情報共有し検討してまいりたいと存じます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） ありがとうございます。

スマートインターの長所短所、いろいろおっしゃったと思いますけれども、私も町長の考えているとおりでと思います。確かに、機械化して人手不足とか、高齢者とか、労働の軽減とかになるとは思いますけれども、ただ、それにはかかるものは資本が要るわけですよね、当然ね。ですので、その辺も結構デメリットな面も出てくると思うんですよね。

私が農業をやっている立場から言わせていただきますと、確かに実のなるもの、お金になるものを機械に対して投資すると、これは最低限やむを得ないと思うんですよね。ただ、農家としましては、そういう還元性のあるものじゃない仕事も大半を占めるわけですよ。というのは、一番今問題になっているのは、のり面とか荒野の草刈りの問題。これは今、私は農業やっけていまして非常に危惧しているし、苦勞をしています。

それで、たまたまこの前農業の機械の展示会がございました、長柄町で。これは大々的にやったものなんですけれども、そこへ行って、当然コンバインとかトラクターとかもろもろ出ておるんですけれども、そのほかに私はそちらのほうの草刈り関係の機械を重点的に、興味があったものですから見ていったら、いいものは当然いいんですけれども、これも変な話、今、高級車でありますものを買えるくらいの値段、10万円、20万円で買えないでしょう、何百万単位なんですね、いいなと思うと。だからそれも、機械は最小限必要なんですけれども、

そこまで投資して今百姓をやれるのかというのが現状なんですよ。ましてお米の価格も下がっていますしね。今年は若干上がっていると思うんですけどもね。その辺を踏まえまして、どうかなというふうに思っております。

それで、これは話がちょっと矛盾しちゃうかもしれませんが、そういうIT、スマートに移行しようというものについて、政府のほうでもいろいろ考えておるんですけども、例えば補助とか、援助する、そういう仕組みみたいのもあると思うんですよ。その辺、中身があったら教えていただけませんか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えします。

町のというところでよろしいですか。町のそういう状況につきましては、認定農業者や営農組合、あと集落営農、各種団体というところでは、機械の補助、今ほぼほぼスマート農業化とGPSが搭載されたものだったりされておりますので、その補助については現在行っておりますが、小規模農家、要件を満たさないものについては、現在のところ支援策はないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） そうですよ。私も何度か質問させていただいているんですが、なかなかいい回答をもらえないんですけども。

先ほどの鶴岡喜豊さんの質問にもありましたけれども、平等と、ちょっと言葉悪いかもしれませんが、大規模農家については農業機械に対する補助があると、営農も含めましてね。ですけども、さっきお話が出ていますように、今本町の稲作農業を支えているのは、先ほども町長も言っていますけれども、小規模農家なんです、大半が。これをおろそかにしちゃいますと、今それじゃなくても高齢化しちゃっているし、跡継ぎがいなくなってきたという段階で大事にしていかないと、ちょっとオーバーな話、長柄中が荒廃しちゃうということも考えられなくもないんですよ、将来的にですよ。

その辺も踏まえて、できるだけその辺を援助していただく方法を、少しでもいいですからお持ちだったらその辺をお聞かせください。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えします。

小規模農家に対しては現在ございませんが、町長の答弁であったとおり、これから検討し

なくてはいけないんじゃないかというところは確かでございますので、これは検討してまいります。

また、スマート農業、IT関係で申しますと、この中山間に合ったいろいろ草刈りとかそういうものについて、企業と一緒に研究したらどうかというご意見もいただいておりますので、その辺も含めて、様々な小規模農家に対しての支援体制というのを、今具体的にこれというところは申し上げられませんが、検討していく時期ではあるなということを感じております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） ありがとうございます。今の課長さん、あるいは町長の答弁をいただきまして、少しは前が明るくなってきたのかなと。トンネルの先が見えませんが、少しでも前向きに考えていただいているのかなというふうに解釈しますので、いろいろありがとうございます。

まず、スマートインター、スマートインターって、これは横文字ばかり並んでおるんですけれども、まずそれが本当に合っているかどうか、現状にマッチングしたところにそういうものを導入するんですしたら私は問題ないと思うんですけれども、長柄町みたいに中間部でございます、規模も小さいですね、当然。その辺も踏まえて、私はどうしてもこれを進めていくには、まず元に返って、今ばらばらに所有されている農地、これを集約していく。少しでも現状より多くして耕作面積をできるだけ増やしていくという方法を考えておったらいのかなというふうに思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えします。

現在、国のほうでは、令和6年度末までに各地域の地域計画をつくりなさいというところでございます。その地域計画をつくる目的としましては、議員おっしゃったとおり、今農地がどのようになっているかの状況把握と、集積を加速化させるためにそういうものをつくりなさいというところであります。

来年から本格的に地域に入って、この地域計画のほうを策定してまいります。その際には協議の場というところでありますので、実質農業の方のお声を聞ける場が設けられるというふうにありますので、その方の真の長柄町の、今困っていること、必要なことをいろいろ酌みながら、今後対策を考えていけたらなと思っておりますので、農地集約は大事でございます。

すので、もしできない方は集約してできる方に担い手としてやっていただくというのも一つ、小規模農家の支援の一つではないかなというふうに考えておりますので、その辺は地域計画の協議の場において、策定の場において、今後支援策のほうは考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 今、課長おっしゃっていましたが、一気にはできませんから、当然。一つ一つ階段を上がりながら、転がって落ちないように、できるだけ足を踏みしめながら歩いて行って、前を見て行ってやっていただきたいというふうに思っております。ぜひ、小規模農家を助ける意味でも、考えて行っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

私から以上でございます。質問を終わります。

○議長（柴田 孝君） 以上で三枝新一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時25分とします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

---

◇ 宮 坂 陽一郎 君

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今回、ちょっと項目が多いので、冒頭のご挨拶は省略させていただきます。

まず1番目ですけれども、災害時の対応等に関してというタイトルで伺いたいと思いますが、町が災害時に指定している現在の避難所、これの幾つかに関しては、避難ルート上に、特に水害に対して、水害時、冠水ポイントが存在しているので、避難場所として適当でない



と考えられるので、これはぜひ見直していただきたいと思います。

また、これらの問題となる冠水ポイントについてですが、これはほぼ場所が分かっているわけですね。ですから、大雨、豪雨予想時には、必要に応じて監視をし、役場と消防が協力して移動、誘導等を、道路閉鎖含めて、これを行う必要があると思います。

さらに、水害時、実際に豪雨、大雨のときに、消防による救助活動、これに関しては訓練が全くやられていないのが現状です。これは、当然ですが、この水害時の救助に必要な機材、備品がそろっていないからです。このためレスキュー対応ができないという状況にあるわけですね。

長柄町では、4年前にも複数の犠牲者を出す、そういった経験をしているわけです。ということから、早急にこのレスキューに必要な機材や装備を導入して、消防の訓練を行っていただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 宮坂議員の質問にお答えいたします。

1点目の災害時の対応等についてのご質問ですが、避難所は災害の危険性があり、その危険から逃れるため、また避難した住民を必要の間滞在させるための施設として、町では地域的なバランスも考え、9か所を指定しているところです。

また、一定の期間滞在するための場所であり、多くの人を屋内に収容するため、学校の体育館などの公共施設を指定しているところです。

道路の冠水による交通規制についてですが、9月の台風13号の接近に伴う大雨の際に冠水して通行不能となった箇所は、比較的交通量の多い県道での冠水でした。道路冠水に伴う交通規制については、警察やそれぞれの道路管理者が行うことが適切と考えます。

また、9月8日の例で申し上げますと、前日から防災無線による注意喚起を行い、8日の朝7時に自主避難所を開設いたしました。その後、8時40分に災害対策本部を立ち上げ、直ちに土砂災害警戒情報を発令された地域への避難指示を発令いたしました。雨は降り続き、9時40分には町内全域に避難指示を伝達し、12時には外出はせずに屋内の2階等への垂直避難を呼びかけたことから、職員をパトロールや交通誘導に出動させることは二次災害につながる危険性が高いと判断し、町民からの連絡対応や情報収集に当たらせました。

水害の際には、避難所までの経路を複数確認することや、車での避難中に危険だと判断した場合には、車は使用せずに徒歩で安全な経路を使い、避難所まで避難をしていくことが大

切であると考えます。

また、消防署の対応については、広域消防本部に対して確認するとともに、災害時の対応について万全を期するよう伝達いたしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 回答ありがとうございます。

幾つかあるんですが、まず、発災時、実際に水害、大雨になったときの放送に関してですけども、これは非常にタイミングが悪いんですね。つまり、町長が今おっしゃったように、途中から家にいるようにという放送に変わりました。それまでは避難してくださいという避難指示、ですが、これ冠水ポイントでは、もう既に車が通れないような箇所が何か所もあったわけです。ですから、これは避難に行こうとして冠水ポイントのところに誘導がなければ、そのまま突っ込んだりする、そういう危険があるわけですね。

それともう一つは、これは浸水の被害だけではなくて、土砂災害、崖崩れ、こういったところの近傍の住民に対しては、これはすぐに家から離れていただく必要があるはずなんです。ですから、この放送も一律に、浸水のみに対応の形で家から出ないようにと、これは非常に誤った内容の放送だったんじゃないかというふうに思います。

それから、冠水ポイントでの道路の誘導等を県に云々という話もありましたが、これは県に問い合わせたところ、県は、県道に関しては補修とか道路維持に関しては県が責任を持つと。ですけど避難の災害時の誘導に関しては、これは結びつかないと。ですから、各町村で対応いただきたいと、こういう回答を県及び土木事務所から回答いただきました。

それと加えて、3年半、ちょうど令和3年3月の議会だと思えますけれども、このときに池沢議員が町に対して質問されているわけです、同じようなことを。冠水のところに誰か常に役場の人間がいて誘導してくれないと危ないと。走っている車からは、どのくらいの水がたまっているかなんていうのは分かるはずがないんだから、それは役場のほうできちっとチェックして、必要であれば将来的に雪国でやっているような目盛りのついた棒を立てるとかそういう形で、ある程度視認性をよくして注意喚起するとか、そういった提案をされて、これは町のほうが消防の協力も得ながら、つまり、あくまでも役場が中心ですよ。消防の協力を得て、そういう冠水ポイントとか、そういったところでの誘導を積極的に行うようにしますと、そういう回答をしているんです。これが全く引き継がれていない。これ4年後にまた起こったわけですけども、そのときには何にも、話がどこかに飛んでしまって、危ないから出ていかないで、案内だけ放送でやる、そんな話では、それは安全を守ることできないん

ですよ。

それで、ちょうどいいことが書いてあったんですけども、長柄町の総合計画第6章まちづくりの基本計画、この中に災害に強いまちづくり、こういった項目があるんですけども、ここで次のように記されています。「今後も地球規模での気候変動が想定され、大規模な風水害等の発生から町民の命と財産を守るため、関係機関及び他の地方公共団体の協力も得ながら、防災及び減災対策を強化し、災害に強いまちづくりを進める必要があります」、こういったことを、非常にすばらしい内容だと思うんですけども、ところが、先ほどの、特に鶴岡喜豊議員からの質問で、最後に、今回何か課題はありませんでしたか、そういった質問があったんですが、これに対して、特に問題はありませんと、そういう回答がほとんどだったというふうに記憶しています。

ですが実際には、以前やると言ったことは一切やっていない。実際に、車が突っ込んで浸水しちゃったという例も今回出ているわけですよ。それが全然問題がなかったと、こういう要は問題意識を持っていない、そういうことであると、これは改善の余地がないということになるわけです。ここはぜひ改めていただきたい。

さらに付け加えると、これは実際に避難指示というふうに途中変わりましたが、このときに、私は福祉センターのところにちょっと視察に行っていたんですね。そこで、避難されている方が、もう朝から何も食べていないとか、水も配られていない状況だったんですね。この避難所は、健康福祉課の方がたしか担当されていたと思うんですけども、これは総務課から避難指示に変わったという連絡が入っていないから、指示じゃないのでそういったものは提供できませんと、そういう話を現場で私は伺いました。そこで、もう一度確認してくれと言ったところ、やっぱり出ていましたということで、そこから実際配っていただいたんですよ。実際に、その前に、もうとにかくいいから、皆さんお腹すいているから配ってくれということで配り始めてはいたんですが、途中でそういう確認が取れた。ですから、現場とこちらの本部というんですか、町のほうとの連絡もうまくいっていなかった、こういったこともあったわけですから、何も反省点、問題はなかった、うまくいきましたと、それはちょっと違うんじゃないでしょうかというのが一つの指摘です。

そこで、今回、本当にいろんな問題があったんですが、もう一つちょっと、先ほど町長の回答の中には、場所ですね、避難所、実際に冠水ポイントが存在しているので、雨がひどくなったら避難できないわけですよ。そこまで車で行けなくなってしまうわけです。ですから、水害時に避難できるような、きちっとルートを確保できるような場所をつくっていただきたい

い。そんな大きいところは要らないと思うんですよ。というのは、水害に関しては、それほど大勢の方が避難するようなことにはならないと思うんですね、地震とかと違って。ですから、そこはもう一度町のほうで細かく調査をして、潜在的にどのくらいの数の住民が水害時に避難が必要になりそうかというのを想定して、先ほど言ったように、そこまでちゃんと避難ルートを確認できるような場所に新たにつくるなり、あるいは既存の施設を使った新たな避難場所を確認していただくということを、ぜひやっていただきたいと思います。

そこで、先ほど話したように、せっかく総合計画の中に防災及び減災対策を強化して、災害に強いまちづくりを進めるというふうにならわっているわけですから、もう一度、前回というのは4年前の水害ですね。先ほどのように、既にそのときに議論があったことが全部抜けてしまっている。ですから、今回もう一度、その被害の検証、これは4年前と今回併せて、まだ、特に町民、実際被害に遭われた方とか、それを見られた方の記憶が薄れないうちに、町民の方からヒアリングをするなりという機会を設けていただいて、そういった情報も基にしながら、被害の検証と反省、それから総括、どうすればこれを先ほどのように防げるのか、あるいは減災できるのか、そこをぜひ議論していただきたいと思いますというのが私の希望です。

こういったことをやはり、1つは、これは役場だけでやるのではなくて、できれば町民の方々も入れた検討会、あるいは防災のための協議会なりプロジェクトチームなりを組んで、そこで徹底的に議論していただいて、次の災害に備えていただくという、そういう体制をぜひ取っていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

町長の答弁のとおり、避難所は一応9か所を設定してございます。そのうち、洪水の際に浸水するような2つの施設につきましては対象から外しておりまして、7か所ということで指定をさせていただいております。

基本的には、先ほどの町長の答弁のとおり、ある程度多くの人数を収容することを前提に、体育館などの公共施設、これにつきまして指定をさせていただいております。

あとは、その行くまでのルートにつきましては、自助の部分に当たるのかもしれませんが、事前の備えとして、自宅からそこまで徒歩で歩けるようなルートを事前に選定していただくというのが大事なことかと思われま。

道路の冠水についてですけれども、町長の答弁で申し上げましたが、交通規制については、

警察やそれぞれの道路管理者ということでお答えさせていただきましたけれども、議員さんのおっしゃるとおり、命は非常に大事なものでございますので、町民の生命や財産を守るのが私らの仕事でございますので、この点につきましては、今後、県道の管理者であります県や消防、警察などとも協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 時間がかかってしまったのであれですけれども、町長にちょっとお答えいただきたいんですけども、今の総務課長のお答えというのは、私の先ほどの話を聞いていなかったような、そういった回答なので、とにかく、今回用意していただいたその2か所に関しては、冠水ポイントが避難ルートの中に存在しているということで、非常に適当でない場所であったという、そこに行く避難経路のところ、車が冠水ポイントでつかってしまって止まってしまったというような、実際そういうことが起こったわけです。ですから、避難できなかったわけですね。

それで、歩いてというと、車に乗っているよりも歩いていくほうがさらに危険です。そのとき、車がつかったときには、ある程度川のような形で流れ始めている状況ですから、こんなところを人間が歩けるようなはずはないので、ちょっとそこはもうかなりずれた回答だというふうに思います。

それから、先ほどの話のように、私、年数を間違えたかもしれないんですが、令和2年3月の町の回答で、消防の協力を得ながら町が、町というのは町の職員がですよ、そういったところを事前に冠水ポイントをしっかり見て判断をして、危険が迫った場合には、すぐにそこで誘導等を行うということ、議会で町のほうからお約束いただいているので、ですから、ぜひこれが、先ほど言ったように、もう完全に抜けてしまっているんです。このことをちょっと前提にして、最後に町長に今後の、先ほどお話ししたような徹底的な見直しと反省に基づいた対応策を検討するという、そういう機会をぜひつくりたい。こういったことに関しても、できれば町長からお答えいただきたいんですが。

○議長（柴田 孝君） 町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） それでは、宮坂議員に答弁させていただきます。

本当に私ども、災害を受ける9月8日の前に、令和元年の、まずそちらの検証をしようということで、話を今回進めていました。その直後で、今回このような災害がありました。今回、本当に車で皆さん、何例も水没した方々が本当にいられたということは、重々承知して

おります。

それで私、ちょっと池沢議員が過去にそのような質問をしたのを、すみません、忘れていました。覚えていませんでした。

今回、このようなことを聞きまして、また、宮坂議員が県のほうから誘導のほうに対しては町のほうでやれというような、県の、私も一回そちら確認させていただきます。それで、県のほうと、また警察のほうと話をさせてもらいまして、それを得た上で、今後、本当にまたこういう水害が起きたとき、災害が小さく済むような、減災なんですけれども、そちらのほうをまず目指して進めていきたいと、今後はちょっと考えてまいります。

1回、県のほう、警察のほうと協議させていただきまして、こちらのほうで内部でもまた協議しまして、まず1回、そちらのほうたたき台で、防災対策、そちらのほうを進めてまいりたいと思います。

本当に、あのとき災害が起きまして、先ほど避難所のほうに行かれたとき、職員のほうは知らなかった、避難指示を知らなかったよということで、そちらのほうも私たち、今回、話聞きましたので、そちらのほうも極力災害があったときは横の連携、そういうのも取れるように、そういうことも考えながら進めていきたいと思います。

また、先ほど、雪国じゃないけれども、こんなポールを立ててみたいな感じ、ああいうのももしできるようなところがあったら、そういうのも検討していきたいなどは考えます。

ということで、よろしいでしょうか。私の答弁とさせていただきます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。ぜひ前向きによりしくお願いいたします。

それで、次の質問に移りますけれども、第5次総合計画の見直しに関して、かなり時間が予定よりも過ぎてしまったんですが、この見直しに関してですけれども、ちょうど令和3年3月ですね。このときに、第5次総合計画というのが出されて、これに基づいて策定された総合戦略というのがあります。これも同時期に出されているわけですが、この中で、いまだにCCRCですね。これが戦略の一つの柱として位置づけられて展開されているわけです。既に、これに関しては核になるリソルの森が、これに関しては、もうほとんど参加する意思がもう薄れてしまっている、既に破綻しているんじゃないでしょうかという話なんです。そもそも、やはりこういった町の総合戦略、こういったものをつくるのに、中小の一民間企業を中心に置いて考えていくというのは、これ自体がちょっといかなものかなというふうに思います。

さらに、総合戦略の中で、庁内、庁内というのは、この庁舎内ですね。庁舎内の推進体制及び審議会を中心に、必要に応じて総合戦略を改定することで、P D C Aサイクルによる推進を図りますとなっておりますが、これも書いてはあるんですけども、多分機能していないんじゃないでしょうか。いずれにしても、この計画自身、これを早急に見直す必要があると思うんですが、実際、これ中身を皆さん読んでいらっしゃるかどうか分かりませんが、ところどころに町の実態と乖離していると思われる表現が多々見受けられるんです。例を言うと、Society5.0とか、SDG sとか、I o T、A I、こういったはやりの横文字を並べていたり、長柄町の現状からかなり遠い話が並んでいる。

想像するに、多分、国からの予算をやはり確保するためには、こういったはやり言葉を入れて形を整えないと、これは町の予算だけではなくて、いろんな研究費に関しても、国から補助金を取ろうと思うと、こういったものを並べないとなかなか取れないというのは理解できます。ですが、これはやっぱり、その後のいろんな行政の方向が、この総合計画が大本にあるために、ずれた方向に行っちゃう、あるいは行ってしまっているという、そういう懸念もされるので、ぜひこれは早急に見直していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 初めに、現在の第5次総合計画の構成及び期間について触れさせていただきます。

本町の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画をもって構成しており、基本構想は長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、目指すべき将来の姿を示すもので、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間としています。

基本計画は、基本構想に掲げた目標にすべき将来の姿を実現するための計画であり、まちづくりに係る施策の方向性を体系的に示すものであります。こちらの計画期間は、基本構想期間を前期・後期に分け、前期は令和3年度から令和7年度まで、後期は令和8年度から令和12年度までの5年間ずつとしています。

実施計画は、基本計画に掲げた施策を実現するために策定する計画であり、附帯的な事業を示すもので、計画期間は3年間とし、毎年ローリング方式により見直しを図っております。

計画の見直しについてのご質問ですが、現在、長柄町第5次総合計画の3年目を迎えているところで、基本計画としましては、前期計画が令和7年度までとなっていることから、後

期基本計画の策定に向けて、来年度、令和6年度におきまして、町民アンケートなどの基礎調査を実施したいと考えております。また、その際にはワークショップを取り入れるなど、町民参加型の計画づくりを一層意識して進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

今、町民も交えてというお話がありましたけれども、ちょうどこの総合計画の第7章に、まちづくりの基本理念というのが入ってまして、この中で、まちづくりの主体は町民であることを基本にし、町民参画と協働による、協働というのは共に働くですよね。協力して働く。協働によるまちづくりを推進します。こういうふうに結ばれているわけです。ですから、今後は、この言葉に従って、ワークショップとかいうレベルではなくて、もっと町民のいろいろな意見を決定するプロセスの中に積極的に取り込むような形にするための協議会を町民参加で立ち上げていただいて、町の実情に沿った総合計画及び戦略の見直しを進めていただきたい。

ただ、もし国から補助金を持ってくるために、そのためのものも必要だというのであれば、これ2本立てでつくればいい話なんです。ですから、名前を変えてもいいので、町で本当に必要なものは、町民を交えたこういう別建ての協議会をぜひ立ち上げて、議論、見直しを進めていただきたいというふうに希望しますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

ただいま議員のほうからご指摘のございました部分も含めまして、次期の計画の見直しの際の参考とさせていただきたいと思っております。

過去にも、今、第5次ですけれども、第4次の策定だったかと思いますが、そのときにも、ピラミッド型につくり上げていく中の、その一角にそういう部会のようなものを設けて、そこに公募の委員さん方を多数参画してもらって、計画をつくったこともございました。そういうようなことも含めまして、数は限りが、そういうやり方だと出てきてしまうと思うんですけれども、他の市町村の例なども含めて研究しながら、またご相談させていただきながら進めていければと思っております。

以上でございます。



○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次の質問で、農業政策に関してですけれども、まず伺いたいのは、現状の長柄町の農業、この現状、まず後継者不足、これが非常に深刻で、これに対しての解決策はあるんでしょうか。

また、耕作されていない農地がどんどん増加の一途をたどっている。これが現状ですね。これもどうやって防いでいくんでしょうか。

また、この基幹産業として位置づけられている農業の従事者の大半が兼業農家であるというふうに認識しています。高齢化も進んで、現状ではスマート農業だとか、最新テクノロジーを導入するようなことは、こういった農家に対しては全く役に立たないというふうに考えられるんですね。兼業農家への補助金等、これは現状でも行われていないというふうに認識していますが、これは先ほどの三枝議員からも質問がありましたけれども、個別の専業農家等への補助金に関しても、町全体を考えると、やはり多重投資になってしまうおそれがあります。しかも不公平感が出る。結局、個別の農家、幾ら、うちは兼業ではない、認定農家というんですかね。そういった形で農業を専門にやっていますよというところであっても、やはり住民から見れば、そういった一民間のところにお金がどんどん出ていくというのはいかがなものかというふうに、やはり考えざるを得ないということもあります。

また、地域計画を策定する上でも、この農業政策、これは要になる重要な要素の一つなわけですから、ここでちょっと、これは個人的な案なんですけれども、まずこういった不公平感も出ないようにするための方策として、町が経営する、つまり公営の農業法人を新たに立ち上げて、そこに集中投資を行っていく。こうすれば無駄は出ないわけです。それによって、当然、町がやるわけですから、農地の集積も進めやすくなるわけです。スマート農業、これからレベル3とか自動化がどんどん進みますけれども、そういった農機というのは非常に高額になるわけですが、これもそういった形で町営の農業法人であれば無駄なく導入できるわけです。また、そこに若い世代の雇用も可能になって、これで後継者問題もある程度解消に向かう可能性があるわけですね。あと、こういった公営の農業法人で、例えば専業にやるとしたら二毛作も十分できるようになるわけです。つまり、収益が上がるようになって、そこでさらに特産物の開発、こういったこともできるようになるわけですね。

ですから、こういったことをやることで、基幹産業としての農業の復権が達成できるんじゃないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 農業政策についてお答えします。

本町の農業の現状は、農業者の高齢化や後継者の不足等による農業従事者の減少といった構造的な問題に直面しています。

本町の農業を将来にわたり維持、発展させていくためには、農地の集積、集約の推進、新規就農者、定年技能者の確保は当然継続して推進を図るとともに、将来的な担い手の確保に向けては、別の仕事を持ちながら農業に関わるなど、農業に関わる機会の増加、多様性にも注目し、新たな担い手などを受け入れることのできる環境を整えてまいりたいと考えております。

また、昨年5月に公布された農業経営基盤強化促進法が改正され、地域計画の策定が法定化されました。本町においても、農業委員会や関係機関などと連携し、地域計画策定に向け取り組んでまいります。

地域計画では、地域での話合いを通じて、将来の農地利用の姿を目標地図という農地1筆ごとに農業者の利用意向などの情報化を見える化します。この情報を地域の農業者、農業委員会などと共有することで、利用意向が見えにくかった農用地についても活用の可能性が広がると考えています。

現状把握は全ての出発点と考えます。地域での話合いにより、地域の農業の現状と課題を整理し、最低限の共通認識として明らかにし、地域の方々への理解の浸透を図りながら、今後の農地利用や担い手の確保策などをしっかりまとめていきたいと考えております。

○議長（柴田 孝君） 残りの答弁、誰がしますか。

産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

農業法人、農業公社という形かと思われまますけれども……

[発言する者あり]

○産業振興課長（小泉義彦君） そういった、私、農業公社という形で捉えておりまして、その中でいろいろ他の事例等を見てきましたが、なかなかない状況、これは何でかというところで、赤字云々とか、そういった問題、町が投資して、ただ、町だけでは駄目です。農協さんとかいろいろなところから協力を得なくちゃいけない事業だとは思っていますので、その辺も事例も含めて見ていただく中で研究していく一つのツールかなというふうに感じており

ます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） これはあくまでも私の個人的な案ですので、ぜひこれに関しての町民を交えた協議会なりプロジェクトチームを立ち上げていただいて、あまりもう猶予がないわけです。このままだと本当に後継者もない、もうどんどん放棄地が増えていると、こういった状況ですから、ぜひこの農業政策の部分に関しては集中的に、こういった町民を交えた協議会等で議論を行えるような体制を取っていただきたいと思います。

次に、ちょっと時間がないので進めさせていただきますが、旧水上小の工事の進捗状況に関して、これを伺いたいんですが、2022年8月の2回目の工事延期の申請で、今年10月からは解体撤去工事が行われる計画になっていたんですが、もう2か月経過していますが、全くその工事の着工の気配がない。社長にも伺ったんですが、今のところ、すぐ着工するということは考えていच्छらないということで、契約書によると、解体撤去がやむを得ない事情により、期限までに完了できない場合は、町に対してあらかじめ書面による承諾を得なければならない。こういうふうになっているんですが、もう既に、今もう2回目の延長に関しても、もう守れないというのがはっきりしている状況ですから、これはすぐに延期の申請を出していただく必要があるわけです。

さらに、これを今までは二度にわたって、はい、そうですかというレベルかどうかは分かりませんが、町と業者の社長が話し合いをして、そういう状況であれば、じゃ、いいでしょうということで延期を2度にわたって行ったわけですが、今回3回目ですので、これは前回の本会議でも質問してお願いしたと思うんですが、ぜひ次はちゃんと議会を入れて、承認するかどうかという、これに関しては、町の単独で決定して延長するということがないようにしていただきたい。

これはこのままいくと、もう買戻し特約も切れてしまいます。そうすると、もう何をやってもいいという話になってしまうんですよ。例えば、解体だけやって更地にした後、はい、できました、もう期限が来ました。じゃ、これ産廃業者に転売しますよと言ったところで、買戻し特約が切れてしまえば、それに対して町は何かアクションを起こすということとはできなくなってしまう。ですから、これは、次のタイミングで、これを受けるかどうか、受けるのであれば、例えば契約をもう一度やり直すとか、あるいは場所を変えていただく。例えば、旧中学校の空き地、あっちだと解体撤去も要りませんよという形で移っていただくとか、い

ろいろな相談はできるんじゃないかと思うんです。

ですから、今後、町単独でそういう形で進めるのではなくて、オープンな形で議論しながら決めていくような、そういう環境にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 旧水上小学校跡地の事業の進捗状況についてお答えいたします。

本件につきましては、さきの議会におきまして、議員から幾つかのご指摘を頂戴したところですが、その後も事業者と協議等を行ってまいりました。社長からは、ご質問の中であった資金のめどが立っていないことから遅れているわけではなく、融資先の金融機関から、建設費の高止まりの現状から、建設時期を遅らせるべきとの進言があり、資金計画など総合的に判断し、今に至っていることです。

そして、できる限り早急に長柄第2工場を建設稼働させ、町との約束となっている地域雇用につなげることは、一点の曇りもないことなどを改めて伺ったところあります。

現在は、建物の解体に向けて解体事業者の選定中という状況と聞いておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今の町長の回答ですけれども、これはあくまでも先方の会社の社長との話合いの中で、先方がそういうふうにお話をされたということで、これはエビデンスも何もないわけですね。ですから、銀行がその場に立ち会ったとか、あるいは受注をしているという何らかの発注書があるとか、あるいは経理上の、今これだけ収益が上がっているとか、そういったものを見ての判断ではなくて、あくまでも話なので、それはどうなるか分かりません。ですから、オープンな形で議会を入れて話し合っ、今後決めさせていただくように、ぜひお願いしたいということで、時間がなくなってきましたので、次の質問にいかせていただきます。

次は福祉行政に関してですけれども、社会福祉協議会と町の関係について確認させていただきたいんですが、これは民間組織である社会福祉協議会に対して町から多額の補助金が入っていますが、町はどのように管理しているのか、ぜひ伺いたいんですね。町からは、社協の職員の給与に相当する金額が補助金として支出されていますが、例えば令和4年度、前年度、ここでは社協の福祉サービスを利用している町民の人数は55名と極めて少ない状況です。令和4年度は3,000万円程度ですから、人数で割ると1人当たり60万円程度で、これはその

まま渡してあげたほうが、はるかに有効なサービスになるんじゃないかというふうに考えますけれども、いずれにしてもこれは非常に異常な状況だというふうに考えます。

今後は、町がやっぱりフルコミットして、より多くの町民に福祉サービスを提供できるように、社協の改革を行うか、もしくはそれが難しいのであれば、サービスを他の事業者に分けていくこと、こういったことも必要であると思いますが、さらに、社会福祉法の第109条において、社協は町内における社会福祉事業または更生保護事業を営む者の過半数が参加するものというふうに決められています。ですが、これ社協に確認したところ、現状どうなっているか分からないと、つまり守られていない可能性もあるわけです。さらに、この第109条では、社会福祉を目的とする事業を営む者または社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならないというふうにされているわけですね。非常にオープンな団体のはずなんです。これらの参加者が中心になって、この社協の事業の企画や実施を行うと、こういうふうに社会福祉法では決められているんです。

ところが、いろいろとヒアリングをしても、非常に閉鎖的な団体運営を行っているのではないかという、そういう感じがするわけです。これに関して、何とかこういった状況の見直しを行っていただきたい。特に担当する健康福祉課は、先ほどお話ししたように、もっと町としてもフルコミットして、徹底的に管理をしていく。こういった方向でないと、町民の税金を、これだけ多額の税金をつぎ込んでいるわけですから、それが数十人の方へのサービスで終わってしまっているというのは、これは何としても早めに変えていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 福祉行政に関してお答えします。

長柄町社会福祉協議会は、民間組織としての自主性を持つと同時に、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性を持つ団体として、社会福祉法に規定されています。このため、社会福祉協議会の行う事業は、行政ではできない民間性を持ったサービスなど、行政からの委託という形で事業を実施しています。

社会福祉協議会は、民間性と公共性が同居している団体であるため、人件費や委託事業費には町から補助金や受託金を導入しております。まずは社会福祉協議会と町でご質問の課題を整理し検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 残っているものがあるんですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 質問の中で、もっと、要はフルコミットしていただけるのかどうかというところだけでも回答をいただきたいんですけども。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 社協のほうの意思決定につきましては、執行機関である理事会と決定機関の評議員会がございます。その中で決定していただくものと理解しておりますので、町からの補助金については、もちろん町のほうでの管理、そういうものが必要になるかと思いますが、社協の内部の関係につきましてはそういう組織がございますので、これは町が関わるものではないというふうに理解しております。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今の回答で、町としてはフルコミットしないと、つまり責任は持たないということですから、そうすると、今後の社協に対しての補助金に関しては大幅に見直す必要があるのではないかというふうに思います。

次の質問ですけれども、ちょっと時間がないので飛ばしていただいて、7番の環境行政に関してということで、今回の水害で河川の表のり面、この岸のところ、ここが結構崩落している箇所が散見されるんですが、のり面の傾斜を見ると、かなり基準よりも、基準というのは大体45度以下の傾斜というふうにたしか規定があったと思うんですが、これが割と急に感じられる箇所が結構あるんですね。伺いたいのは、町では盛土を行う際の傾斜の基準を定めているとともに、盛土工事等が完了した後の確認を行っているのかどうか。

さらに、今回の水害でいろいろ見て回ったんですが、ヤードや産廃関連施設の下流域にごみはかなり多く滞留している箇所が見られました。これは、取り除く対応は町が行うのかどうか、これもちょっと伺いたい。

それから、こういった場所では当然ですけれども、雨でいろんなものが流れたりして、河川の水質の汚染、あるいは周辺の土壌の汚染が心配されるわけですけれども、そういったところの検査、これはどのように行われているのか。どのようにというのは、その場所と、定期的に検査をされていると思うんですが、そのサイクル。

さらに、農業用水として使っているポイントもあるので、こういったところの水質検査、

こういったところも含めて、現状どうなっているのかというのを伺いたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 環境に関する質問にお答えいたします。

ご質問のいわゆるヤードの廃棄物の一時保管、土砂埋立てについては、長生地域振興事務所、環境保全課や警察などの関係機関と連携し、法令に基づき監視・立入り等によりその把握に努めています。

また、町内の河川のうち過去に大規模埋立てが行われた下流や3本ある主要な河川の行政界付近など合計9か所で水質検査を行い、継続的にモニタリングを実施しており、状況の把握に努めています。

引き続き、本町の優れた自然環境を良好な状態で未来へ引き継ぐため、自然環境保全意識の啓発や不法投棄監視パトロールの強化を図るとともに、町民との協働による環境美化運動を推進してまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 質問に対して、残りの答弁ありますか。

答弁をお願いします。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

まず、埋立て後等の基準についてでございますけれども、町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例に基づき検査を実施し、その検査基準につきましては規則で定めてございます。

それから、河川への崩落の件でございますけれども、まず、人工物等であった場合には所有者や事業者さんに行っていただくこととなります。自然の山などが崩落した場合であって、なおかつ緊急を要する場合は町が行いますが、その状況は様々と考えております。

あとは水質検査の件でございますが、水質検査につきましては、町長の答弁にありましたとおり町内9か所で行ってございます。立鳥にありますため池付近、それから県道千葉茂原線沿いにあります普通河川で2か所、それから山根地先で残土埋立てを行った付近で2か所、それから一宮川、豊田川、村田川上流などの行政界で4か所、合計の9か所でございます。年1回実施しております。

それから、今ご質問にも出ましたけれども、ヤードがその県道沿いにありますけれども、

そこにあります普通河川で、定点観測ということで2か月に一度実施しておるのが現在の水質検査の現状でございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

ちょっと時間がなくなってきましたので、あと8、9と、これは教育課にまとめて質問させていただきますけれども、1つはスクールバス、現在、小学校、中学校それぞれ別々に合計3台、バスを委託していますが、要領的には中学で使っている2台で済むような計算になるんですね。ですから、ぜひ小学校と中学校のそれぞれ担当者で話し合いをしていただいて、シェアできる方向でぜひ検討していただきたい。もし、1台浮いてくれば、例えばもう契約を切るということもありますけれども、例えば長柄小など、今、徒歩で通学して、非常にまだ危険な道を通学しているような、そういう生徒もいらっしゃるの、そういったところを拾うような形で運用するとか、あるいは高齢者の以前あった町民バスという形で使うとか、いずれにしてもなるべく工夫をしながら有効な予算の使い方をしていただきたい。

もう一つは、学校で校医、学校歯科医、学校薬剤師、これをお願いしていますけれども、この業務はどういったものを行っているのか。

もう一つは、学校薬剤師の中に、議員さんが以前から入っているようなんですが、議員は町からの業務を請け負うことは許されないというふうに、以前規定があったと思うんですね。このことに関しても回答いただきたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

申合せ時間を過ぎましたので、簡潔にお願いします。

教育長、石川和之君。

○教育長（石川和之君） お答えします。

スクールバスについてですが、輸送体系の見直しを行えばスクールバス2台で賄えるのではないかという趣旨だと思いますが、児童・生徒のバス利用者数、発着時間、運行コース等を考慮すると、スクールバス2台で対応するのは物理的にも、そして密になるということで衛生的でも適切ではないと考えます。なお、小学校では座席も指定されていると、毎日心穏やかに登下校できるような配慮もされています。

スクールバスについては以上でございます。

学校医等のことでしょうか。続けて答弁してよろしいでしょうか。



○議長（柴田 孝君） はい。

○教育長（石川和之君） 学校には、学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置くことになっております。また、同条第4項には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、「学校における保健管理に関する専門事項に関し、技術及び指導に従事する」とあり、その職務内容は同法施行規則第22条に示されております。

学校医は、就学時や定期的な健康診断をはじめ、修学旅行前の健康チェックや健康相談を行っており、集団健康管理の点から、感染症対策についての必要な指導や助言を行う場合もあり、児童・生徒及び教職員の健康管理の役割も果たしております。

また、学校歯科医、学校薬剤師のどちらも、学校保健安全法施行規則に定められた職務の準則に従い、活動を行っております。

以上、答弁いたします。

○議長（柴田 孝君） 議会事務局長、佐藤幹宏君。

○議会事務局長（佐藤幹宏君） 最後に、先ほど宮坂議員からございました議員の兼業禁止のことについてご回答させていただきます。

兼業禁止については、地方自治法第92条の2に定められております。

ご指摘の議員が学校薬剤師ということでございますけれども、こちらについては、その業務内容、契約内容、あるいはどういった委託方法をやっているかを精査しなければ回答は出せませんので、この場での回答は差し控えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

校医、学校歯科医、薬剤師のところの答弁が、業務内容、どのようなものを行っているか、これ法律で定めたというのは、もちろん分かっているんですが、具体的な業務内容を伺ったんですね。私が聞き及んでいるところでは、例えば薬剤師は、プールの水質検査や教室の照度の検査をやっている。これは薬剤師の資格関係ない業務ですね。いろいろ調べたところ、確かに薬剤師協会で、自分たちがこういうのをやるんだというふうな取決めをしているようですが、これは誰でもできる内容なので、ほかの自治体でいろいろあるんですが、例えばボランティアでやっているところもあります。つまり、内容的には、例えば水質検査というのは、シルバーでも浄水場でやられたりされているわけです。ですから、専門的な資格は一切不要ですね。もちろん照度も同じです。ですから、あとは、もし法律で、こういったお三方をそろえるというのが義務づけられているということであれば、内容に応じた報酬を考えて

見直しを行っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 回答必要ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） じゃ、この回答で最後の質問とします。

学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） 回答にお答えします。ありがとうございます。

まず、学校薬剤師は、昭和33年学校保健法で、学校薬剤師への職務として、学校環境衛生、先ほど議員がおっしゃった照明、採光、換気、プールや飲み水の水質検査の維持管理に関する指導・助言者としての職務が義務づけられており、さらに、平成21年学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則が新たに施行され、薬剤師の職務は学校環境衛生に加えて、指導にも従事するとなっております。さらに、学校薬剤師に求められるものとして、教育にふさわしい人間性を持つ、教育に正しい理解を持つ、職務に必要な知識の研さんが必要とされていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） どうもありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（柴田 孝君） 以上で宮坂陽一郎君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は3時45分といたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時46分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 佐久間 繁 英 君

○議長（柴田 孝君） 3番、佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） 皆さん、こんにちは。3番、佐久間繁英でございます。

本日は、傍聴人の皆様には、師走の何かとお忙しい中、足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。長く続いた猛暑もようやく終わりを告げましたが、秋を楽しむ間もなく、一気に寒い冬がやってきました。皆様には、気温の急激な変化により、体調等を崩さないようご自愛いただき、輝かしい新年をお迎えになられますよう、ご祈念を申し上げます。

そして、6月の議会で提案させていただきました地域応援券が先般発券され、多くの方から感謝の声をお聞きしました。改めてここに感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、私の質問に入らせていただきます。

1項目めの質問でございます。町民の利便性と町の活性化についてお伺いいたします。

私は、7月に行われた町議会議員一般選挙の選挙活動の中で、複数の方から、町内にスーパー等がないため近隣に出向かなければならずとても不便だという声をお聞きしました。確かに町内にはスーパー等がなく、茂原市や市原市に行かなければならず不便であります。

町では、3月の定例会で優良企業の誘致について、私から質問を差し上げた際、様々な公共体や企業体と情報の共有を図り、積極的に誘致に取り組んでいくというお話でございましたが、現在の状況についてお伺いしたいと存じます。スーパーの誘致が実現すれば、町内で買物の用が足り、交通の不便にも対応できるのではないかと、また、町の活性化と経済効果も期待できると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁を願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 佐久間議員の質問にお答えいたします。

スーパーの誘致に関しましては、町企業立地促進条例による奨励金を交付する経済的なインセンティブを提供することなど、資金的な支援はあるものの、市場規模が小さい地方部では需要が限定されているため、データの的にもまた企業側の経験則としても立地に値しないと判断されてしまうのが現状であります。

加えて、物価高騰により建設費が従来の3割から4割ほど上振れしており、あるドラッグストアの店舗開発責任者の話では、店舗出店が決まっていた比較的都市部の物件であっても、

建設そのものを見送っている、または計画が中止となったところもあると聞いており、これらのことから本町内への出店は極めて難しい状況であると残念ながら理解をしております。

そのような中、7年ほど前から、何とか長柄町に出店をとご検討いただいている千葉薬品ヤックスさんが、この11月6日から移動スーパーを開始してくださいました。毎週月曜日、週に1回ではありますが、町内8か所で販売をしていただいております、大変ありがたく思うとともに、少しでも多くの方にご利用をいただき、この事業が継続、拡大していくことを願っております。

これからも、町民の期待に応えるべく、業界各社と意見交換を継続してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

それでは、私のほうから具体的なところを何点か確認させていただきたいと存じます。

まず、千葉銀行の地方創生部との情報共有を年4回行っているというふうにお聞きをしました。また、町内に150年住まいした所有者から相談を受けているというお話も伺ってありました。それらについて、その後の経過はどうでしょうか。

それと、加えて県の企業立地課との進展についてはいかがでしょうか、お伺いしたいと存じます。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） ありがとうございます。お答えいたします。

初めに千葉銀行地方創生部の関係でございますが、今年度に入りまして3回ほど情報交換ということで、あちら側がこちらに来ていただく形で協議のほうを行っております。中には、町内の活動団体との意見交換といえますか、詳しい内容の金融から、商店の関係から、立地の関係までの協議などが行われたこともございました。ほか2回ございました。特に何か新しく立地するという成果はございませんが、今後も継続していくという状況でございます。

あと、千葉県企業立地課さんのほうなんですけれども、今年度に入ってから特に進展はございません。こちらについては特にないというところです。

古民家につきましては、総合観光事業者の法人が現地を見たいということで役場のほうに来ましたので、現地をご案内いたしました。進展は、結果としては特にないんですけれども、非常にすごい古民家だということで、感動し切っていただいていたんですが、ランニン

グロストの関係だとか、その辺もあるということで、イニシャルに対してランニングが見た感じ、商売としてはちょっときついかないということを言っていました。何らかの助成事業のような形があれば少し考えようかなみたいな、そういう印象を受けております。という状況で、企業立地課さんには進展はないということでお答えとさせていただきます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

今、古民家の視察というか、状況確認に見えたということですが、それは時期的にはいつ頃のお話でしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 多分6月前後だったと、暑くなりかけた頃だったと記憶しております。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） 分かりました。ぜひとも今後も継続して県や千葉銀行、またその他あらゆる関係機関と連携を図っていく中で、誘致に向けたお取組をよろしくお願ひしたいと存じます。

それともう一点、令和6年度末の圏央道の全線開通を契機とした町活性化に向けた企業誘致の取組についてはいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

これまでの議会での一般質問、質疑だったかと記憶しておりますが、ご記憶にある方もいらっしゃると思いますが、現在の知事が就任された後に長柄町のほうに直接入ってきていただきまして、町の諸課題について直接現地を見ながら聞き取りをするということが、3年ほど前にあったかと記憶しております。

そのときのご報告のような形で、一般質問でご答弁したと思うんですけども、知事のほうから、また特別秘書の方一緒にいらっしゃいましたが、スマートインターチェンジの周辺の第一種農地の農振の除外関係、これはもう法律に基づいて千葉県も動いているわけですので、それをえいやこらというふうにするというわけにはいきません、このままではいきませんと。ただ、個別具体の事案が発生した、本当に具体的な事案が発生した際には、またご相談ください、その際には相談にしっかりと乗りたいと思いますという形のお返事をいただい

た。その後も、特別秘書がうちの役場にもう一度来てくれる機会がありまして、その辺のことは改めて確認をいたしました。その辺の流れがあるところから、さきの議会でも申し上げたかと思うんですが、新年度、令和6年度の予算のほうに、スマートインターの周辺の産業用地の選定調査業務というのを予算化させていただきたいというふうに考えております。

これについては、初年度は町の単独費なんですけれども、2年目、3年目、他の市の事例だと、おおむね3年ぐらいかけてやる事業らしいんですが、2年目、3年目については、県のほうから多少の補助金が出るというような流れのものでして、この補助金に乗った形で、スマートインターチェンジの産業用地の選定業務ですので、第一種農地をどういうふうに変換していったらいいか、企業者をお待ちするとか、そういうようなことができるのか。ちょっと私はまだそこまで、結論までは見えておりませんが、その辺の業務を行っていきながら、県の商工労働部、企業立地課さんなどと具体的に相談をしながら、令和7年というふうに今言われているかと思います。横芝大栄間の開通、千葉県内の圏央道の全線開通という時期をにらんで、長柄町も、そこからもう一歩企業の誘致などで飛躍をできたというところで現在考えて、予算のほうを今見積りを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

今、課長のほうから圏央道の企業誘致について、2年、3年後には補助金云々というお話もございましたけれども、この圏央道開通による企業誘致等に関しては、当町だけではなくて、隣接する茂原市さんとも共有を図っていくことが肝要ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 申し上げるまでもなく、ぜひそのような形で広角的に、いろんな方面から、あの周辺がもっと活性化していくようにということで、我々も考えて、そのように活動してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ぜひともそのように、よろしく願いをいたします。

私も何とかして町内にスーパーを誘致したいと考え、これまで12社の企業に働きかけをしてみました。うち2社が検討させていただくという回答をいただいたところでございます。

引き続き他の企業にも働きかけをしていきたいと考えておりますが、この候補地となる資料の提示や現地確認の同行等について、担当部署と共有を図っていきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） ありがとうございます。議員に限らず、ほかの議員の方々も、こういうことを私は耳にしたよということでもあれば、ぜひ一報いただいて、それなりの資料を用意して一緒にお話を伺ったりとか、そのようにフットワーク軽く対応したいというふうに考えておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。今後も私もそのようにやっていきたいと思っておりますので、その際はぜひともご協力をよろしくをお願いいたします。

最後に、ヤックスと提携し、移動スーパーがスタートしましたが、これについて利用状況はいかがでしょうか、教えてください。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 簡単な形で恐縮ですけれども、お答えいたします。

毎週月曜日にヤックスさんが入ってくれておりまして、現在8か所、広報のほうにも載っておりますけれども、動いていただいております。11月6日から始まりまして、もう既に12月ですので、もう5回、6回ぐらいになるのでしょうか。私、手元のほうに11月6日と13日と20日の3回分の各訪問場所でのお客様の数を集計したものを頂いているんですけれども、11月6日が全部で69名、13日が58名、20日が61名ということで、平均して62名ぐらいの方が来てくれているというところです。

最も単価的に高い場所で、聞いたところによりますと、平均で2,000円以上のお買物をしに来てくれているようなところもあるというふうに今聞いておりまして、非常にヤックスさんのほうも、皆さんが良心的にというんですか、一生懸命になって集まってくれているということを多分感じてくれているような、そういうニュアンスの報告を伺っております。

せっかくの機会ですので、手元にヤックスさんのほうから、長柄町に来始めて最初に感じた感想みたいなものを手元に頂いたので、ちょっとほっこりするような内容かもしれません。1つ、2つ読み上げたいと思います。

長柄町では、他の展開している市町村と比較して、特に魚関連の商品が多く売れています。利用者が魚を食べたいというふうに言っている方も多いということで、魚が買える場所が少

ないと言っておりました。長柄町で売れない商品は特になく、魚以外にも野菜や肉、パンや卵、牛乳など日用品から、みたらし団子などお菓子、調味料、洗剤、歯磨き粉など、日用雑貨品までなど満遍なくお買い求めされており、全体的にどの商品も必要となっていることが感じられます。長柄町は家と家が離れて点在している地域がありますが、移動販売へ買物に来られる利用者様は、遠くから歩いて来たり車で乗り合いで来たりと、他の地域と比べ、他の市町村と比べ、移動販売の商圈範囲が広く感じられますなどなどいただいております。

お客様の声としては、移動販売車が、私が想像したよりもいろいろなものが多く積んでありびっくりした。たくさんある中から選べて買えるのがうれしい。免許を返納したばかりで非常に助かる。私と同じで、近所に近々免許返納を考えている人が何人かいるから、移動販売が来てくれて助かると思う。また、買物ができるようになってうれしい。これは読み上げるまでなかった。ほかにも、夫婦で2人で暮らしているから、いつも会話で行き詰まったり、話さなくなったり、けんかになるけれども、移動販売が来てくれて、みんなで会話できるようになってとてもよいことだと、そのようなことも言っておりましたということで、報告が手元に届いております。

初期の形でございますけれども、非常に皆さんが好意的に遠いところから足を運んで、60名以上の方たちの実績となっているというところで、町長の答弁にもございましたけれども、これが何とか継続していくことが第一でございますので、役場のほうも、そのような形になるように、知恵がちょっと足りないところもあるでしょうから、またその辺、こうしたほうがいいよというのがありましたら、皆さんのご意見もお聞かせいただきながら、何とかこの事業が長く続くようにというふうに取り組んでまいりたいと考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） どうもありがとうございます。順調にスタートができたというような認識を今受けましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それこそ、長柄町は海からちょっと離れたところにあつて、お魚とかなかなかふだん取れないような状況ですので、私も含めてですけれども、お魚は大好きな、私もそういった性格ですので、町民の方々もその利便性を痛感していただいて、これが町民の皆様に広く知っていただくことで、それこそ、今、町長、課長、お話ありましたように、永続していくことが大事ではないかというふうに考えますので、ぜひともよろしくお願ひをいたします。

続いて、2項目めの質問に入らせていただきます。町内の河川整備についてお伺いをいた



します。

先般、9月8日の豪雨では、道路の冠水等により数か所が通行止めとなり、危険な状態となりました。今後も、このような豪雨等による被害を軽減していく重要な対策として、河川の整備が急務ではないかと考えますが、町のお考えはいかがかお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 町内の河川整備についてお答えします。

先般の台風13号に伴う大雨により、町内各所で冠水による通行止めが発生したことは承知しています。また、河川の流下能力が不足していることが道路内に雨水が滞留することの原因の一つではあると思われませんが、道路の側溝は一定程度の雨量しか対応できない断面積であり、能力以上の雨量であったのも事実であります。

これら全てを解決するための排水施設及び河川の整備には莫大な費用と時間を要することから、ご不便を伴いますが、まずは命を守る対策として不要不急の外出は控えていただくことや適切な避難行動を取っていただくようお願いいたします。

近年の異常気象により激甚化する降雨は、今後頻発する可能性もあることから、県に対し管理河川の整備促進や管理道路の改善について要望してまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

実際に、さきの豪雨で通行止めとなった道路は何か所あったのか、お分かりになるようでしたら教えていただきたいと存じます。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

このたびの大雨では、役場周辺も冠水により通行ができなかったこともございまして、直接私たちが確認したものではありませんけれども、県道で9か所、一宮川沿川や豊田川沿川の町道では、至るところで冠水していたというふうに認識しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） やはりかなりのところで冠水状態にあったということでございませ

ようが、この流水の受け場所である下流地域の整備状況についてはいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

一宮川水系では、現在、中下流域において令和6年度末の完成を目標に、河道拡幅や河道掘削、第2調節池の拡張工事を進めております。

また、町内の区間では、令和11年度末の完成を目標に、第3調節池の建設や稼働開始を行うことというふうに伺っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） 承知しました。令和6年、そして町内については令和11年ということで計画が進められているということでございますので、順調に整備が進められますよう、下流地域がやはり整備されていかないと、雨水が流れていかずに道路冠水あるいは被害が多く出てしまうというようなことにもなろうかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今後、災害を最小限に抑えていくためにも、私は日頃の巡回、あるいは河川の管理、そして町の道路愛護等による河川ごみの掃除等々、町はもちろんですけれども、県や関係団体とも共有を図っていく中で、河川の整備を進めていただきたいと考えるが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

本町の主要な河川であります一宮川や豊田川にあっては、その対応について県にお願いするとともに、身近な行政として、その気づきについて速やかに報告をしまいたいと思います。

また、県では河川愛護制度もあり、町内の一部ではございますが、取組を進めている地区もございますので、県と連携を図りつつ、制度について整理してまいりたいと思います。

その上で、先ほど申し上げましたとおり、県には令和11年度末の事業完成に向け、事業の推進を図っていただけるよう要望してまいりたいと存じますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） やはり川の雨水がスムーズに流れていかないと、大氾濫が起きてしまう。雨水がスムーズに流れていくことで被害が最小限に抑えられるというようなことにも

つながっていくと思いますので、ごみ等々の掃除ですとか、あるいは流木、木のそういった除去ですとか、その辺のところも含めた中で、管理のほうをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。そして、実際災害が起きたときには、その正しい情報をいち早く町民の皆様にお伝えし、次の対策を進めていくことが大事であるというふうに考えますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上で私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（柴田 孝君） 以上で佐久間繁英君の質問を終わります。

これで本日の一般質問を終了します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（柴田 孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日8日は午前10時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時14分

## 令和5年長柄町議会第4回定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和5年12月8日(金曜日)午前10時開議

- 日程第1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和5年台風13号の被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について)
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和5年度長柄町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第5 議案第1号 長柄町公営企業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 長柄町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第5号 令和5年度長柄町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第10 議案第6号 令和5年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第7号 令和5年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第8号 令和5年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第9号 令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 認定第1号 令和4年度決算認定について(委員長報告)
- 日程第15 議会基本条例策定特別委員会委員の指名
- 追加日程第1 閉会中の継続調査の申し出  
(議会基本条例策定特別委員会、議会運営委員会、広報編集特別委員会)

### 出席議員(12名)

- |    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 金坂光章君  | 2番 | 宮坂陽一郎君 |
| 3番 | 佐久間繁英君 | 4番 | 神崎清美君  |
| 5番 | 高橋智恵子君 | 6番 | 岡部弘安君  |

7番 鶴岡喜豊君  
9番 本吉敏子君  
11番 三枝新一君

8番 池沢俊雄君  
10番 古坂勇人君  
12番 柴田孝君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	月岡清孝君	総務課長	内藤文雄君
企画財政課長	白井浩君	税務住民課長	山越康弘君
健康福祉課長	森田孝一君	建設環境課長	若菜聖史君
産業振興課長	小泉義彦君	会計管理者	小川久美子君
こども園長	川嶋静雄君	教育長	石川和之君
学校教育課長 兼学校給食 センター所長	西周信幸君	生涯学習課長 兼公民館長	石井和子君
選挙管理 委員会書記長	内藤文雄君	農業委員会 事務局局長	小泉義彦君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤幹宏	議会書記	貝塚匡
議会書記	那須悠太		

開議 午後10時00分

◎開議の宣告

○議長（柴田 孝君） 皆さんおはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ご苦労さまでございます。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和5年長柄町議会第4回定例会を直ちに再開します。

---

◎諸般の報告

○議長（柴田 孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（柴田 孝君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

議長から再度お願いいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、質問、答弁を含めて60分以内で終わるよう、ご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により、順次発言を許します。

---

◇ 高橋 智恵子 君

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） おはようございます。5番、高橋智恵子でございます。

傍聴の皆様には早朝より、また、お忙しい中ありがとうございます。

2023年も残すところ数日となりました。私たちの生活もコロナ前に戻りつつありますが、現実には、感染症への不安は残り、物価高騰等社会状況に、私たちの生活は脅かされている毎日でございます。

その中で、町行政の町民への様々なサービスには、町民から喜びの声も多く聞かれています。昨日、台風13号の復旧の件、半分近く残っているということではございますが、課題等を復旧に向けてご尽力いただき、日頃の職員の皆様のご努力には感謝を申し上げる次第でございます。

それでは議長のお許しを得ましたので、質問に入らせていただきます。

長柄町の農業の将来・展望についてです。

この質問は、9月に行う予定ではありましたが、昨日の一般質問で、既に農業への質問が幾つかありました。それだけこの問題には議員の皆様も関心を寄せ、課題だと認識しているのだと思っております。むしろ、今、この課題が出たのが遅過ぎたぐらいではないかと思えます。

1、我が町も農家の高齢化、後継者不足により、農業全体が縮小傾向にあるが、行政としてはこの危機的な状況に対し、危機感を持っているのか。また、長柄町の産業としての農業の位置づけをどのように考えているのかお聞きします。

2、稲作の作付面積及び休耕田、遊休農地の割合はどのようになっているか、ここ数年の割合をお聞きします。また、休耕田、遊休農地等の再利用はどう考えているのか、お聞きします。

3、長柄町のおいしいお米を衰退させない手段として、新しい時代に合った最先端技術等を取り入れることは考えているのかお聞きします。

4、農業担い手不足解消の取組についてお聞きします。

5、現在、グリーンツーリズムの様々な農業体験が好評を得ておりますが、さらにいろいろな体験の機会を増やす上でどのような問題があるか、お聞きします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 皆さんおはようございます。

それでは、高橋議員の質問にお答えします。

町の農業の将来展望についてお答えします。

まず1つ目と4つ目について、関連いたしますので、併せてお答えします。

近年の我が国の農業が抱える高齢化の進展や後継者の不足等による農業従事者の減少といった構造的な問題に、本町の農業も直面しております。これらの状況は、農業生産基盤、優良農地の維持のみならず、地域コミュニティーの衰退など悪循環をもたらし、様々な影響が懸念されるものと、私自身、農業に従事した者としても強く認識しています。

本町の農業を将来にわたり、維持発展させていくためには、農業の担い手となる意向を持つ人の着実な就農支援を推進する従来の施策に加え、就農意向のない人を含めて、幅広い対象に農業に関心を持てるよう、長柄町の魅力と農業に対する一層の喚起と、継続的に農業に関わることのできる機会の提供等により、将来的な町へ移住や農業に関わる担い手を拡大することのできる環境を整えてまいりたいと考えております。

2つ目の稲作の作付面積、遊休農地等の割合、農地の再利用についてお答えします。

令和5年の長柄町における稲作の作付面積は約305ヘクタールで、毎年1ヘクタールずつ減少しています。また、遊休農地の割合は、昨年度末時点で町内の農用地の約3割が遊休農地であり、年々増加傾向にあります。

遊休農地が発生する理由として、前のご質問の答弁でもありましたが、農業者の高齢化や後継者不足等が挙げられます。これらの農地については、まず、農地としての利活用を第一とし、遊休農地を解消するため、耕作放棄地解消対策事業や経営所得安定対策事業等の活用周知を図ってまいりたいと存じます。

また、現在、地域での話し合いにより、将来の農地利用の在り方を明確にする地域計画の策定の準備を進めているところであります。これにより、地域の農地の利用状況と、地域農業に対する課題などを地域の皆様と一緒に共通認識し、関連機関と連携し、今後の農地利用や担い手の確保策など、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

3つ目の最先端技術を取り入れることは考えているかのご質問ですが、高齢化や担い手不足に直面する農業分野にとって、省力化、経営の効率化の一助となる先端技術、いわゆる



スマート農業は、諸問題を解決する上で有力な解決策の一つになり得る技術であると認識しています。一方で、設備の導入や維持管理にかかるコストや導入効果、操作にも一定の技術を要するなど、まだ課題が多いことも事実であります。

近年、本町においても、担い手農業者の方がGPS搭載型農業機械や、ドローンなどを導入する傾向が見られます。町植物防疫協会が実施する水稲病害虫防除事業は、今年度から農業用ドローンを活用し、実施したところであります。

また、町内の担い手農業者による農業ドローンを活用した直播栽培試験の取組も行われ、広報において紹介させていただいたところであります。

最先端技術等の活用、普及に関しましては、本町の農業環境に合った効果的な技術や機械等の情報収集に努めながら、推進してまいりたいと存じます。

次に、農業体験等の機会を増やす上での問題についてお答えします。

本町の農業体験等については、平成16年から、都市と地域の交流を促進するグリーンツーリズム事業を展開しております。

本事業は、約20種類の収穫加工体験のメニューを農家などの皆様のご協力により用意し、大変好評をいただいているところであります。しかしながら、近年、受入先農家の減少に加え、人手不足などによる受入先の都合と体験希望が合わないケースや、駐車場やトイレ等の設備環境の確保は課題であると捉えています。

グリーンツーリズムは、都市と農村の交流のほか、地域の人、物、金の地域内循環させるシステムとして、地域活性化の一つのツールとして重要であると考えていますので、課題解決に向けた体制整備の充実と取組をより一層図ってまいります。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

まず、再質問に入らせていただきます。

担い手不足解消の取組として、たしかこの9月頃、地域おこし協力隊の募集を、農業と林業に限り、するというお話でございましたが、募集状況と採用等についてお聞きします。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

9月議会において補正予算のご承認をいただき、農業・林業に特化した協力隊を各1名ずつ10月に募集し、各1名ずつ応募があり、11月の末に面接を実施し、近々採用の予定で進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 1名ずつ、採用が決まったということですが、その方たち、多分、意欲は十分あると思います。ただ、やってみなければ分からないということもありますが、その採用後の技術指導とか支援はどのように考えているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

本町では、農業・林業に特化した地域おこし協力隊というのは初めて採用ということで、近隣の盛んないすみ市とか大多喜町などの先進事例等を参考しながら、町としての支援がどうできるかというところも検討していきたいと思っておりますが、やはり、町農業を行う上で、地域での人付き合いとか、地域での顔を知ってもらうことが非常に一番大事なことだと思っておりますので、その辺も含めて、協力隊のほうには期待したいと思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 本当に外から来た方、まずは本当に長柄町に根づいていただいて、地域の人と交流を深めることがとても大切なことだと思います。

ただ、これ国の政策だと思いますので、これからも、人数にもし制限がないようであれば、どんどんそういう方を募集して増やしていただいて、本当に、担い手不足解消の大きな一助となると思いますので、国のほうにも要望をお願いをしたいと思います。

また、現在長柄町で認定農業者と言われている人たちが、多分個人的ではないかと思うんですが、その後継者の方を見つけて育成をしておるようです。大変その方にも手厚く指導して、その方も頑張って作物も増やしたり、農業に従事しているとお聞きしますが、認定農業者への例えば機械の購入の補助金だったり、それ以外の支援等を改めて教えていただけませんか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

今年度でございますけれども、新規就農者等、経営体への担い手強化に努めた認定農業者営農団体が新規就農者を受け入れた場合に、その認定農業者、その団体に対して助成する制度を創設いたしております。

また、あわせて、新規就農者に対しても、農業大学校とか県が指定する研修会の費用等の

助成も、今年度創設して実施してまいっているところでございます。

今、実績としては、お話があつて少し進んだところでありますが、ちょっと、その制度を活用するというのを延期になつてしまったというケースでありますので、今後とも、こういう制度がございますので、活用して新規就農のほうの確保というところに努めてまいりたいと思つております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 本当に、そういう認定農業者の方の努力が、これから必要になってくると思われますので、それでもまだまだ苦勞している声も聞いて、できるだけ町からの支援が欲しいという声もありますので、今後ともよろしくお願ひをしたいと思います。

次に、耕作放棄地の解消対策事業補助金ですか、広報ながらも載つておりましたけれども、その申請、本年度5年度、申請は何人いたのか、また作物はどのようなものがあつたでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

町で農業委員さん等が見て回つて荒廢農地として認定したものについて、それを耕作できるようにするものでございます。

令和元年から昨年までの実績で申し上げさせていただきますと、8件の申請があり、5.2ヘクタールの耕作放棄地の解消に至つてございます。作物地につきましては、牧草地で2.3ヘクタール、稲作で2.1、果樹で5反歩という実績でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

ぜひ、この件についても募集をしていただければと思います。

次に、地域計画をしているということで、地域の方の地域に合つた意見を聞くということで、昨日もお話がありましたけれども、もう少し具体的にその内容等お答え願へればと思います。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えします。

地域計画といひますのは、地域の皆様の話に相寄り、目指すべく、将来の農地利用の姿を

明確にするということで、来年度末、これ法律化しまして、来年度末までに全地域をつくるようにということで今作業を進めているところでございます。

昨日来、地域計画、地域計画というところで町長の答弁もございましたけれども、一応流れとして、アンケート調査、農地を持っている方、耕作している方に対してアンケート調査を実施します。これは農地利用に関する意向調査として、実施をいたします。その後、そのアンケート結果をもって、それを集計し、担い手などの耕作状況の分布状況、年代別の農家の耕作状況を地図にして見える化をいたします。これを、今後話合いを行いますので、話合いの資料としてこれを作成したいと思っております。

そして、話合いの実施として、話合いをして、地域の今後の農業について、どうしたらいいかという合意形成を図ります。

その後、地域計画として作成し、公表、これホームページ等で公表し、実践化するという流れでございます。これが地域計画の流れでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 大変具体的に理解をいたしました。

本当に多分、これから長柄町の農業をどうするかという意味では、まずこの地域計画が基本になっているのかと今思いましたので、ぜひこれはしっかりとアンケートを取っていただいて、地域の皆様の意見を取り入れて、計画として立てていただければと思います。

次にグリーンツーリズム、様々な諸問題あるということをお聞きしました。いろんな団体が体験等、いろんな団体等や個人の農家の方々も、グリーンツーリズムの体験の機会をしてくださっておりますが、多分人手不足が大きな問題かと思いますが、ボランティア等、この体験に対してボランティア等の募集をしたらいかがかと思いますが、その辺はしているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

町のほうとして、グリーンツーリズム事業に対して、ボランティアの応募は現在のところいたしておりません。が、各グリーンツーリズムの会員さんが個々に知っている方を集めて、協力していただいているという事例は、お話を伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ぜひ、こういうボランティア、様々な、農業に限らず、町の女性たちもボランティアをしてくださっておりますが、ここの農業の体験の機会に対してもボランティアのほうを募集すれば、私も含めまして、協力をしたいと思っておりますので、ぜひ、ちょっとお声がけをしたらどうかと思います。

今年、私は田島先生のカレッジリングに参加をいたしました。千葉大の生徒さんと一緒に、長柄町の課題とか魅力について考えてみました。大変久々に学生気分に戻りましてワークショップをしたわけでございますけれども、改めてこの長柄町の魅力を知ることもできました。

そこで、そのワークショップの中で、多くの体験等のイベント等の提案が出ております。そういうことを改めて民間として提案をした場合に、長柄町としてそういったイベントにはどのような支援をしてくださるのかお聞きします。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えします。

これは農業というところでのお話ですかね。町としては側面的には、そういうご提案があれば様々な形、ちょっと金額、お金とかそういうもの以外にも、職員が汗を流して側面的に支援できるところは協力してまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

ぜひ、せっかくの機会が出た、企画財政課も関わってくると思いますが、そういったイベントとか体験のことを実現できればというふうに思っております。

これまでこの長柄町の農業のもう将来、長柄町の考えをお聞きしてきました。昨日のお話にもありましたけれども、長柄町の農業はほとんどが小規模農業であるということでした。そこに対して、昨日、支援が必要だという提案もありました。そこは私は否定するものではありませんけれども、いずれ、この小規模農業者の方たちも高齢で、かつ担い手不足ということであれば、やめてしまう可能性も見えます。そうすると、やはりこの長柄町の農業が衰退の一途をたどるものと心配をしております。

本当にこの長柄町の農業、特に、お米は私は本当においしいと思っております。長柄町の基幹産業は何かっていったときに、まずは農業という声が出てくるかと思うんですが、実際、税収の面から見ても、決してこの農業が長柄町の基幹産業とは言えないと思っております。そういった意味で、ですが、農地、遊休、休耕田、遊休農地も含めて、本当に土地はいっぱいあり

ますので、ぜひ何とかここを荒廃させないためにも、そして長柄町のこのおいしいお米を多くの人に知ってほしい、できればブランド化も視野に入れてほしいと常に私は思っております。

そのために、やはり今後はスマート農業、ドローン等を使った、この方法しかないのだと考えます。今回、このドローンの操縦ライセンス制度によって、ドローンが国家試験となっております。知り合いに、ドローン学校を運営している人にお聞きしましたところ、やっぱりドローンの活用方法として一番注目しているのが農業だということも聞きました。それだけ技術も進歩しております。

先ほどお聞きした地域計画、ぜひ進めていただきまして、昨日農業公社という言葉も出ておりましたけれども、町だけは多分恐らく難しいかと思えますけれども、民間企業等、手を挙げるところを探しながら、ぜひこの長柄町の農業、スマート農業を考えていただいて、衰退させないためにも、早い段階で考えていっていただければと思います。

以上で、農業についての質問を終わりにいたします。

続いて、大きい2の質問に入ります。

観光協会の取組について。

1、市観光協会の年間計画をお聞きします。

2、町の商工観光を発展させるために、専従係もしくは課の設置についてどのように考えるかお聞きします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 町観光協会の取組についてお答えします。

町観光協会は、現在、町内の宿泊、レジャー施設、農業団体等の35団体で構成され、観光事業の振興を図り、観光客の誘客により町発展に寄与することを目的に、平成15年に設立したものと承知しています。

1つ目の観光協会の年間計画についてですが、ニッポン放送による年27回のイベント等の告知や、フリーペーパー道の駅を活用した観光施設の情報発信、また、長生郡市内の観光協会で構成される長生地域観光連盟へ加入して、合同イベントの開催や、木更津アウトレットにおいて観光PR活動などを実施し、誘客を図るとともに、会員間での観光資源の共有と交流、情報交換を行っています。

町といたしましても、町観光協会と連携し、新たな観光資源の開発、観光客誘致を図るた

めのPR活動等、町の観光振興がますます活性化するように努めてまいります。

2つ目の、町の商工観光を発展させるため、課等の設置についてお答えします。

現在、商工観光行政につきましては、産業振興課商工観光係において所管していることは、議員も承知のことと存じます。商工観光は地域の活性化や町の魅力発信などに資するためには重要であるものと考えているところです。

しかしながら、商工観光の発展、活性化は、行政だけでは限界があります。本町の現状としては、役場、産業振興課はもちろんのこと、商工会、観光協会、関係団体などの地域の皆様のご協力と連携が必要ですので、今後も関係者の皆様のお力添えをいただきながら、商工観光行政に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

私自身もこの観光協会の位置づけというか、そういうものがいま一つはっきり分からなかったものでしたので、質問をさせていただいた次第です。

もちろん、商工観光が行政だけでは限界があるというのは十分理解しております。

実際に、この長柄町の観光名所は何かといたら、皆さんは何を思い浮かべるのでしょうか。マスコットキャラクターのながラン、頭が水の滴ですね。背中には葉っぱを背負って多分自然をイメージをしているのだと思います。

確かにこの長柄町、きれいなダムもあるし、自然豊かなところだと思います。子供たちに聞いても、長柄町は自然が豊かだねって言います。その中で、町外の人から聞いても、長柄町、うん、ダムがあって、リソルの森もあっていいじゃないってほかの議員さんたちにも言われるんですが、リソルの森は民間企業です。そういった意味、これからこの長柄町の商工観光どのようにしていったらということも大きな課題かと思えます。

昨日、三枝議員がふるさと納税について質問をしておりました。このふるさと納税を増やす一つとして、体験型を伸ばすとか、町が元気になって有名になれば、ふるさと納税も増えるんじゃないかというお話がありましたが、まさにそこにもつながってくると思います。

先ほどのグリーンツーリズムの体験等も考えて、ぜひ長柄町、元気にしていってほしいなというふうに常々思っている次第です。

コロナ前には、生涯学習課も、横穴群をはとバスですか、そういうこともしましたし、企画財政課ではラッピングバスとか、ガラナ飲料をやっております。これらの取組、費用対効果を求めるだけでなく、少しでも長柄町のことを知ってもらい、認識してもらいたいというこ

とでやっているかと思えますけれども、今の時代に何がバズるか分かりません。ぜひ、こういうことにもどんどん、力を注いでいただきたいと思います。

最後に、この件に関して、私が職員の皆様に申し上げたいことは、自分たちが何かこういうことをやってみたい、こういう計画をやってみたいという考えがもしおありであれば、もちろんそこに対して十分計画を練って検証するのは当たり前のことなのですが、ぜひチャレンジ精神は忘れないでやってほしいと思っています。やってみないと分からないこともありますので。

ぜひそういう計画を上げたならば、それを後押しするのが議会の役目だと思っていますので、ぜひ、これからも長柄町、元気にすることが、また長い年月をかけて、税収を増やすこととかにもつながっていくのではないかと思いますので、ぜひ町にはその辺をよろしくお願いをしたいと思います。

次に、3番目の質問に入ります。

学校教育の取組についてでございます。

長柄町の子供たちが、現在の長柄町の現状を知らながら、地元愛を育てていってくれることこそが、一度、例えば長柄町から出たとしても、また戻ってきてくれて、この我が町に、何とか頑張ってみようという子が一人でも増えればうれしいと思いますので、その辺、教育委員会の考えをお聞きしたいと思い、質問をいたします。

1、児童・生徒に地元愛を育むために、長柄町の現状、少子高齢化、農業の実情、その他問題等を学校教育としてどのように捉えているかお聞きします。

②、昨今、道徳教育に重きを置く中、教師の個人的思想、考え方が影響しかねないことへの心配はないか。その配慮等はしているかお聞きします。

よろしくお願いをいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

教育長、石川和之君。

○教育長（石川和之君） お答えします。

1つ目、子供たちに地元愛を育むために、長柄町の農業などの実態や課題等、学校教育としてどう捉えているかですが、農業は稲作開始以来、長い年月人々の生活を支えてきました。今後も、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展において、永続的に重要な役割を果たしていくものと考えます。

長柄町の基幹産業である農業は稲作が中心であり、兼業農家が大半を占めています。長柄



町における少子高齢化、人口減少の現状は、農業従事者の高齢化や後継者不足、経営耕地の減少や耕作放棄地の増加などに影響を及ぼしていることは、議員ご承知のとおりです。

学校教育においては、小学校の生活科や理科、総合的な学習の時間、中学校の社会科の地理等で、農業関係の学習をし、その問題点についても、一人一人が考えていきます。

また、給食の時間の校内放送で、今食べているお米が長柄町産であることや、道徳教育等で、地域社会について子供たちが考え、郷土に対する誇りや愛着を育んでいけるよう指導を行っております。

特に、小学校で米作りを実体験することが社会科の学習にあり、実際、長柄小学校及び日吉小学校では、子供たちが田植、稲刈りを実体験することを通して、子供たちに農業の重要性を認識してもらっております。

今後も、長柄町の現状と課題を子供たちに正しく理解してもらおうとともに、長柄町の豊かな自然、地域の特性を生かした産業の振興、生涯活躍の町づくりなどを適切に示唆してまいります。

そして、子供たち一人一人が持続可能な社会の創り手となり、将来の世代にわたり、恵み豊かな生活を確保できるよう、学校、保護者、関係機関等と連携して取り組んでいきたいと考えます。

2つ目、道徳教育へのご心配の件ですが、町教育委員会では、豊かな心の育成を大きな柱として取り組んでおります。

豊かな心の育成は、全ての教育活動を通じて行われるものですが、とりわけ道徳の果たす役割は大きいかと考えます。学習指導要領には、道徳の目標と取り扱うべき内容が明示され、各学校では、教科書をベースに、関連する適切な教材を活用して授業が展開されています。

道徳の授業では、特定の価値観を児童・生徒に押しついたり、主体性を持たずに、言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育の目指す方向とは対極にあるものと言われております。

各学校においては、管理職、道徳教育推進教師を中心に事業研究が行われ、効果的な指導方法及び指導内容について繰り返し検討がなされています。

したがって、特定の教師の特定の価値観や思想が授業に反映されることはないと考えています。私自身も、各学校において道徳の授業を観察しておりますが、そのような危惧を感じたことはありません。

なお、来年11月に関東ブロック小学校道徳研究大会が日吉小学校で開催され、400名を超

える教職員が長柄町を訪れます。これを契機に、町における道德教育がさらに充実し、子供たちの豊かな心の育成が推進されることを期待しております。

以上、答弁といたします。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

今の教育長の答弁で、大変安心をいたしました。

本当に、5教科以外に、先生方この道德にも力を入れていかななくてはいけないということで、先生方も大変な時代だなと思っておりますけれども、やはり人格形成のゆえ、本当に道德、大変大切だと思っておりますので、今の教育長の答弁では本当に安心をいたしました。

これから、学校教育、小学校の在り方検討、本格的に始まってくると思います。

先ほど来、農業の話をしておりますが、高齢化も子供の少子化も、構造は同じだと考えております。ぜひこの地域の特徴を捉えて、この地域に根差した教育ということを考えていただいて、本当にこれから教育長をはじめ教育委員、学校教育課の皆様の手腕が問われるところですので、ぜひその辺を期待をいたしまして、この件に関しては特に再質問はございません。ぜひ、今後とも長柄町の教育には、本当に子供たちのためにご尽力いただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） 以上で、高橋智恵子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

---

◇ 岡 部 弘 安 君

○議長（柴田 孝君） 6番、岡部弘安君。

○6番（岡部弘安君） 議席番号6番、岡部弘安でございます。

傍聴席の皆さん方には早朝よりお越しいただきまして、誠にご苦労さまでございます。議長より許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

本町の基幹産業である農業を元気づけられないかということで、まず、実践的なことになろうかと思えます。それについて何点か質問させていただきます。

その1といたしまして、ちばエコ農業を町が中心となり推し進められないかということでございます。

作物を栽培するに当たり、千葉県ではその作物の栽培の仕方に対して指針を設けております。例えば農薬のやり方、肥料のやり方、その回数とか、いろいろな面で栽培方法、やり方を決められております。その支援の中で、ちばエコというものは例えば農薬を半分以下、また肥料も半分以下、この肥料というのは窒素成分で半分以下ということになっております。ということは経費の節減、また労力の節減、そういったものにつながります。また、農薬等を使用回数とか減らすことによって、安心・安全、また環境にも優しい農業ということにもつながると思えます。

個人でちばエコに取り組んでおりますと、知名度というものがございます。個人よりもやはり町行政が中心となり推し進めていくことによって、知名度も上がると思えます。そのことによって付加価値、その作物、生産された農作物の付加価値も上がり、またやりがいのある農業へともつながると思えますので、その点どう考えているかお伺いをいたします。

そして、その2でございます。

長柄町の農業には施設園芸がございません。ビニールハウス等により施設栽培が他町村から見るとないに等しいぐらい、本当に見受けられません。施設による栽培の目的は、自然環境に左右されない。また、いわゆる雨や風、また低温、そういったことにも左右されない。そして季節をずらして作物が栽培できるということによって、その物に対して付加価値を上げる、そういうことができます。

大規模な施設でなくても、例えば30坪、50坪ぐらいの小規模の施設でもよいのではないかと考えています。最初から大きいのをやってしまうと、経費等そういうのも結構かさんでしまいますので、最初は小さいものからやっていって徐々に大きいものへと発展できればなど、そういうふうと考えております。そういった施設等を利用して作ることに對して、そのものに助成等支援いただけないかと、そういうことに対してお伺いいたします。

その3です。栗の生産普及ということでございます。

野山を見ますと、結構山栗が自生しております。ということは、この長柄町の土地は栗の生産が合っているということ認識できます。土地が合っているからこそ自然にそういったものが自生していると。かつてはこの長柄町、栗の生産が盛んでございました。栗拾いや直売所においてもたくさんのお客様が訪れていました。現在でも栗拾いができないかとか、いろんな問合せも実際に来ております。

現在、栗の木は古木になりまして、枯れたりしております。生産面積もかなり減少しております。また、それによって荒地とかたくさん増えているのが現状でございます。普通の野菜と違いまして、この栗の栽培に当たっては多少下草が生えていても問題ないんです。夏場なんかは作物ですと、草刈りとかいろいろ除草対策大変なんですけれども、逆に水分の放出ですか、そういったこともできるんで、かえって手間もかからないし収益も上げられるし、いろんな面で栗というものはよろしいかと思っております。

それで、これからどんどん栗、栗とは限らず、私ただ栗というものを一つ挙げてみました。一番やすいかなと、栽培しやすいかなと思って栗を挙げてみました。これ栽培に当たって、その生産者に苗木の購入に当たっての補助、そういったものが上げられないのかなと思って伺いたします。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 岡部議員の質問にお答えします。

ちばエコ農業の推進についてお答えします。

ちばエコ農業につきましては、通常と比べて化学合成農薬と化学肥料の使用を半分以下に減らして栽培するなどの取組で、環境保全と食の安心・安全に配慮した千葉県独自の農産物認証制度として平成14年からスタートした制度であることは、議員もご承知のことと思います。

ちばエコ農業の取組に限らず、有機農業などの環境に優しい農業の取組は、安心・安全という観点から訴求力があるため、町の農産物に対するブランド力の向上や農薬や肥料などのコスト低減の期待があります。本町では活動事例が少ないことから、まずは県などと連携し、生産者への理解を深めるための周知と啓発に努め、先進事例などを参考に推進してまいります。

2つ目の小規模農家へのビニールハウス等園芸施設の補助についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、施設園芸は自然環境に生育状況が左右されにくく、収穫時期をずらし、付加価値をつけての出荷が可能であるなどメリットも多く挙げられます。しかしながら、新たな施設導入と施設の維持には相応の経費がかかることから、小規模農家の負担、リスクを伴うことも事実です。

このことから町としてもメリット、デメリットを含めた施設園芸に対する周知を図るとともに、新規就農施策を含めた農業の振興について取り組んでまいりたいと存じます。

次に、栗の生産普及についてお答えします。

近年の地球温暖化の影響により、各地域で栽培される農産物についても変化が起きています。町としては栗に限定せず、農産物の栽培などの相談や普及に関しては、農業事務所や農協、関係団体とも意見交換や情報共有し、町の気候や風土、地形に適した農産物栽培の精査をしているところであります。

また、農地利用の観点から、栗などの経営作物の選択については、今年度から策定に取り組む地域計画において、地域の農業者の意見を取り入れながら進めてまいりますので、ぜひ議員のご協力もお願いしたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 岡部弘安君。

○6番（岡部弘安君） 前向きな答弁ありがとうございます。ということで私、再質問はしないようにしたいと思いますけれども、一言言わせていただきます。

まず、このちばエコの問題なんですけれども、国は有機栽培を推奨しております。ただ、この有機栽培、費用がかかるんです、経費が。毎年検査料として数十万円かかってしまいます、有機栽培の場合ですね。ちばエコの場合は、私実際に20年からちばエコ取り組んでいるんです。20年以上やってきているんです。費用等かかりません。毎年のちばエコ行うよとまず申請して検査を受けます。そのくらいなんです。あとは圃場に県のほうから見にくる、そういうことで済みますので、比較的ちばエコはやはり取組が簡単だと思いますので、ぜひこれは行っていただきたいと思っております。

また、次の施設のほうなんですけれども、やはり今、長柄町の農業を元気づけるために、一つはやはり施設、そういったものを必要だと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それから栗のほうの生産促進ということで、やはり水稻ございます、畑作ございます、そして果樹ということで、バランスのよい長柄町の農業にもなるのではないかと考えて、この

果樹を選ばせていただきました。比較的簡単な方法で栽培できると。一つ例挙げますと、桃栗三年とよく言われています。早めに栗は収穫できるんです。

ただし、収量は初期はないです。でも、栽培方法によっては収量を上げることができます。いわゆる密植してある程度苗植えるんです。それによって収量を確保する。そういったことで安定した経営、そういうこともできるのではないかと。そのために私は苗木の購入するときの助成、援助お願いできますかということも含めて質問させていただきます。前向きな答弁ということで、誠にありがとうございました。

町長は唯一農業の経験者でございます。歴代の町長の中で初めての経験者だと認識しております。農家の痛み、苦しみ等をよく分かっていると思いますので、これからの長柄町の農業のためによりしくお願い申し上げたいと思います。私も微力ながらお手伝いをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

2項目のエアコンの取付けということで入りたいと思います。

まず、エアコンの取付けのない自治会集会所に対して、猛暑、酷暑のために介護予防推進活動ができなかったり、また避難所として使われる自治会にエアコンがないということは、大変厳しい状況になるのではないかと考えております。

避難所としてこの長柄町9か所指定されておりますが、そこに行かなくてもすぐ足元の自分の自治会集会所、そういったものを利用できる、それはなかなかわざわざ指定されたところへ、昨日宮坂議員言っておりましたが、指定された場所に増水のために行かれないよ、危険だよ、そういったお話ありました。

そういったことも踏まえまして、自治会、エアコンの取付けないところに、もし自治会のほうからエアコン取付けという要望がございましたら、多少というか半額でもいいですから援助できないかということをお伺いいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 集会所等へのエアコン設置補助についてお答えします。

各自治会の集会所をお借りして包括支援センターで実施している介護予防推進活動や、地域の避難所としても利用していることは認識しております。今後も地球温暖化の影響等により今年のように猛暑日が続いた場合など、熱中症対策としての空調設備は有効な対策であると考えます。

今後は自治会のニーズや使用状況等も伺いながら対応してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 岡部弘安君。

○6番（岡部弘安君） 前向きな答弁ありがとうございます。

実施できるということで私は受け止めました。ひとつよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わりとさせていただきます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年台風13号の被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年台風13号に対する町税の減免に関する条例の制定について）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

去る9月8日、台風13号に伴う記録的な豪雨により広範囲に及ぶ災害に見舞われたことから、被災された町民の方々の負担軽減を図るため、地方税法第323条、第367条及び第717条の規定に基づき、本条例を制定したところでございます。

詳細につきましては税務住民課長に補足説明させますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

税務住民課長、山越康弘君。

○税務住民課長（山越康弘君） それでは、承認第1号 令和5年台風13号の被災者に対する町税の減免に関する条例の制定につきまして補足説明いたします。

本条例の制定につきましては、平成12年4月1日、自治事務次官発「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」の通知に基づき時限立法式とし、条文も同通知記載の内容をベースとし、減免の割合につきましては内閣府が示しております災害に係る住家の被害認定基準運用指針の判定基準を反映させております。

それでは条文の内容についてご説明いたします。

第1条では台風13号により被災された方の町税減免に係る本条例の趣旨、第2条では用語の説明をしてございます。

第3条では減免の対象となる税目と範囲について、第4条では町民税、第5条では固定資産税、第6条では国民健康保険税、各税目の減免割合などを、第7条と第8条は減免に関する手続を規定しております。

以上、雑駁でございますが補足説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度台風13号の被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について）、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手



願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度長柄町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 承認第2号 令和5年度長柄町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてご報告申し上げます。

本補正予算は、一般会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,764万1,000円を追加し、補正後の予算総額を43億7,803万1,000円とするものです。

内容は、現在施工中の日吉小学校屋内運動場天井改修工事において、外壁部の雨漏り及び柱や、はりといった躯体の劣化が見受けられ、これに伴う対策工事を行うとともに、9月8日の台風13号の影響により、長柄小学校グラウンドや長柄中学校バスロータリー、史跡長柄横穴群ののり面復旧に係る経費について予算計上したものです。

以上で報告を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度長柄町一般会計補正予算（第6号））を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第5、議案第1号 長柄町公営企業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第1号 長柄町公営企業の設置等に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成31年1月に総務省より発出された「公営企業会計の適用の更なる推進について」により、人口3万人未満の自治体においても令和6年度から公営企業会計へ移行する要請があったため、町が経営する農業集落排水事業及び浄化槽事業に関し、必要な事項を定めるものです。

詳細につきましては建設環境課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） 議案第1号 長柄町公営企業の設置等に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

市町村が経営する下水道事業は、施設の老朽化や人口減少等の事由により、その経営環境は厳しさを増しています。こうした中で各事業が将来にわたり安定的に提供できるよう、総務省は平成31年1月に「公営企業会計の適用の更なる推進について」において、農業集落排水事業をはじめとする人口3万人未満の自治体が経営する下水道事業について、令和6年度から公営企業会計への移行を要請されたところです。本町においては農業集落排水事業及び

浄化槽事業がこれに当たることから、このたび新規条例として制定するものです。

それでは、議案に沿いましめてご説明申し上げます。

第1条は、地方公営企業法、以下、法と申し上げます、の規定に基づき、必要な事項を定めると規定するものです。

第2条及び第3条は、本町の農業集落排水事業及び浄化槽事業に法の財務規定等を適用し、公営企業とすることを規定するものです。

第4条第2項は、農業集落排水施設の名称等について別表に規定するとともに、同条第3項は浄化槽事業により処理すべき区域を前項に規定する区域外とする旨を規定するものです。

第5条は、当該企業会計の出納、その他会計事務を会計管理者に執り行わせる旨の規定をするものです。

第6条は、法第33条第2項の規定による資産の種類及び金額について、地方公営企業法施行令第26条の3の規定に基づき定めるものでございます。

第7条は、法第34条において準用する地方自治法の規定による職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合を規定するものでございます。

第8条は、業務状況説明書類の作成についてを規定するもので、第1項では上半期分の業務状況を説明する書類を11月30日までに、下半期分の業務状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない旨を規定するものです。第2項では第1項に規定する書類に記載すべき事項を規定するもので、第3項ではやむを得ない場合により期限までに書類を作成できなかった場合を規定するものです。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行するとし、この条例の施行の日の前日までに長柄町特別会計条例は廃止するものといたします。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） ただいま国の方針、要請により、公営企業にするために長柄町公営企業設置条例を制定するという事をお聞きしましたけれども、昨日、基本構想の理念、理念と私の耳に随分入ったんですけれども、町長は集落排水事業、浄化槽事業を公営企業にして、理念、目標をどのように考えているか伺います。

また、特別会計予算の事業から企業会計予算にした場合、どのようなメリットがあるか伺

います。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） まず、お答えいたします。

まず、1点目のこれからの展開と申しますか、そういった環境整備についてだと思いますが、本町におきましては農業集落排水事業につきましては一定の区域、それ以外の区域を浄化槽事業でということで展開してございます。

浄化槽につきましては、同一敷地内に同じ世帯の方がお住みである場合がございますので、一概に言えませんが、おおむねあと600基、最大で600基程度が整備が必要というふう  
に認識しております。

それからメリットでございますけれども、先ほど少し触れましたけれども、各事業が将来にわたり適切に運営できるようにということで、この会計方法が変わり複式になります。そういったことによりまして保有財産、それから賃貸借、それら様々な財産においても加味されることから、その運営の状況についてさらに細かいところが把握できるかと思えます。それによつてはやはりその使用料、そういったことにも今後検討しなければならないというふう  
に手前どもも認識しておるところでございます。

いずれにいたしましても不慣れな会計法でございますので、私たちも十分にその内容を精査し、理解していきたいと存じますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） ちょっと私の聞いた理念とか目標、昨日、基本構想の理念云々、ああしようこうしようということだと思ふんですけども、企業会計にして公営企業にした場合の理念、目標を、どのような目標を立てているのか、まだそこまでいっていないんでしょうか。4月からですからね。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

理念ということでいきますと、やはりそれは継続的に本町の環境整備、美化整備、これらが根幹にあると思います。その上でこの浄化槽事業、農業集落排水事業が末永く経営できるように、そのためのやはり国としてもそこいらの下水道事業を安定的に運営できるようにということで、こういう要請がなされたというふう  
に認識しております。

ですので、公営企業会計がされるからその理念が変わるというものではなくて、その理念を継続的にできるようにするために、やはりこういった公営企業会計というものを採用していくんだということを認識しておるところです。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 私の解釈なんですけれども、公営企業も一般企業もどちらも企業に変わりなく、集落排水事業も浄化槽事業も公営企業の収支は独立採算制により黒字でなくてはいけないと思っております。公営企業は一般企業と違い、潰れることがないので信じられませんが、企業債が企業会計の予算を2倍近くになってしまいます。

また、企業会計ですので、当然簿記の知識も必要だと思います。若菜課長、複式簿記とか複式とか言っていましたけれども、その辺の複式簿記等のことも必要になってくるかと思うんですけれども、私は現在の監査委員につきまして同意いたしましたけれども、それは企業会計導入の前であり、令和6年度から収益の貸借、資産の貸借対照表により経営状況を把握しなければなりません。メリットとして経営状況を把握できるという答弁がございました。そのように経営状況を把握しなければなりません。

私はちょっと疑問なんですけれども、監査委員は公営企業の管財担当の経験があるのか伺います。また、経験がないのならば、執行部はそれで監査ができると考えているのか伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えします。

まず、白井監査委員のことにつきましては、手前どものほうの所管ではないというふうにご認識しておりますので、ちょっと複式簿記、それらの管理運営と申しますか、そういった会計が今後できていけるかどうかということについて、ちらっとお話をさせていただきます。

現在、国の支援を受けまして、公営企業会計について、その業務に携わる者の関係で税理士さんに入ってくださいご指導いただいております。この先、向こう3年間につきましては、これらの事業が継続するというところで国のほうからも伺っておるところです。

ですので、何とか役場ですので人事異動も当然ございますけれども、できる限りその期間においてその内容を勉強させていただくとともに、この春から、実際にはこの10月からその手続等のシステムを運用しつつ、仮の会計みたいなものは始めておるわけがございますけれ

ども、4月から改めてその会計がスタートしますので、そのときには税理士さんの協力をいただきながら、職員である程度そういった部分に携われるようにいきたいと思っておりますので、何とぞご理解のほどお願いしたいというふうに思います。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 税理士さんが予算を組むということですか。貸借対照表なんかチェックできないかと思うんですけどもね。その辺どうですか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えします。

チェック体制につきましては私どものほうでやるものではございませんので、私どもは執行するに当たり、税理士さんの協力を得てその会計を運用していくと。今まで普通の、一般の会計でしか私たちは慣れておりませんので、おっしゃるご指摘のとおり、やっぱり複式というのは非常に難しいというふうに認識はしております。

その中で国の支援ということで、向こう3年、今もやっておりますけれども、公営企業会計の推進業務ということで支援を今もいただいておりますので、それを3年間継続して、その中で税理士さんに支援してもらおうと。その中で私たちも勉強させていただくと。その上で執行すると。

ただ、議員がおっしゃるように、そのチェックについては私どもがするわけではございませんので、そのチェックについてのご答弁ではございませんけれども、その複式の会計について、そういう形で運営していきますということをちょっとお答えさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） はっきりと白井監査委員で監査ができるかできないか、イエスかノーでお願いします。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） 監査委員の件についてお答えいたします。

白井監査委員が公営企業会計の知識があるかどうかというのは、ちょっと私存じ上げません。大変申し訳ありません。いずれにいたしましても議会の皆様にご同意いただいて監査委員になっておられるわけでございますので、その辺も参考にしながら、次回の人選に当たっては十分考慮していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 8番、池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 8番、池沢でございます。

ちょっと鶴岡議員の質問と重なるところがございますけれども、まず確認ですけれども、この新条例制定の第3条の法の財務規定等の摘要欄ですけれども、この中には公営企業に「法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する」という、これが今までの特別会計ですと単一簿記から今度は複式簿記に変わりますよという理解でまずよろしいのか、ちょっとそこを確認したいと思います。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

お見込みのとおりでございます。

○議長（柴田 孝君） 8番、池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） そうしますと、かなり今度は複雑な簿記が導入しなくちゃいけないということになりますけれども、この第5条の会計事務の処理というところで、「法第34条の2ただし書の規定により、公営企業の出納その他の会計事務は、会計管理者に行わせるものとする。」というふうになっているんですけれども、会計管理者の方は非常にこれ大変だと思うんですけれども、現状どうお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 会計管理者、小川久美子君。

○会計管理者（小川久美子君） お答えします。

現状、今、農業集落排水や浄化槽会計につきましても伝票が回ってきて、適正にその伝票が正しいものかどうかを判断し、支払い処理をしております。新たな会計になったとしてもそれは同じことだと思いますので、その点については今までと変わりにくく支払いのほうを進めてまいりたいと思っております。

○議長（柴田 孝君） 8番、池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） そうしますと、今の答弁ですと、今までと同じ支払いや支出、収入支出のみ会計管理者は携わって、この複式簿記のほうには対応はしなくていいということなのか、ちょっとそこを確認したいと思います。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

自分が十分に理解していない部分があるかもしれませんが、基本的にはシステムに複式簿

記自体が入っておりますので、特にその点について会計管理者が執り行わなければならないというふうには認識しておりません。

○議長（柴田 孝君） 8番、池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） それでしたら、会計管理者はあまりその面には携わらないで、担当課のほうで複式簿記、貸借対照表についてはこれからつくるということになりますね。

ただ、来年の4月からですから、時期があまりありませんので、早急にそこに対応していかないと、実際これ始まってやろうとしたら何も分からないよということが発生するんじゃないかというふうに私思うんで、十分その辺の会計処理については気をつけて今後行っていただければというふうに思います。

それと、先ほど鶴岡議員のほうから、監査委員の経験があるかどうかというのは非常に難しいことだと思いますけれども、これについても監査委員は1人じゃございませんので、議会を代表する監査委員もいらっしゃるんで、2人が努力してもらって支障のないようにしていただければというふうに、これは要望です。よろしくお願いします。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町公営企業の設置等に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第1号は可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分



○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第6、議案第2号 長柄町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第2号 長柄町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

現在の課制については、平成28年度に大課制を見直し、6課体制により事務事業を推進してまいりました。

今回の改正の概要は、健康福祉課の所管していた健康管理、介護保険部門と税務住民課の所管していた国民健康保険、後期高齢者部門を統合し、新たに健康保険課を設け、7課体制とするものです。

あわせて現在の健康福祉課にございます福祉係、地域包括支援センターに加え、新たに子育て支援部門を新設し、福祉課といたします。

特定健診の結果に基づいた健康指導の継続性や、高齢者の保健事業と介護予防の一体化につきましては、今までにも決算審査意見書や昨年12月議会での一般質問の際にご意見を賜り、その後、様々課題を検証し、また、近隣自治体の状況なども調査するなど検討を進めてまいりました。

何よりも、町民目線で窓口を一本化することで利便性が図られ、町民にも分かりやすく、また、保険に関する情報が一元化され、専門職のネットワークも強化されることが期待されます。

この改正により、住民健診事業や保健事業の効率的かつ機能的な行政組織の実現を図ることを目指すものです。施行時期は来年4月1日から実施したいと考えています。

詳細につきましては総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） 議案第2号 長柄町課設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の新旧対照表をご覧ください。

第1条中、健康福祉課を福祉課に改め、福祉課の次に健康保険課を加えるものでございます。

今回の見直し案は、現行の健康福祉課から健康管理係、介護保険係を切り離し、税務住民課の所管する国民健康保険、後期高齢者医療と合わせて新たに健康保険課とするもので、健康福祉課の福祉係、地域包括支援センターに新たに子育て支援に関わる部門を加え、福祉課といたします。

国では、こども・子育て施策の強化に取り組むこととしており、こども未来戦略を策定し、集中的な取組を進めることとしております。

これら国の方針などにも沿ってそれに対応するため、子育て支援に関わる係を新設し、妊娠から切れ目のない子育て支援ということで充実を図ってまいりたいと思います。

今回の見直しが最終形ということではなく、町民に分かりやすい組織を目指し、今後も検討を重ねてまいります。

以上、補足説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

2番、宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと伺いたいんですが、この今回の健康福祉課のほうに移る国保、年金関連と、それから、新たに子育て支援センターということで増えるというところは理解できているんですが、これに関する担当人員の増減というのはどういう形になっているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

この条例がご承認いただけたら、各種規則や要綱などの見直し、また、事務分掌を決定いたしますして、来年4月1日の施行に向けて、人事配置なども検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） これ、今回、先ほどの国保関連とそれから子育て支援センターというのが追加になるということで、さらにこれ、課を分けて、福祉課と、もう一つにするという、そういうお話ですけれども、これは、この健康福祉課、今まで課一本でやってきたものを今回の説明のように、福祉関係は福祉課という形で、それ以外を別の課として2課にする。これによって従来の健康福祉課がやっていたいろいろな仕事というのは、さらに強化されるという、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

先ほどもご説明いたしましたとおり、今までの分掌を町民に分かりやすい視点で分けていくということで、今までも子育て支援センターに係る事務もあったわけですが、それらを拡充して総体的に分かりやすくするということを目途に、この課の設置条例を提案させていただいております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今の、ちょっと総務課長の説明は全然ぴんとこないんですけれども、いろいろな係、例えば子育て支援センターとか、あるいは国保、年金に関連する係ということで、これが健康福祉課のほうに係として明示されているわけですね。

これだけで分かりやすくなったと思うんですけれども、それを別に課に分割していくというのは、今の説明の分かりやすさというのには、ちょっと何か結びつかないんですけれども、その辺は。先ほど私が伺った、これでさらに課を増やすことで、それを分担して強化すると、そういうことで理解してよろしいのでしょうか。それともそういうことではなくて、単に見かけを町民から分かりやすくするというだけの目的なんでしょうか。

その辺もう一度お答えください。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） 何度も繰り返しになって申し訳ありませんが、町民目線で分かりやすくするという大きな目標もございますが、先ほど補足説明のほうでも申し上げましたけれども、国の政策でこども未来戦略という大きな方針立てもできましたので、そういうとこ

ろを重点的に、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） すみません。ちょっとよく、私、理解できないんですけども。

国が方針を示して、それに沿って子育て支援センターということで、明確なその係をつくったというところまで分かるんですね。それも、でも今までも、そのあたりはやられていたわけですよね、当然、その業務に関しては。それを子育て支援センターという形で名前を表に出して、そこに担当の方を配置して、そういった部分を分かりやすく示していくというのは分かったんですが、何回も伺いますけれども、これをさらに課に分けると課長が増えるわけですよね。

そうすると、これ、2つに分けて課長が2人になって、内容的に、これ、今までやられていたことが、当然その範囲が1人の課長が受け持つ部分が狭まるわけですよね。そうすると普通に考えると、さらに、この内容が充実していくんだというふうな印象を受けたんですが、そういう目的で課を増設するということではないということ、何かそういうニュアンスでの回答に聞こえるんですが、そこをちょっともう一度はっきりとお答えいただきたいんですが。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） 大変申し訳ありません。分かりやすい説明ができずに大変申し訳ありません。

議員さんのおっしゃるとおり、当然、組織を強化して専門職の配置なども今後考えながら強化していくという考えでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

そうすると、ちょっと私の昨日の質問にも関連するんですが、これまでの健康福祉課では社協に対してのフルコミットをされていないと。今後も、今のところそういう予定はないという、そういう回答だったと思うんですね。

今回はこれを2つの課に分けて、福祉課のほうの担当になるわけですけども、この社協の部分が。そうすると、今後はそこもきちっと強化をされて、町として、あるいはこの健康

福祉課から分かれて2つに増えた、一つの福祉課というところで、社協に関してもその福祉事業をフルコミットして、きちっと全責任を負ってやっていただくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、課を分けて社会福祉協議会に関することは、福祉課の福祉係のほうで取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと今、回答になっていないように思うんですけども、今までもその担当はあったんですよね、社協に対しての。

だから、そこが今まで、昨日の質問では別に健康福祉課としては社協の活動に関してフルコミットしていないので、どういう福祉サービスを町民に対して行っていくかとか、今、数十人しか対応していないものをどんどん広げていくとか、そういうところは、別に町が責任を持つ部分ではないという、そういう回答だというふうに理解しているんですけども、そこが、今回のこの福祉課という新たに課を増設するという、そういう形にも捉えられるわけですけども、それによって強化されて、町として社協に対しての管理、つまり健康福祉センターが本来だったら行うべきものを、今、社協に一部の福祉業務を移しているわけですよね。そこに町の公金が入っているわけです、大量に。

そこを今までは、きちっと細かいところまで管理できていなかったのを、今後はそのところも、きちっと責任を持って管理する、つまりフルコミットしていくと、そういう形になるということで理解してよろしいのでしょうかという質問なんですけれども。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 昨日の一般質問の中での話、社協に関係することですけれども、社協については民間の会社というところで、町からの補助金は出ていると。町からの補助金についてはもちろん、町の管理において適正に執行されているか、管理監督するというのももちろんでございます。

しかし、社協でしかできない福祉部門というのを社会福祉協議会のほうで行っているわけ

でございます、フルコミットという言葉がちょっと、いまいち、ちょっと理解できていないんですけども、その事業につきましては、町のほうからもう何もしないというわけではございません。もちろん福祉課という新しい課ができた際にも、ちゃんとほかの事業内容等についても、意見等をしながら、よりよい運営に努めていただくように行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

今の回答ですと、要はこれまでと変わらないというふうに、ちょっと感じるんですが、昨日の私の質問は、社協の問題点は、町が、たしか3,000万円程度だったと思うんですが、社協の職員の給与を補助していると。それに対して、実際に住民に対してのサービスが、私の計算では令和4年度、前年度、55名の方しかそのサービスを受けていない。これは桁が違うんじゃないでしょうかというのが昨日の質問の趣旨です。

ですから、この数十人の町民へのサービスのために、そういう多額の補助をする価値があるのか。これが昨日の私の問題点の指摘です。ですからもっと、例えば潜在的には1,600名という、9月の質問で、そういった対象になる可能性のある方というのはたくさんいらっしゃるわけです。

55名しか、今はサービスを受けていない。少なくともこれの桁を上げて、数百名にやはりサービスを提供できるように、それはサービスの周知、これもプッシュ型でどんどんこういうのをやっていますよというふうに町民に知らせていくとか、積極的にサービスを受けられる方を増やしていくという、そういうことをやって人数を増やしていくと、これを町の責任、つまり今ですと健康福祉課の責任として、それをやっていただきたいというのが昨日の質問で、それに対しては、それは社協にお任せするという、そういった内容だったと思うので、そこが変わらないということはこの人数も増える見込みがないというふうに判断せざるを得ないわけです。

そうすると、これ、課を分けても変わらないんであれば、何のためは分けるのかという、ちょっとその辺が理解できないんですけども、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

〔「議長、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） はい。

○8番（池沢俊雄君） 今の質問を聞いていると、執行部と質問者の何か認識がちょっとずれているような感じがしますので、ちょっと質問の内容をもう一度ご理解を、休憩を取ってご理解をしていただいて答弁いただいたほうが、私はいんじゃないかというふうに思います。以上です。

○議長（柴田 孝君） ただいま池沢俊雄君の意見がございました。ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時50分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。質問ございますでしょうか。宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今回の条例に関して、現状の健康福祉課が新たに2つの課に分割されて、福祉関係の事業が福祉課という形で強化されるというふうに認識しております。

つきましては、今まで社協に委託していた事業、これに対して町から多額の補助金が出ていますが、先ほども質問の中でお話したように、現状は前年度の実績ですけれども55名の方に対しての福祉サービスの提供にとどまっている。

これでは困るので、今後、この福祉課という形でこの部分を充実させていただけるということで、ぜひ、今後の社協の事業の町が委託している部分に関しては、今の55名の利用者という現状から大きく拡大していただくような形で、広報等を含めて、周知徹底していただいて、できれば1桁、例えば500名とか、そのぐらいまでを目標にして、このサービスが行き渡るようにしていただきたい。

さらにその結果は、今までは町のほうで持つという形ではなくて、お願いしている社協のほうでその部分を任せていた部分もあるので、今後はこの町が補助金を出して委託している部分に関しての住民サービスの拡大に関しては、福祉課が全面的に責任を負ってやっていただくという形で、つまりその部分に関してフルコミットしていただくという形でお願いできればと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 社協に対する社会福祉事業に対して補助金が支出しております。その部分につきましては、責任においてこれから関わっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） すみません。ちょっと今、うまく聞き取れなかったんですが、マスクされているからかもしれないんですが、要はそのサービスを住民にどんどん広げていくという部分に関して、福祉課が今後は責任を持ってやっていただけると、結果責任ですね。そういう形で理解してよろしいのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 社会福祉事業の中のことでございますので、そこは責任を持って関わっていくということでご理解いただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

今の回答は、今後、今の健康福祉課、4月から新たに福祉課という形でスタートするところが責任を持っていただけるという回答と理解しましたので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 長柄町課設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕



○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第7、議案第3号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第3号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法などの改正に伴い所要の改正を行うもので、世帯に出産する予定の国民健康保険被保険者または出産した被保険者がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険税を減免するものです。

詳細につきましては、税務住民課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

税務住民課長、山越康弘君。

○税務住民課長（山越康弘君） それでは、議案第3号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明いたします。

このたびの法改正による産前産後の国民健康保険税の減免は、出産前後の期間に係る妊産婦で、妊娠85日以上の出産婦で、妊娠85日以上の出産、出産につきましては死産・流産、この流産につきましても人工妊娠、中絶を含みます、及び早産の方が対象となります。

対象期間は、単胎、この単胎はおなかの中の胎児がお一人の場合ですね、またその出産した予定月、出産した月、とその前1か月と後2か月の4か月、多胎、これはおなかの胎児が複数名の場合ですね、の場合は、出産日、出産予定日の前3か月と後2か月の6か月の間で、その間の国民健康保険税の所得割額と均等割額の減免をいたしますが、これにつきましては、この減免は所定の届出書を全て記入いただき、手続に必要なものを添えて本課に提出いただ

くこととなりますので、第22条の3として届出の内容について追記させていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第8、議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（柴田 孝君） 町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております大野芳文氏は、令和6年3月31日を

もって任期満了となります。

大野氏は、人権擁護委員を平成30年4月1日から5年8か月努められ、広く社会の実情に精通し、人格、識見ともに優れた方でありますので、引き続き人権擁護委員として推薦するものであります。

よって、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は挙手によって行われます。

これより採決いたします。

議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号～議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第9、議案第5号 令和5年度長柄町一般会計補正予算（第7号）、日程第10、議案第6号 令和5年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第11、議案第7号 令和5年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第12、議案第8号 令和5年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第9号 令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）、いずれも補正予算でありますので、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第5号 令和5年度長柄町一般会計補正予算（第7号）、議案第6号 令和5年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第7号 令和5年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第8号 令和5年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第9号 令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

一般会計の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,024万6,000円を追加し、補正後の予算総額を44億8,827万7,000円とするものです。

主な内容は、ふるさと納税の寄附の好調により、返礼品の購入費や配送費といった経費の増額を行います。また、昨今の電気料の高騰により、町が保有する施設の光熱水費を計上します。このほか、イノシシの捕獲数の増加に伴う町協議会への補助金や、台風13号の影響により被災した農地におけるイノシシ用電気柵の購入費をはじめ、道路や排水路、河川の復旧に係る経費などを予算計上するものです。

次に、国民健康保険特別会計ですが、今回の条例改正にもありました産前産後の妊産婦における国保税の減免措置に伴いシステム改修を行うものとし、歳入歳出予算の総額にそれぞれ14万3,000円を追加し、補正後の予算総額を9億7,014万3,000円とするものです。

次に、農業集落排水事業特別会計ですが、電気料の高騰に伴い、光熱水費の増額を行うものとして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ177万2,000円を追加し、補正後の予算総額を5,537万2,000円とするものです。

続いて、介護保険特別会計ですが、居宅介護サービス費や住宅改修費をはじめとした保険給付費において、利用者及び利用料の増加に伴う増額補正を行うものとして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,415万5,000円を追加し、補正後の予算総額を8億4,684万2,000円とするものです。

最後に、浄化槽事業特別会計ですが、浄化槽の老朽化に伴う修繕費の増額を行うものとして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ54万7,000円を追加し、補正後の予算総額を7,804万7,000円とするものです。

以上で説明を終わりますが、一般会計の詳細につきましては企画財政課長に補足説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第5号 長柄町一般会計補正予算（第7号）

につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、歳出の内容からご説明いたします。

補正予算書の16ページ、17ページをお願いいたします。

2款1項4目財政管理費、01細目財政管理費920万円の増は、ふるさと納税の寄附好調に伴う返礼品購入費や、申込フォーム使用料といった経費の増額補正を行うものでございます。

6目財産管理費、01細目財産管理事業705万円の増は、高騰する光熱水費や使用料の増加による電話料を計上するものです。02細目公用車管理事業20万円の増は、燃料費の高騰に伴う増額補正を行うものでございます。

8目交通安全対策費、02細目交通安全施設整備事業30万9,000円の増は、カーブミラーの修繕料でございます。

12目地方創生臨時交付金事業費、02細目子どもの成長応援臨時給付金事業6万円の増は、施設に入所する子供への給付金は、施設が所在する自治体が給付する旨の通知があったことから増額補正を行うものです。

2項2目賦課徴収費、01細目賦課徴収費4万8,000円の増は、コンビニ収納サービスの手数料を計上するものです。

3項1目戸籍基本台帳費、02細目戸籍・住民票に関する事務経費41万4,000円の増は、次の18ページ、19ページをお願いいたします。証明書用紙の購入とともに、法改正に伴う住民記録システムの改修を行うもので、3款1項1目社会福祉総務費、02細目社会福祉総務費17万円の増は、行旅死亡人1名分の委託料となります。

3目障害者福祉費、02細目介護給付訓練等給付事業222万円の増、06細目重度心身障害者医療費給付事業300万円の増、09細目補装具給付事業70万円の増、10細目障害児入所等支援事業21万円の増は、利用者及び利用料の増に伴い、扶助費の増額補正を行うものでございます。

7目介護保険費、01細目介護保険費603万2,000円の増は、ケアプランの作成費や介護保険特別会計への繰出金を計上するものです。

2項1目児童福祉総務費、01細目児童福祉総務費149万7,000円の減は、本年度の策定を予定していた子ども・子育て支援事業計画を、来年度に策定する総合福祉計画と併せて策定することによる減額補正と、榎本地区における児童遊園の撤去工事等を行うものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

2目児童措置費、01細目児童手当支給事業132万円の増は、出生や転入の増に伴う扶助費

を計上するものでございます。

4目こども園費、02細目こども園費358万9,000円の増は、高騰する光熱水費や施設の修繕料などがございます。

4款1項1目保健衛生総務費、04細目養育医療給付事業5万2,000円の増は、令和4年度の事業費確定に伴う国への返還金です。

2目予防費、02細目がん検診事業6,000円の増、04細目予防接種事業27万円の増、05細目母子保健事業15万4,000円の増、10細目新型コロナウイルス感染症予防接種事業450万1,000円の増は、同じく令和4年度の事業費確定に伴う国への返還金です。

3目環境衛生費、02細目農業集落排水事業110万3,000円の増、03細目浄化槽事業11万6,000円の増は、特別会計への繰出金です。

22ページ、23ページをお願いいたします。

5款1項1目農業委員会費、01細目農業委員会費30万2,000円の増は、令和6年度までに策定が求められている農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画において、本年度中に所有者へのアンケート調査を行うための経費を計上するものです。

3目農業振興費、01細目農業振興費253万5,000円の増は、認定農業者が予定する田植機や育苗ハウスの購入補助金を計上するものです。04細目農業基盤整備費、05細目鳥獣被害防止対策事業1,281万円の増は、イノシシの捕獲数の増や、台風13号により被災した電気柵の購入費として、町協議会補助金の増額補正を行うものです。

7款1項1目土木総務費、04細目道路台帳加除更新事業100万円の増は、県道刑部バイパスの完成に伴う取付け道路部分の台帳整備費です。05細目被災住宅修繕緊急支援事業1,500万円の減は、県の補助事業の対象とならないことにより、全額を減額補正するものです。

2項1目道路維持費、01細目道路排水路維持事業9万円の増は、注意喚起の立て看板及び道路境界標を購入するものです。

4項1目住宅管理費、02細目住宅管理費265万円の増は、町営住宅の室内や浄化槽の修繕費を計上するものです。

24ページ、25ページお願いいたします。

9款2項1目学校管理費、02細目学校管理費658万1,000円の増は、高騰する光熱水費や防犯対策としてのカメラ購入費などを計上するものです。

3項1目学校管理費、01細目学校管理費396万円の増は、同じく高騰する光熱水費や防犯対策としてのカメラ購入費などを計上するものです。04細目小学校学校施設等改修事業20万

円の増は、日吉小学校の特別支援教室から屋外に出るための手すりを設置するものです。

4項1目社会教育総務費、06細目二十歳のつどい事業9万9,000円の増は、コロナ禍により中止となってしまった現在23歳を迎える成人に対し、集まる場を設け、記念品の作成を行うものです。

2目公民館費、01細目公民館費25万円の増は、高騰する光熱水費を計上するものです。

5項1目保健体育総務費、04細目体育館維持管理事業8万円の増は、同じく高騰する光熱水費の増額補正となります。

3目給食施設費、02細目学校給食センター事業706万2,000円の増は、電気料や食料品等の高騰に伴い、燃料費や光熱水費、賄材料費を計上いたします。

26ページ、27ページ、お願いいたします。

10款1項1目農林水産施設災害復旧費、01細目農林水産施設災害復旧費4,040万円の増は、国府里地区及び下味庄地区の揚水機場などの復旧に係る経費をはじめ、農道や農業用排水路等における倒木及び土砂の撤去費を計上するものです。

2項1目道路橋梁災害復旧費、01細目道路橋梁災害復旧費800万円の増は、町道1297号線ののり面復旧に係る工事費を計上するものです。

2目河川災害復旧費、3項1目小学校災害復旧費、4目文化財施設災害復旧費につきましては、地方債の借入れに伴う財源変更です。

歳出の説明は以上です。

続きまして、歳入を説明いたします。

ページ戻りまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

12款1項1目地方交付税1億3,661万9,000円の増は、臨時財政対策債の減などを要因とするものです。

16款1項1目民生費国庫負担金243万5,000円の増は、児童手当や障害者への給付費などの負担金です。

3目公共土木施設災害復旧費負担金533万5,000円の増は、町道1297号線災害復旧工事における負担金です。

2項2目教育費国庫補助金245万円の増は、小中学校における防犯カメラ購入に伴う補助金です。

3目災害復旧費国庫補助金649万9,000円の増は、国府里地区及び下味庄地区における揚水機場復旧工事に伴う補助金です。

6目総務費国庫補助金269万5,000円の増は、住民記録システム改修に係る補助金とともに、次の12ページ、13ページ、住民基本台帳システムや健康管理システムの全国的な標準化、共通化に係る洗い出し事業に伴う補助金です。

17款1項2目民生費県負担金99万7,000円の増は、児童手当や障害者への給付費などの負担金です。

2項2目民生費県補助金150万円の増は、重度心身障害者の医療費に対する補助金です。

4目農林水産業費県補助金253万8,000円の増は、イノシシの捕獲実績に伴う増額補正を行うとともに、稲塚地区における電気柵購入、地域計画策定に伴うアンケート調査に係る補助金です。

19款1項3目ふるさと応援寄附金2,000万円の増は、見込みに基づく増額補正です。

14ページ、15ページをお願いいたします。

20款1項1目財政調整基金繰入金1億5,000万円の減は、災害復旧事業における地方債の借入れなどに伴う減額補正を行うものです。

21款1項1目繰越金80万2,000円の増は、財源不足分を補うものでございます。

22款3項2目雑入51万6,000円の増は、介護予防サービスにおける計画策定費です。

23款1項1目臨時財政対策債3,424万円の減は、国から借入れ可能額が示されたことによる減額補正を行うものです。

2目総務債740万円の増は、庁舎空調設備の入替えに伴う設計業務に対し、借入れを行うものです。

4目教育債220万円の増は、小中学校における防犯カメラ購入費に対し借入れを行うものです。

6目災害復旧事業債1億250万円の増は、補助災害復旧事業債が1,370万円、単独災害復旧事業債が8,880万円の内訳となっております。

最後に、地方債補正を行いますので、4ページ、5ページをご覧ください。

臨時財政対策債は、国から借入れ可能額が示されたことに伴いまして、5,800万円から3,424万円減額し、2,376万円に変更いたします。

学校教育施設等整備事業債は、小中学校の防犯カメラ購入に係るものとし、6,040万円から220万円減額し、6,260万円に変更します。

続いて、脱炭素化推進事業債は、庁舎空調設備入替えに伴う設計業務に係るものとし、740万円を追加いたします。



補助災害復旧事業債は、台風13号に伴う町道1297号線、国府里地区及び下味庄地区の揚水機場の復旧に係るものとし、1,370万円を追加いたします。

単独災害復旧事業債は、同じく台風13号に伴う農業用施設や道路、河川等の復旧に係るものとし、8,880万円を追加いたします。

起債の方法、利率、償還の方法は、従前のものと変更ございません。

以上、一般会計の補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

8番、池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 8番、池沢でございます。

一般会計の、ページで27ページの災害復旧費なんですけれども、農林水産施設災害復旧費の14節の工事請負費が3,200万円というふうにありますけれども、先ほどの説明では国府里と下味庄の揚水機場の災害の復旧整備だということでございますけれども、ちょっと国府里と下味庄の工事費の内訳をご説明いただけますか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

両方で500万円ずつ、1,000万円の工事費の計上を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 500万円、500万円の、じゃ揚水機場は両方で1,000万円ということですね。

それと、国府里地先ですけれども、平成元年の大雨でもそうだったんですけれども、今回の9月の大雨でもコメリさんがかなり浸水をしておりますけれども、コメリさんに対する何か町からの補償というのはあったのかどうか、お聞きいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

コメリさんは商店でございまして、事業所ということで特段措置はございませんでしたが、ちょっと手元に資料がないんですが、見舞金ということでお支払いをしていると認識してお

ります。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 今の説明ですと、単なる見舞金で済んでいるということでございますけれども、一切、事業所の場合はこういう天災を受けても、何らの補償というのはいないんですか。

ないと、逆に言えばこういう企業が何回も同じような災害を食うと、どっかに行っちゃうんじゃないかって、私、気がするんですけども、そういう点についてもどうなんですか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

現状では、制度設計上そういうものはないのでございますので、今後の検討課題ということとでしたいと思います。よろしく願います。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 今後の検討課題という答弁でございますけれども、期間をあまりかけないで、いつ災害がまた起きるかってのは分かりませんので、やはり町はそんなにこういう企業は多くありませんので、せっかく来ていただいたのに、こういうような災害が何回も起こると、企業がもう来なくなっちゃうんじゃないかという懸念も私、していますんで。

もう一つ、ここの国府里地先の、前回と全く同じパターンだと思いますけれども、何か根本的な対策を町としてはお考えなのか。浸水を防ぐ根本的なことを何か考えておるのか。また同じような大雨が降れば、同じことが単純に起きちゃうように今は考えているのか。ちょっとその辺をお聞きさせていただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 財政のほうで恐縮です、お答えさせていただきます。

確かに、私も客観的に見ておまして、同じ場所で同じような現象が起きてということで、2回ほど確認をしているところです。

個人的なことをここで申し上げるべきじゃないのは承知しておりますけれども、私、あの状況を見ていて、やはり水門の河積阻害のような形が、あそこで物が引っかかって、あそこから流れが外に出てしまっていて、県道側に出てコメリ側に行って、国府里の一部の交差点周辺

のところ、害を及ぼしてしまっている、これはもう多分否めないんじゃないのかなと思います。

それで、今回のこの復旧に関しては、ちょっと今、査定とかそういうのでどういうふうになっているのか、ちょっと私も承知しておりませんが、議員の今のご指摘の趣旨かと思いますが、根本的に水門の姿をまた何らかの工夫をかけていかないと、これは繰り返しになっていくのかなというふうには、財政とか何かで内部で話をしているところでは、そういうことを共有しているところです。

課題だというふうに認識を持っているものの、早急に今回の対応でそれができるのか、できないのか、その辺についてはちょっと私のほうでは答弁を差し控えさせていただきますが、議員の趣旨かと思いますが、原因はいずれにしても河積阻害となってしまっている水門ではないかなというふうに私は認識しております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 今の白井課長のご答弁ですと、水門が原因の一端を占めているんじゃないかという答弁でございますけれども、そういうことであれば地元とのまた協議も必要でしょうけれども、揚水機場ですから産業振興課のほうになると思いますけれども、地元とそういうような話し合いをする考えはございますか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えします。

当然、議員おっしゃるとおり、地元との協議、地元負担というところで水門等の改修は行っていかなくちゃいけないとは思っていますが、現時点ではそういう場を持つというところでは考えておりません。

ただ、今、お話があったとおり、今後、何度もあってはいけないというところであるのであれば、地元との協議をするべきかなと、今、私、個人的には思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 今後、やっぱり同じようなことが何回も起きないように、根本の原因が把握できるのであればそのようなものを解消して、今後、大雨が降ってもそのようなことが発生しないような努力を望んで質問を終わります。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありますか。

9番、本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） すみません。今、池沢議員と同じような質問で申し訳ないんですけども、あそこの国府里の地先のところなんですけど、水門というお話がありました。

水門ももちろんそうだと思うんですけども、コメリ側のU字溝のところの、これは建設環境課にもご相談に行きました。そのときに、コメリ側のところの水路なんですけれども、全然機能していないというか、全然そこだけは水が流れていないというような状況がありまして、建てたときにコメリとの何か、県か県道なのか分からないんですけども、それがよく分からないからということで、ちょっと調べてみるということでお話があったんですが、ご相談に行ったときに。

でも、それ以来、何も連絡もないですし、一応県のほうにも相談していただきたいということではお話ししているんですけど、課長はその辺は聞いていただいているんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ただいまのご質問の、県への依頼に対する回答というところまでは認識してございませんけれども、当時の開発時の書類を担当係が持ってきて自分の机で確認し、その上、当然隣接するのは県道ですので、県道に対しても報告、ご依頼を申し上げたのは承知しております。

ただ、冒頭申し上げましたように、それでどうするということまでには至っていないというふうに認識というか、どういうふうにするかという回答までは得ていないというふうに思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 原因をしっかりと究明していかないと、また同じことの繰り返しということで、あそこの近辺の方が、本当に大雨になったときに急激な、水門だけではないというようなこともお話を伺いました。

なので、その辺の当時のことの記録というものもちょっと分からないということで、調べさせていただいたときにはありましたので、その辺をしっかりと究明していかないと、また同じことになるなということで感じますので、ぜひ究明していただけるような措置をぜひお願いしたいなと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

資料を出してきました、コメリの駐車場の下に調整池みたいなものがあるんですけども、その大きさにつきましては、開発行為の示すサイズは確保されているということで承知しています。

ただ、雨の量も実際にありましたし、河川側からの流入もありますので、降雨量に対する規定以上の水量があることはご理解はいただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 総務課長にも相談に行かせていただいて、コメリ側の、信号から行きますとコメリが右側で、その先がやっぱり田んぼというか、今、池になってしまっているというのが現状で、雨が降りますとそこもいっぱいになりまして、今、車屋さんがあるその脇の、今、休耕地になっている土地もあると思うんですけども、その排水も見てみますと、何か造らなくちゃいけないから少し造ったみたいな形で、機能していないというのが現状だなというのがありまして、そのことも総務課長にも相談に行ったんですけども、民地ということもありまして何もできないということであったんですけども、あのままではコメリからも何とかしてもらえないかということで、町にはお話をしたということではございましたけれども、その辺はどのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） すみません、手元に資料を何も持ってまいりませんでしたので、今後、その辺、原因究明に向けて、課題として整理させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありますか。

7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 若菜課長、お願いしたいと思います。

浄化槽の需用費、修繕料65万円ですけども、ちょっと聞きたい点、5点。

まず、設置型が始まってから何年たつか。浄化槽のどの部分がどのように劣化しているか。ちょっと速いかな。設置してから何年くらいして、この劣化の症状といいますか、状態が起きたのか。また、その劣化、何基あるのか。劣化のあった浄化槽のメーカーが分かったら、教えていただきたいと思いますが、ほかのメーカーと比べていかがでしょうか。ほか

は何ともないんだけど、ここのメーカーだけ劣化して傷んできたんだよとか、そういうことがあるでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

まず、いつからという表現で適切かどうか分かりませんが、この浄化槽事業が平成16年から始まっております。ですので、現在20年近くが経過する中で、もちろん新設もございますし、転換という形で既に設置されているものを引き受けているものもございます。

どこがということなんですけれども、今、申し上げましたように……。

〔「転換して直すということですよ」と呼ぶ者あり〕

○建設環境課長（若菜聖史君） ええ。どこがということなんですが、例年、次の設置の関係とかもあるんですけども、例年大体、半年に1基ぐらいはここのところ、やっぱりちょこちょこ損傷がございます。

今、申し上げましたように20年近くがたっていること、それから今まで設置してあったものが転換という形で引き受けているもの、これもございますので、大体半年に1基ぐらい……。

〔「どの部分かというのは分からない」と呼ぶ者あり〕

○建設環境課長（若菜聖史君） そうです、分からないんです。だから、それはまちまちで、言葉は悪いかもしれませんが、予算枠というような形で捉えさせていただいて、その都度、修繕を繰り返しているというところなんです。

ですので、今回いただく65万円は、そのような中で足りなくなってしまった部分を補正予算させていただくというところがございます。今申し上げましたように大体半年に1基ぐらいがもうちょこちょこ壊れておまして、それがどこのメーカーかという、今申し上げたように私どももちょっと、もう20年近くたっていますので、そういう形でいろんな不具合が生じ始めているのは事実でございますので、そのような予算の取り方をさせていただいて恐縮なんですけど、計上させていただいているというところがございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 今の答弁ですと、じゃ何年ぐらい設置してから何年ぐらいたって劣化の症状が出たとか、何基ぐらい劣化したものがあるとか、ほかのメーカーと比べて、そうい

うあとの3つ、私が質問したもの全部、分からないということですよ。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） 申し訳ございません。議員のおっしゃるとおりでして、事細かなところにつきましては、ケース・バイ・ケースということで承知してございません。

それで、すみません、先ほどの私の答弁でちょっと誤りがございます。大体、半年に1基と申し上げましたけれども、申し訳ございません、一月に1基のペースで多かれ少なかれの損傷があるということで、事細かな、例えば浄化槽自体にちょっとした穴が空いて水が漏れるとかそういうこともありますし、ほかの部分が悪れたりとかそんなこともありますので、その金額は大小あるんですけれども、現在、一月1基ペースでいきますと不足がこれだけ生じるおそれがあるということで、予算を計上させていただいたところです。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 最後の再質問にさせていただきますけれども、20年近くたった。年間10基あったとして200基。その200基のメーカーですね、1社とは限らないと思うんですけれども、何社ぐらいの浄化槽のメーカーを使っていますか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） 申し訳ございません。私自身が手元に資料を用意してございません。5社ぐらいあるということで伺っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑。

11番、三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 11番、三枝です。

ちょっと質問する前に確認、私の解釈が違っているかも分かりませんので、ちょっと確認したいことがございます。

補正予算という形でちょっと質問したいと思うんですけれども、今、課題としまして光熱費、これについて確認したいんですけれども、本来、これについては当初予算から入っておると思うんです、幾らかかるからこれだけのお金ですよ。

補正という形になりますと、何らかの理由で足りないから、その分、これでお金を使いますというような解釈だと思ってしまうんですけれども、その辺については大丈夫ですかね、企画課長。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

令和5年度の予算を組むに当たりまして、役場の職員のほうは大体9月、10月ぐらいから予算づくりが始まるんですけれども、昨年その時期にもう既に令和4年度の当初に比較して3割程度、電気料金はもう、いわゆるウクライナの関係なのか、様々な要因があって上がってきておりました。

どこまで上がっていくのかが分からなかったので、作成当時がちょうどこの時期だったので、各課からは約3割アップで新年度の予算をお願いした。何とかもう少しぐらいでいこうと思っていたところが、今、現在お願いしているのが大体おおむね、そこからまた6割アップぐらいということで、今回の補正の予算の額になっているということになります。

ということで、予想ができていなかった部分もあるんですけれども、状況としてはそういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 分かりました。

というのは、現在、例えば本庁舎、係っているところの資料がございます。それで、一応688万円、補正を出しておるんですけれども、私、ちょっと気になったものですから、令和5年度の予算をひっくり返して見ました。その光熱費が1,300万円あるんです。トータルしますと約2,000万円という金額になるんですけれども、その2,000万円の中の約700万円ですか、その占める割合、結構多いんですね。

今、課長がおっしゃっていた予想がつかなかったんだというふうなお答えをされておるんですけれども、確かに予想がつかないかもしれませんが、3割もちょっと余計に見ていて、なおかつ700万円ぐらいのお金が足らなかったということになると、もうちょっと何とかならなかったのかなと。何ぼ高騰、高騰といっても2倍、3倍上がるわけじゃないですので、その辺のこともちょっと、今さっきお答えしていただきましたから大体分かるんですけれども、そんなふう思うところが1点と、それは本庁舎のことです。

それからもう1点、こども園にまた例を取ってみますと、予算が480万円取っておったんですが、補正につきましては300万円。これ、400万円に対し300万円、割合8割弱のプラスになっておるんですけれども、5割近くプラスになっているところもあるし、8割近くプラスになっているところもあるしというふうな金額の差をちょっと、どうしてこんなふうになっちゃったのか。5割であれば5割でほとんどいくんじゃないかと思うんですけれども、ちょっとその辺をお聞かせください。



○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

一般家庭とちょっと違うところは、新電力であることというのが多分影響が大きくて、その分がちょっと理解がなかなか縮まらない部分なのかなというのは承知しているつもりであります。

新電力、電力の自由化に伴ってということで、国において平成28年に電力自由化が始まりまして、本町では平成29年2月から、早々にと申しますか、比較的早くに新電力に移行いたしました。これは、当時の行政改革だとか集中改革プランだとかそういうところにも、はるか前からその辺をうたっておりまして、その機を捉えてということで、議会の中でも質問等もいただきながら始めたところでございます。

当時は、多分この庁舎だけで年間180万円から200万円ぐらい電気料が下がった、新電力に変えることによって下がったという効果があったということで、行革としてはよかった、よかったというところだったというふうに理解しております。庁舎だけではないので、ちょっとほかは多少の差はあるかと思えます。

そういうようなことで新電力が始まったというところと、今回言っている新電力は火力を中心とした発電でございまして、今回の影響を非常に受けているということで、一般的にいう東京電力さんの値上げ幅よりもはるかに大きくなってしまって、それがかえっていわゆるデメリット側のほうに今、振れているということでございます。

電力の値上げの関係の庁舎の関係でいいますと、今年度の予算で、私の手元が正しければ恐縮なんですけど、当初予算1,260万円に対して現在の見込額1,940万円っていうのが、ちょうど計算上65%ぐらいとなります。先ほどご答弁いたしました6割程度というところでございます。

同じように、こども園のほうなんですけれども、令和5年度の予算410万円ぐらい、令和4年度の実績と比較いたしますと、現在、見込みで737万円を見込んでいるんですけど、その割り返しは67%ということで、ちょっとパーセンテージの二、三%のぶれはあるんですけども、あとは使用量の問題ですとかそういうところもございますので、量、かさの問題ですね、ございますので、その辺はご理解いただければと思います。おおむね60%台で他の施設も推移しているものというところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 細かく説明していただきありがとうございます。確かに電力会社等々の問題があると思います。

現在は、これはぜひ、高止まりしておるわけなんですけれども、昨日も私、言いましたけれども、細かいところからやっていきたいと思いますということで、LEDに変更してもらいたいというふうなお話をしたと思うんですけれども、できるだけ早めに電力消費の少ない、そういう照明器具に変えていって、これを1円でも2円でも安くする方法で考えていていただきたいというふうに私の考えは思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） まさに本当にそのとおりでございまして、電気の料金のほうを今からどうこうってすぐできる問題じゃないので、やれることからということで、改めてご意見として頂戴し、努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） ありがとうございます。ぜひ、やってください、お願いします。よろしくどうぞ。

終わります。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

5番、高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 5番、高橋です。

小中学校の防犯カメラ購入ということですが、今までのリースしていたものを買い取ったのか、新たに台数を増やすと買ったのか、教えてください。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

リース期間を終了いたしまして、今回、新たなリースということになるとそれにお金がかかるんですけれども、ちょうど今回、防犯カメラの国の補助事業が令和7年度までの時限政策で出てきましたので、今回、そのほうが有利だということでそのようにいたしました。リース期間の終了ということです。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

じゃ、ついでに台数等を教えていただければありがたいです。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

監視カメラの設置台数です。長柄小学校が3台、日吉小学校が4台、長柄中が6台でございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。以上です。

○議長（柴田 孝君） ほかに。

2番、宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 先ほどの光熱費の件にちょっと戻りたいんですが、町の総合計画か、あるいは総合戦略かちょっと忘れちゃったけれども、その中でエネルギーの地産地消というようなことがうたわれていたと思うんですが、今、エネルギー価格がどんどん上がっていているわけですから、これに関して何か既に今、町が考えていらっしゃるのか。

あるいはないのであれば、今かなり注目されつつある例えばバイオガス発電とか、こういった天候とかいろいろな、例えば夜使えないとかそういうことがない自然エネルギーとして注目されているということで、こういった発電に関する設備を今後考えていくような、そういった考えはないんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

先に結論を申し上げますと、今のところ自ら、長柄町のほうから仕掛けて、何かそういうバイオマス発電のようなものをするという考えは残念ながらございません。

企業のほうがこれまでにバイオマス発電のようなものを手がけたい、もしくは始めたいんだけど、国の補助金をどういうふうにつけてきたらいいだろうかみたいな、そういう相談というんですか、そういうのはうちのほうの企画が一応、企業さんの窓口になっているので、これまでに大きなもので1件、ちょっとした問合せでもう1件ということで、こういう土地も比較的安くて、千葉県の中央部に位置してという、多分土地柄もあるんでしょうけれども、そういうようなことで問合せ等いただいて、協議に至ったところまでは実際にございました。

そういう機を逸することなくというか、その事業の計画をちゃんと見極めた上で、一緒になってやっていけるものなのかどうか、その辺も見極めも必要だと思いますし、その辺を逃すことなく、町民に還元できるような形になるかどうかを判断していかなきゃいけないというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

先ほどの質問は、既にそういった地産地消のエネルギー政策ということで何か進められる、あるいは計画的なものが何か既にあるのかどうかということも含めてちょっとお伺いしたんですが、今のお話ですとそれはこれから、今、回答あったようにバイオガス発電とかそういったものも含めて、これからいろいろ検討する可能性がある、そういう捉え方でいいのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） はい、そういう捉え方で結構でございます。努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 以上です、ありがとうございます。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案ごとに採決します。

議案第5号 令和5年度長柄町一般会計補正予算（第7号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 令和5年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 令和5年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 令和5年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎令和4年度決算認定について（委員長報告）

○議長（柴田 孝君） 日程第14、認定第1号 令和4年度決算認定についてを議題とします。

さきの会議において各常任委員会に付託されました令和4年度の長柄町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の審査経過と結果について、各常任委員会の委員長の報告を求めます。

最初に、総務事業常任委員会委員長、池沢俊雄君。

○総務事業常任委員長（池沢俊雄君） 8番、池沢でございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

総務事業常任委員会に付託されました令和4年度長柄町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての審査の過程と結果についてご報告いたします。

本委員会は、9月定例会において決算認定について付託されました。

審査は、去る10月12日に委員会を開催し、執行部から月岡町長をはじめ、担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

その結果、各会計とも計数については監査委員の決算審査意見書のとおり正当なものと認められました。

一方、適正で経済的かつ効率的な予算執行の観点から、審査の過程において当局に対して詳細な説明を求め、今後の予算執行に際しては、より一層改善、検討すべきものとして要望した事項もありました。それらの事項については、当局の適切な措置を期待するものです。

なお、審査質疑の主な事項について要約し、順次申し上げます。

まず、企画財政課の審査では、「空き家バンク登録促進事業補助金と住宅リフォーム補助金の違いとは何か」との質問に対し、「住宅リフォーム補助金は、町内の住宅を所有している方全てが対象になる。空き家バンク登録促進事業補助金は、空き家バンクに登録している物件を購入もしくは借りた方がリフォームする場合に対象になる。空き家バンクは移住、住宅リフォームは定住のイメージである」との答弁がありました。

次に、「特産飲料の製造業務について、「ながらとガラナ」の在庫の販売と保管はどうなっているのか。また、在庫がある中で新しく製造する必要はないのではないか」との質問に対し、「販売は、町観光協会が間に入り各店舗に販売している。保管については保健センター1階に保管し、在庫は500箱である。製造については、各事業者に意見を聞いている段階であり、売行きの実態を把握した上で判断し、予算執行に当たっていきいたい」との答弁がありました。

次に、「ふるさと納税の制度変更について、具体的な説明を求める」との質問に対し、「これまでは返礼品の額が3割以内と、配送料やポータルサイトの使用料等で5割以内と定められていた。変更後は、ワンストップ特例の書類を送る料金等が対象経費として含まれることになった」との答弁がありました。

続いて、総務課の審査では、「自主防災組織について、冠水により孤立した避難者を集会所で受け入れる体制とマニュアル作成の進捗状況について伺う」との質問に対し、「各自治

会長に分散避難をお願いしており、集会所を活用する場合に備え避難所運営マニュアルを各自治会長へ配付し、内容を各自主防災に沿ったものに修正し、活用していただくようお願いしている」との答弁がありました。

次に、「庁舎などの電気代高騰に対応するため、太陽光の活用方法はあるか」との質問に対し、「太陽光パネルや蓄電池の設置については、庁舎屋根には耐震性の問題があり設置ができない。駐車場を活用しての太陽光パネル設置について、検討中である」との答弁がありました。

続いて、税務住民課の審査では、「固定資産税の不納欠損額が高い要因は何か」との質問に対し、「法人の倒産に伴い、破産手続を行ったことによる不納欠損となったためである」との答弁がありました。

続いて、産業振興課の審査では、「中核的農家規模拡大円滑化助成事業補助金の内容と、作付作物について伺う」との質問に対し、「農地利用集積計画を利用している認定農業者もしくは3町歩以上耕作する農業者、4町歩以上耕作する組合が対象であり、作付作物とは関係がない」との答弁がありました。

次に、「農業次世代人材投資資金について、制度を活用する条件とは何か」との質問に対し、「認定新規就農者となり、就農時間、所得を達成するような経営計画を策定し、町に申請する必要がある」との答弁がありました。

続いて、建設環境課の審査では、「刑部川河川工事の繰越しについて、工事の中断理由と完了日について伺う」との質問に対し、「完了日は令和6年3月15日を予定している。工期が延びた理由は、地質の関係で湧水が出てしまい、工法の変更を検討したためである」との答弁がありました。

次に、「町営立烏住宅の将来的な展望について伺う」との質問に対し、「居住者には早い時期での転居をお願いしており、取壊しも含め、今後について検討していく。また、一宮川の整備計画によって新たな事案が出てくる可能性もあるため、県と連携を密にして情報収集をしていく」との答弁がありました。

終わりになりますが、最少の経費で最大の効果が得られるよう、より一層の努力と審査の結果を令和6年度予算編成に反映していただきますよう要望いたします。

以上のとおり、本委員会は審査、質疑等の結果を付し、付託されました令和4年度長柄町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定することと決定しました。

以上をもちまして、総務事業常任委員会の委員長報告を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） ご苦労さまでした。

次に、住民教育常任委員会委員長、鶴岡喜豊君。

○住民教育常任委員長（鶴岡喜豊君） 令和4年度決算審査住民教育常任委員会委員長報告をさせていただきます。

9月の第3回議会定例会において本常任委員会に付託されました案件は、令和4年度長柄町一般会計決算、令和4年度長柄町国民健康保険特別会計決算、令和4年度長柄町介護保険特別会計決算、令和4年度長柄町後期高齢者医療特別会計決算についてです。

これらの審査のために、去る10月13日に委員会を開催しました。執行部から月岡町長をはじめ、担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、審査の結果であります。各会計において、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程でなされた質疑のうち、主なものを要約して申し上げます。

学校教育課の審査では、「小学校児童遠距離通学補助金のバス事業者及び中学生は補助がないのか」との質問に対し、「事業者は小湊バスで、中学生は遠距離の場合、自転車での通学となる。このことから、補助金は距離に応じたものになる」との答弁がありました。

「日吉小の屋内運動場天井改修工事について、耐震調査などを実施していると思うが、どういった状態であり、地震時に落下のおそれがあるという指摘はなかったのか」との質問に対し、「改修工事が必要となった大きな理由はつり天井となっていること、東日本大震災で公共施設が非常に大きな被害を受けたことから、建築基準法の改正があり、改修工事が必要になった」との答弁がありました。

「長柄町の学校教育課がALTに求めること」との質問に対し、「言葉・言語についてはもちろん、同じくらい大事なものとして外国の文化、食べ物や習慣を知ることや、コミュニケーション、手紙のやり取りなど触れ合いを大事にしている」との答弁がありました。

生涯学習課の審査では、「電子図書の利用状況を伺いたい」との質問に対し、「令和4年度ログイン数230件、閲覧が340件、貸出しが113件で、引き続き利用者促進に向けて周知を行っていく」との答弁がありました。

「公民館の図書スペースについて、町民が自発的に、また自主的に学習を行うことができ



るように、17時以降の開放を考えていないか」の質問に対し、「検討していく」との答弁がありました。

健康福祉課の審査では、「福祉センター管理運営業務について、何を支出しているのか」との質問に対し、「福祉センター施設の運営委託費として支出しており、消耗品、燃料費、光熱水費、設備点検などの施設維持管理に対する費用及び風呂の受付に関する人件費などの管理運営に要する費用として支出している。また、委託費は、年度末に実績に応じた精算処理を行っている」との答弁がありました。

「介護保険財政調整交付金は1億1,700万円、一般会計繰入金金が1億2,000万円あり、介護保険の場合は急な給付費の増加などがないと思うが、基金を取り崩し、一般財源の圧縮を図る考えはないか」との質問に対し、「サービスの利用内容の部分で想定しにくい部分がある。町が毎月支出している給付費が約6,000万円であり、万が一の有事の際に備え、約2か月分の給付費に当たる基金残高については、妥当な額と考えている」との答弁がありました。

最後に、総括質疑では、「福祉センターや公民館は自動販売機が置いてあるだけだが、一日ゆったりくつろげるような場所にするため、食事の提供ができる施設などがあればよいのではないか」と意見がありました。

以上のとおり、本委員会は審査、質疑の結果を付し、付託されました議案第3号 令和4年度長柄町一般会計決算、令和4年度長柄町国民健康保険特別会計決算、令和4年度長柄町介護保険特別会計決算、令和4年度長柄町後期高齢者医療特別会計決算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、住民教育常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（柴田 孝君） ご苦労さまでした。

以上で各常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑にとどめ、町執行部に質疑することはできませんので、ご了承願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

認定第1号 令和4年度長柄町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算は、各常任委員会委員長報告のとおり、これを認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 孝君） 起立全員。

よって、令和4年度歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は3時25分といたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### ◎議会基本条例策定特別委員会委員の指名

○議長（柴田 孝君） 日程第15、議会基本条例策定特別委員会委員の選任を行います。

議会基本条例策定特別委員会委員の選任は、議会委員会条例第7条第4項及び議会基本条例策定特別委員会規程第3条第2項の規定により、議長より指名します。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

これより指名します。

1番、金坂光章君、2番、宮坂陽一郎君、3番、佐久間繁英君、4番、神崎清美君、5番、高橋智恵子君、6番、岡部弘安君、7番、鶴岡喜豊君、8番、池沢俊雄君、9番、本吉敏子

君、10番、古坂勇人君、11番、三枝新一君、以上11名。

ただいま指名した皆さんを、議会基本条例策定特別委員会委員に選任することとします。

引き続き、議会基本条例策定特別委員会委員長及び副委員長の選任を求めます。

選任方法は、委員会条例第8条第1項及び第2項並びに議会基本条例策定特別委員会規程第4条第2項の規定により、委員会において互選となっておりますが、慣例により議長から指名してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） ご異議がございませんので、議長より議会基本条例策定特別委員会委員長及び同特別委員会副委員長を指名します。

議会基本条例策定特別委員会委員長、11番、三枝新一君、議会基本条例策定特別委員会副委員長、10番、古坂勇人君を指名します。

---

#### ◎日程の追加

○議長（柴田 孝君） お諮りいたします。

ただいま、三枝新一議員、古坂勇人議員、岡部弘安議員から、議会基本条例策定特別委員会、議会運営委員会、議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査の申出が提出されました。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

議会基本条例策定特別委員会、議会運営委員会、議会広報編集特別委員会に関わる閉会中の継続調査の申出3件を日程に追加することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。着席のままお待ちください。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時31分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（柴田 孝君） 追加日程第1、閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

お手元に配付しましたとおり、議会基本条例策定特別委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（柴田 孝君） 以上で、本定例会の会議に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録整理については議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これもちまして、令和5年長柄町議会第4回定例会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時33分